

○海上衝突豫防法

三六四

くに充分なる時間を見定め最も見得易き所に白色の閃火又は炬火一箇を表示すへし

甲及び乙に規定したる諸燈は少くも二海里の距離より見得べきものを要す

五 桁網を用ゐて牡蠣採取に従事する船舶其の他桁網を用ゐて漁業に従事する船舶は打たせ網を用ゐて漁業に従事する船舶と同一の燈を掲げ及之を表示すへし

六 漁船は本條に規定したる燈を掲げ及之を表示する外何時にても閃火を用ゐ且漁業用の燈火を用ふるを得

七 長さ百五十尺未満の漁船碇泊中は周回少くも一海里の距離より見得べき白燈一箇を掲ぐへし○長さ百五十尺以上の漁船碇泊中は周回少くも一海里の距離より見得べき白燈一箇を掲げ且第十一條に規定したる白燈一箇を増掲すへし

長さ百五十尺未満なるる百五十尺以上なるるを問はず碇泊中の漁船漁網其の他の漁具を結著したるときは他船の我船に近寄り來るとき碇泊燈の下方少くも三尺を隔て且漁網其の他の漁具の方向に於て水平上少くも五尺を隔て白燈一箇を増表すへし

八 漁船漁業に従事中漁具の岩礁其の他障碍物に纏著したる爲め停留するときは晝間にありては第十に規定する晝間信號を引下し夜間にありては碇泊船と同一の燈を表示し又霧中降雪其の他暴雨中は碇泊船に對して規定したる霧中信號を爲すへし(第十條第四項及未項参照)

九 霧中降雪其の他暴雨中流し網打たせ網桁網又は延繩を用ゐて漁業に従事する總積量二十噸以上の船舶は汽船にありては汽笛若くは汽角帆船にありては號角を用ゐ一分時より多からざる間隙を以て一聲を發し之に續きて號鐘を鳴らすへし總積量二十噸未満の漁船は必しも此の信號を爲すを要せず然れども之を爲さざるときは一分時より多からざる間隙を以て適宜他の有效なる音響信號を爲すへし

十 網延繩又は打たせ網を用ゐて漁業に従事する船舶航行中晝間にありては最も見得易き所に籃其の他の信號を掲げ近寄り來る他船に其の漁業中なることを表示すへし若し碇泊中の船舶漁業具を投下せるときは他船の近寄り來りたるとき同様の信號を他船の航過し得る舷側に於て表示すへし

本條に依り特に規定したる燈を掲げ及之を表示するを要する船舶は第四條第一項及第十條末項の燈を掲ぐるに及ばず

第十條 他船に追越されむとする船舶は他船に向て船尾より白燈を表示し又は閃火を發すへし本條に従て表示すべき白燈は豫め船尾に掲置くを得然れども此の燈は少くも一海里の距離より見得べきものにして常に不同なき亮明の光を發し鍼盤の十二點間を照すべく製造し船の正後より左右へ六點間宛射光の及ぶべき様隔板を裝置し成るべく舷燈と同一の高さに掲ぐへし

第十一條 長さ百五十尺未満の船舶碇泊中は前方の最も見得易くして船體上より二十尺を

○海上衝突豫防法

三六五

越ゆる所に白燈一箇を掲ぐへし此の燈は常に不同なき亮明の光を發し周回少くも一海里の距離より見得へきものたるを要す○長さ百五十尺以上の船舶碇泊中は前方の最も見得易くして船體上二十尺以上四十尺以下の所に前項の白燈一箇を掲げ且船尾若しくは其の最寄に於て前方の燈より少くも十五尺下方に同種の白燈一箇を掲ぐへし

本條船舶の長さは本船舶籍證書面の長さに依るへし○船路若しくは其の最寄に於て乗揚げたる船舶は本條白燈の外尙第四條第一項に規定したる紅燈二箇を掲ぐへし

第十二條 各船他船の注意を喚起する爲必要なりとるときは本法に規定したる船燈の外尙閃火を發し或は難船信號と混同せざる爆裂信號を發するを得

第十三條 本法船燈の規定は二艘以上の軍艦又は軍艦に護送せらるる船舶に増掲する列位燈及信號燈に關し各國政府に於て特に制定したる規則の施行を妨げず又船舶所有主に於て其の國政府の許可を受け登簿公告の手續を経て私用する識別の信號の使用を妨げず第十四條 汽船晝間に帆のみを以て運轉するも其の烟突を引下げるときは前方の最も見得易き所に直徑二尺の黒球若しくは黒色形象一箇を掲ぐへし

霧中信號

第十五條 航行中の船舶に關し本條に規定したる信號を爲すには左の信號器を用ふへし汽船は汽笛若しくは汽角○帆船及他船に引かれて運行する船舶は霧中號角○汽船中長聲は四秒乃至六秒時間の發聲を謂ふ

汽船は汽力其の他之に代用すへきものに因り發聲する適當の汽笛若しくは汽角を音響の妨害物なき所に裝置し且號鐘及機關の作用に因り發聲する適當の霧中號角を備ふへし又總積量二十噸以上の帆船は汽船同様の號鐘及霧中號角を備ふへし霧中降雪其の他暴雨中は晝夜の別なく左の各項に規定したる信號を爲すへし

- 一 汽船航行中は二分時より多からざる間隔を以て長聲を一發すへし
  - 二 汽船航行中運轉を止めて速力を有たるときは二分時より多からざる間隔を以て長聲を二發すへし但し其の二發の間隔は大約一秒時たるを要す
  - 三 帆船航行中は一分時より多からざる間隔を以て右舷開なれば一聲を發し左舷開なれば二聲を運發し船の正横後に風を受けたるときは三聲を運發すへし
  - 四 船舶碇泊中は一分時より多からざる間隔を以て大約五秒時間劇しく號鐘を鳴すへし
  - 五 他船を引き運航する船舶海底電信線の布設若しくは引揚に従事する船舶及航行中運轉自由を得ずして近寄り來る他船の航路を避け能はざるか又は本法に遵て運轉し能はざる船舶は本條第一項及第三項に規定したる信號の代りに二分時より多からざる間隔を以て三聲を運發し即ち長聲を一發したる後直に短聲を二發すへし又他船に引かれて運航する船舶も此の信號を爲すは妨なしと雖他の信號を爲すへからず
- 總積量二十噸未満の帆船は必ずしも前數項に規定したる信號を爲すを要せず然れども其の信號を爲さるときは一分時より多からざる間隔を以て適宜他の音響信號を

○海上衝突豫防法

三六八

爲すへし

霧 中 速 力

第十六條 霧中降雪其の他暴雨中は各船現時の現況に注意し適度の速力を以て進行すへし汽船其の正横より前面に方りて他船の霧中信號を聞き其の所在を定め得ざるときは成るべく機關の運轉を止め全く衝突の虞なきに至るまで其の運航に注意すへし

航 方

衝突の危険は其の現況により我船に近寄り來る他船の方位を看守して之を豫知するを得若其の方位儘に變更するを認めざるときは危険あるものと知るへし

第十七條 二艘の帆船互に近寄りて衝突の虞あるときは其の一艘より左の如く他船の航路を避くへし

- 一 一杯に開かざる船は一杯に開きたる船の航路を避くへし
- 二 左舷に一杯に開きたる船は右舷に一杯に開きたる船の航路を避くへし
- 三 一杯に開かざる二艘の船、風を受くる舷同じからざるときは左舷に風を受けたる船より他船の航路を避くへし
- 四 一杯に開かざる二艘の船風を受くる舷同じきときは風上の船より風下の船の航路を避くへし
- 五 船尾より風を受けたる船は他船の航路を避くへし

第十八條 二艘の汽船正しく眞向又は幾んど眞向に行達ふて衝突の虞あるときは兩船とも鹹路を右舷に轉じ互に他船の左舷の方を行過すへし

本條は兩船正しく眞向又は幾んど眞向に行達ふて衝突の虞あるときに限り適用すへし

兩船各々其の鹹路を保ちて互に替り行くときには適用すへからず  
本條を應用すへき場合は兩船共に正しく眞向又は幾んど眞向に行達ひたるとき即ち晝間

にありては我船の櫓と他船の櫓と一直線又は幾んど一直線に見ゆるとき夜間にありては互に他船の兩舷燈を見るさまに限るへし

本條は晝間他船の我鹹路を横切りて我船の前面に見ゆるとき又は夜間我船の紅燈他船の紅燈に對し或は我船の綠燈他船の綠燈に對するときは又は我船の前面に綠燈を見ずして紅燈を見或は紅燈を見ずして綠燈を見るときは又は綠紅の兩燈を我船の前面より他の位置に見るときは適用すへからず

第十九條 二艘の汽船互に航路を横切り衝突の虞あるときは他船を右舷に見る船より他船の航路を避くへし

第二十條 帆船と汽船と互に近寄り衝突の虞あるときは汽船より帆船の航路を避くへし

第二十一條 本法航方に依り二船の内一船より他船の航路を避くるときは他船に於て其の鹹路及速力を保つへし○但し他船に於て天氣密濛又は其の他の事故に因り航路を避くる船の處置のみにては衝突を避け能はざる程兩船接近したることを認むるときは自ら亦臨

○海上衝突豫防法

三六九

○海上衝突豫防法

三七〇

機衝突を避くるに至當の處置を爲すへし

第二十二條 本法航方に依り他船の航路を避くべき船は成るべく他船の前面を横切るべからず

第二十三條 本法航方に依り他船の航路を避くべき汽船は他船に近寄りたるべき時宜に應じて速力を緩め若くは運轉を止め又は後退すへし

第二十四條 總て他船を追越す船は本法航方中前數條の規定に拘はらず他船の航路を避くべし總て他船の兩舷正横後の二點以外即ち夜間にありて舷燈を見難き位置より其の船を追越さんとする船舶は之を追越船と爲し其の後他船の位置に變更を來すも其の追越船を以て本法の航路横切船と爲さず故に其の船は兩船を全く追越し了るまで他船の航路を避くべきものとす○晝間他船を追越さむとする船舶にして前項に記載したる方位の内外を辨知し難きものは本船を追越船と看做して他船の航路を避くべし

第二十五條 汽船狹隘の水道に於て無難に通航し得るときは其の中流の右側即ち本船の右舷に當る方を航行すへし

第二十六條 航行中の帆船は網或は繩を用ゐて漁業に従事する帆船の航路を避くべし但し漁船と雖も他船の通航すべき線路を妨ぐべからず

第二十七條 本法を履行するに當り運航及衝突に關し百般の危険に注意するは勿論若危険を切迫して本法を履行し能はざる特殊の場合に於ては其の危険を避くる爲臨機の處置を爲すことに注意すへし

航路信號

第二十八條 本條中短聲とは大約一秒時間の發聲を謂ふ

航行中の汽船他船に近寄り航路を變せむとするときは汽笛若くは汽角を以て左の信號を爲し他船に我船の航路を通知すへし

短聲一發 我船航路を右舷に取る

短聲二發 我船航路を左舷に取る

短聲三發 我船全速力にて後退す

懈怠の責

第二十九條 本法は點燈、信號又は見張の怠り其他海員の常務又は臨機の處置に必要な注意の怠りより生したる結果に付船、船主、船長、海員をして其の責を免れしめざるものとす

特例

第三十條 本法は地方長官に於て規定したる港、川其他内海の運航に關する特別規則の施行を妨げず

難船信號

第三十一條 危難に罹りて他船又は陸地より救助を要する船舶は左の信號を同時又は別々

○海上衝突豫防法

三七一

○水難救護法抜萃

三七二

に使用すへし

晝間信號

- 一 大約一分時の間隙を以て砲又は其の他の爆裂發火信號を一發す
- 二 萬國船舶信號書に掲載するNC難船信號を表示す
- 三 方形旗の上又は下に球若くは之に類似のものを掲ぐる遠隔信號を表示す
- 四 霧中信號器を以て間斷なく音響を發す

夜間信號

- 一 大約一分時の間隙を以て砲又は其の他の爆裂發火信號を一發す
- 二 船上の發焰(タール桶、油樽等を燃燒するの類)
- 三 星火を發する榴彈或は火箭を一時一發つゝ度々打揚ぐ
- 四 霧中信號器を以て間斷なく音響を發す

附 則

第三十二條 本法中船舶積量噸數に關し日本形船は十石を以て一噸に通算す(以下略)

(二) 水難救護法抜萃

(改正 三十三年三月  
法律六六號)

第五條 救護は船長の意に反して之を爲すことを得ず○前項の規定は市町村長に於て船長の人命を保護する手段を不充分なりと認め又は船長に惡意ありと認めたる場合には之を

適用せず

第十條 船長は遭難後遲滞なく船難報告書を作り市町村長に差出すへし但し船舶國籍證書の交付を申請することを要せざる船舶又は湖川港灣のみを限り航行する船舶の遭難に付ては此の限にあらす○市町村長は報告書の事實を審査し相當と認むるときは船長の請求に依り認證を與ふへし○市町村長は報告書の事實を審査する爲船内書類の提出を命じ又は船員、旅客其の他船中に在りたる者を呼出し訊問を爲すことを得

第十一條 市町村長は救上げたる物件左に掲ぐる事項の一に該當すと認めたるときは之を公賣し其の代金を保管すへし

- 一 物件久に耐へ難きこと又は著しく其の價格を減する虞あること
  - 二 爆發物、容易に燃燒すへき物又は其の他の物件にして保管上危險の虞あること
  - 三 保管の費用其の物件の價格に超過し又は其の價格に比し不相當なること
- 前項の規定に依り公賣を爲さんとする場合に於て船長其の地に在るときは市町村長は期間を定め其の期間内に市町村長の相當と認むる擔保を供して物件の引渡を請求せざるべきは公賣に付すへき旨を船長に告知すへし○遭難船舶の所在地船籍港なきときは前項の告知は船舶所有者に之を爲すへし○船長又は船舶所有者に於て第二項の規定に依り物件の引渡を請求したるときは公賣を爲すことを得ず

○水難救護法抜萃

三七三

第十二條 救護に關係したる者は市町村長より救護費用の支給を受けることを得  
前項の規定は左に掲ぐる者には之を適用せず

(一)救護せられたる船舶の所有者又は其の船舶の船員(二)故意、懈怠又は過失に因り遭難を惹起したる者(三)第五條の規定に違反して救護したる者(四)救護に際し妨害を爲し又は不正の行爲を爲したる者(五)遭難物件を持去り又は其の引渡を拒みたる者

第十三條 左に掲ぐるものを以て救護費用とす(一)救護に關係したる者の勞務の報酬(二)第六條の規定に依り土地の使用又は物件の徵用に對する補償(三)救上げたる物件の運搬保管又は公賣に要したる費用

前項の手續を爲さざる者は救護費用の支給を受くることを得ず

第十五條 救護費用の金額は命令の規定に依り市町村長之を定む

市町村長は救護費用の金額を船長に告知し期間を定めて之を納付せしむへし○遭難船舶の所在地船籍港なるとき又は船長在らざるときは前項の告知は船舶所有者に之を爲へし第十六條 船長又は船舶所有者は救護費用を納付して市町村長の保管に係る金銭其の他の物件の引渡を受くへし○船長又は船舶所有者に於て市町村長の相當と認むる擔保を供するときは前項の金銭其の他の物件の全部若くは一部の引渡を受くることを得左に掲ぐる物件は前項の規定に拘らず其の引渡を受くることを得

(一)船員の所持品(二)船員及旅客の食料(三)運送貨を支拂ふことなくして船中に携帯する旅客の手荷物(四)第十七條第二項に掲ぐる物件

市町村長の保管する船舶又は積荷を賣却し抵當と爲し又は質入せんとするときは市町村長の認可を受くへし此の場合に於て市町村長必要ありと認むるときは之に立會ふへし

前項の處分に因り取得したる金銭其の他の物件は市町村長之を保管すへし市町村長に於て第十一條又は前項の規定に依り金銭を保管する場合に其の金銭救護費用の金額に達したるときは直に其の金銭を以て救護費用を支辨し其の殘額は保管に係る他の物件と共に船長又は船舶所有者に引渡すへし

第十七條 船長又は船舶所有者に於て市町村長の定めたる期間内に救護費用を納付せざるときは市町村長は保管の物件又は擔保として差出したる物件を公賣し其の代金を保管すへし○前項の規定は市町村長に於て公賣を爲すも其の代金を以て公賣費用を償ふに足らずと認めたる物件には之を適用せず

第十九條 救護其の效を奏せざるときは救護費用は國庫より之を支給す

船長又は船舶所有者救護費用を納付せざる場合に於て第十七條に定むる手續を爲したる後市町村長の保管に係る金銭を以て救護費用を支辨するに足らざるときは國庫より之を補給し殘餘あるときは船長又は船舶所有者に之を還付す

第二十一條 本章中船長に關する規定は船長に代りて其の職務を行ふ者に亦之を適用す

第二十三條 本章の規定は條約に別段の定ある場合には之を適用せず

第三十一條 遭難船舶救護の場合に於て左の各號に該當する者は五拾圓以下の罰金に處す

(一)正當の理由なくして市町村長の招集に應ぜず又は物件の徵用若は土地の使用を拒むたる者(二)第六條第二項の規定に違反したる者(三)第七條第三項の規定に違反したる者

第三十二條 遭難船舶救護の場合に於て妨害を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し貳拾圓以下の罰金を附加す

第三十三條 第十條第一項の手續を爲すことを怠りたる者は五圓以上五拾圓以下の罰金に處す

第三十四條 詐偽の所爲を以て船難報告書に認證を受けたる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は參拾圓以上參百圓以下の罰金に處す

第三十五條の一 刑法第三百八十五條及三百八十七條の規定は沈没品に亦之を適用す

第三十五條の二 漂流の物件に對し現存する記號を塗抹毀損し若くは新に附記押捺したる者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

(三) 海難其他届出方

(明治三十年六月  
遞信省令第一九號)

第一條 海技免狀を受有する者其の職務を行ふに當り左に掲ぐる事項に該當したるときは當該船長、船長不在なるときは代理者に於て其の地若くは爾後始めて到着したる地の船舶司檢所、同支所、警察署、警察分署、市町村役場若くは浦役場外國に在ては領事館若くは貿易事務館に其の旨を届出つへし

一 其の船舶を放棄したるとき

二 自他の船舶を問はず之に損害を加へ若くは之を沈没せしめたるとき

三 人を殺傷したるとき

四 海難に罹りたる船舶あることを認めたるとき

五 職務上の義務に違背し又は職務を怠りたるとき

六 亂醉粗暴其の他の失行ありあるとき

第二條 第一條各號の事項に該當する事實ありたることを認知し若くは其の事實ありと思料したる者は其の所在地に於て第一條に掲ぐる官廳若くは公署に其の旨を届出つへし

第三條 第一條に違背したる者は貳圓以上貳拾五圓以下の罰金に處す

第二項 信號

(一) 萬國普通信號拔萃

數字信號 (數字表)

F	E	D	C	B	A	L	K	J	I	H	G	R	Q	P	O	N	M	X	W	V	U	T	S	Z	Y
六	五	四	三	二	一	二二	一一	一〇	九	八	七	八八	七七	六六	五五	四四	三三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇	一〇〇	九九	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇
												小數及分數の信號は信號書第一編小數及分數の部にあり													

○引船と引かれ船とに用ふる一旗信號

此の信號は旗を手に携て船舷上に表示するものとす

信號 目的	旗 旗	引かれ船に用ふる意義	引船に用ふる意義
B	A	引索は止めてありや 引索は止めてあり	引索は止めてありや 引索は止めてあり

力	速	引	索													
S	R	Q	P	O	N	M	L	K	J	I	H	G	F	E	D	C
成るべく除力にせよ 徐力にせよ 半速力にせよ 全速力にせよ 機關を停止せよ		引索は止めてあらず 引索を一様に張合せ(す) 引索は延ばす能はず 左舷の引索を引縮むる(めよ) 右舷の引索を引縮むる(めよ) 兩舷の引索を引縮むる(めよ) 左舷の引索を延ばす(ばせ) 右舷の引索を延ばす(ばせ) 兩舷の引索を延ばす(ばせ) 左舷の引索を解き放つ(て) 右舷の引索を解き放つ(て) 兩舷の引索を解き放つ(て)										引索は止めてあらず 引索を一様に張合せ(す) 引索は延ばす能はず 左舷の引索を引縮むる(めよ) 右舷の引索を引縮むる(めよ) 兩舷の引索を引縮むる(めよ) 左舷の引索を延ばす(ばせ) 右舷の引索を延ばす(ばせ) 兩舷の引索を延ばす(ばせ) 左舷の引索を解き放つ(て) 右舷の引索を解き放つ(て) 兩舷の引索を解き放つ(て)		成るべく除力にて進みつゝあり 徐力にて進みつゝあり 半速力にて進みつゝあり 全速力にて進みつゝあり 機關を停止せざるべからず		

○萬國普通信號拔萃



○萬國普通信號拔萃

補	舵	
	W	V U T
Y X	帆を掛くる(けよ) 縦帆を掛くる(けよ)	尙ほ左舷に向くる(けよ) 尙ほ右舷に向くる(けよ) 其儘眞直に行く(け) 風位より六點に向け行く(け)
Z	溺者あり	尙ほ左舷に向くる(けよ) 尙ほ右舷に向くる(けよ) 其儘眞直に行く(け) 船は適當に向かざるべし

○引船を引かれ船に用ふる短閃光の夜間信號

尙ほ左舷に向くる(けよ) ———— 引索を解き放つ(て)

尙ほ右舷に向くる(けよ)

○緊急及切要信號(二旗信號)中一旗の上に標信旒あるもの

信 號	意 義
Aの上に標信旒	我は全速力試験中なり
Bの上に標信旒	我は火藥又は他の爆發物を積入れ(或は卸し)中なり

標信旒	意 義
Cの上に標信旒	然り
Dの上に標信旒	然らず
Eの上に標信旒	綴字信號第一即ち綴字信號を始むる表示
Fの上に標信旒	綴字信號第二即ち一語或は略字の句讀
Gの上に標信旒	綴字信號第三即ち綴字信號を終りたる表示
Hの上に標信旒	止まれ躊躇せよ或は近寄れ我は緊要なることを通信せん
Iの上に標信旒	我は健康證書を有せず
Jの上に標信旒	我は前進しつゝある
Kの上に標信旒	我は後退しつゝある
Lの上に標信旒	我船に危険なる傳染病者あり(或はありたり)
Mの上に標信旒	數字信號第一即ち數字信號を爲すことを表示す
Nの上に標信旒	數字信號第二即ち奇零符を表示す
Oの上に標信旒	數字信號第三即ち數字信號を終りたることを表示す
Pの上に標信旒	我は出帆せん
Qの上に標信旒	我は健康證書を有するも檢疫を免れず
Rの上に標信旒	我前に(を)航過するな
Sの上に標信旒	我は水先人を要す

○萬國普通信號拔萃

○萬國普通信號拔萃

T	の上に標信旒	我を追越す勿れ
U	の上に標信旒	我が汽機は停止せり
V	の上に標信旒	或が汽機は後退しつゝあり
W	の上に標信旒	端舟は總て本船に歸るべし
X	の上に標信旒	我は汝の前に(を)航過すべし
Y	の上に標信旒	護送船隊の諸艦船は再び集合すべし
Z	の上に標信旒	我は汝の背後に(を)航過すべし

右信號中綴字信號第一第二第三及數字信號第一第二第三の使用方法に付ては信號書第一編信號方法の部を見るべし

○緊急及切要信號(二旗信號)中特に危急なる信號

信號	意	信號	意
N. C.	危急なり直ちに助を要す	N. H.	火災(或は漏水あり)直ちに助を要す
N. A.	擱坐せり直ちに助を要す	N. V.	食料缺乏す、餓ふんさす
N. F.	水缺乏の爲め渴死せんさす		

○右の外特に緊急切要なる信號

A. M.	出來事起り醫師を要す	P. T.	水先人を要す
M. N.	直ちに止まれ	D. C.	我等は汝の助けに赴きつゝあり
J. D.	汝は危險に向ひつゝあり	C. P.	助け難し

○遠距離信號中特に危急なる信號

信號	意	信號	意
	我れは擱坐せり直ちに助を要す		出火又は漏水あり直ちに助を要す
	食料缺乏す 餓ふんさす		汝は危險の位置に進みつゝあり

○羅針信號中羅針方位の四要點信號

A. Q. D. 北      A. R. L. 南      A. Q. U. 東      A. S. D. 西

○萬國普通信號拔萃

○モール式特定信號

(二) モール式信號

◎モール式綴字用字母信號符

は約三秒時間の長符を示す  
 ーは約一秒時間の短符を示す  
 ー ー ー 等は起信符とす  
 ー ー ー 等は應信又は受信の符とす  
 各閃光又は各音響の間歇は一秒時間とす  
 各字母の間歇は三秒時間とす  
 各語の間歇は六秒時間とす

G	F	E	D	C	B	A	T	S	R	Q	P	O	N
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

M	L	K	J	I	H	Z	Y	X	W	V	U
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◎モール式特定信號

信 號 意 義

汝は危険の位置に進みつゝあり  
 我は助を要す我れの傍に止まれ  
 氷に出遇ふたり  
 汝の燈火は消えてあり或は直ほすことを要す  
 航路は我船を離れ居る汝は其航路にて我れを替り行き得へし  
 止まれ或は踟躕せよ我は汝に緊要なることを通信せん  
 我れは運轉自由を得ず我れと通信せよ

○引船と引かれ船との間に用ふる閃光信號

○モール式特定信號

- 尚ほ右舷に向くる(けよ)
- 尚ほ左舷に向くる(けふ)
- 引索を解き放つ(て)

◎モール式信號區別符

意義

符

- 起信 等
- 應信又は受信 等
- 句切 (I.L.I.)
- 句讀 (A.A.A.)
- 綴字 (F.F.)
- 繰返 (I.M.I.)
- 全部消信 (W.W.)
- 塗抹 等
- 數字信號 (\*)
- 終了句切 等

(\*) 數は綴語にて信號する方便にして誤り少なし

(三) セマーフォア信號

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
1	2	3	4	5	6	7	8	9	(0) (イアルハンベットのOを用ゆ)					
P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	數字信號	塗抹		

(四) 日本船舶手旗信號法抜萃

(大正六年十一月十三日 遞信省告示第一〇〇五號)

- 一、本信號を行ふには右手に赤色手旗左手に白色手旗を把持するを例とするも尙其他適當のもの又は赤手を以てすることを得
- 二、形象の種別左の如し

○セマーフォア信號

○日本船舶手旗信號法抜萃

種別	名稱	形象	方	法	用	法
原姿	原姿		兩手を垂直に垂る			
零原則	零原則		右手を以て垂下の位置より左方に廻し一圓を畫く			
第一原則	第一原則		兩手を左右水平に出す			
第二原則	第二原則		左手を垂れ右手を垂直に掲ぐ但し「テ」の第二號を作為するときに限り右手を垂れ左手を垂直に掲ぐ			
第三原則	第三原則		左手を左四十五度上右手を右四十五度下に出す			
第四原則	第四原則		右手を右四十五度上左手を左四十五度下に出す			

形	第五原則	第六原則	第七原則	第八原則	第九原則	第十原則
第五原則		兩手を頭上に交叉する				
第六原則		右手を右方水平に左手を頭上より右方水平に出す				
第七原則		右手を垂直に掲げ左手を左方水平に出す				
第八原則		左手を垂れ右手を右方水平に出す				
第九原則		右手を右方水平に左手を右手の下約三十五度の俯角に出す				
第十原則		兩手を左右四十五度の仰角に掲ぐ				

句 點	象 形 別 區				
	略 語	解 信	終 信	一 部 消 信	消 信
右手を右方四十五度の仰角に揚ぐ	兩手を左下方四十五度の位置に出し之を下方に交叉するこゝに二回	兩手を垂直に揚げ並行せる儘左右に振るこゝに數回	第十二原則を作爲す	右手を四十五度の仰度に揚げ左右に振るこゝに數回	兩手を左右斜前四十五度の仰角に出し之を前方に交叉するこゝに數回
信文を數句に區切るに用ふ	略語信號を用ふる場合本形象を其の前後に附す	信號了解を表はす	信號終了を表はす	送信中一誤字又は句點、新章、數字、括弧、小括弧を爲したる後の信文全體を取消すこゝに用う	信號取消を表はす

應 信	交			象	
	起 信	半 濁 點	濁 點	第 二 原 則	第 一 原 則
兩手を交々上下に振るこゝに數回	兩手を同時に並行に上下に振るこゝに數回	清音形象表示後直に右手を四十五度の仰角に揚ぐ	清音形象表示後直に左手を四十五度の仰角に揚ぐ	兩手を垂直に揚ぐ	兩手を左方四十五度上より右方四十五度下に振下す
信號に應ずるこゝを表はす	信號を始むるこゝを表はす				

記	號	形	象
新章	數(名白旗)字	括弧	讀點
第七原則を作爲す	左手を左方四十五度の仰角に掲ぐ	両手を左右下方四十五度の俯角に出す	右手を垂れ左手を左方水平に出す
別箇の信號の區切を表はす	信文中に數字を挿入せんとすときは此の形象を前後に置き其の間に所要數字に相當する番號の原則零より九に至る迄を作爲す	母字を表はさんとするときは本形象を其の前後に附す	數字形象内の數字を小數若は分數を挿入せんとするときは本形象を其の間に置き又繼信の場合起受信者名號間に本形象を置き繼信を表はす

三、片假名形象は左表に示す如く第一乃至第十二原則を組合せて之を表はす一字を作爲するには一動より直に次動に移り終らば直に原姿に復し次の字に移るものとする

第一動	第二動	第三動	和音名稱	母字名稱
			イ	A
			ロ	B
			ハ	C
			ニ	D

第十一原則を作爲す

數字形象内に分數を挿入せんとするときは分子と分母間に本形象を置く

○日本船舶手旗信號法拔萃

ノ	、	レ	、	一	フ	〓	、	レ	ク
ト	、	フ	ノ	ト	ノ	ノ	ノ	ノ	ト
フ					一	一			
ノ	ウ	ム	ラ	ナ	子(ネ)	ツ	ソ	レ	タ
	U	T	S	R	Q	P		O	N

○日本船舶手旗信號法拔萃

ㄗ	ㄗ	一	ノ	フ	〓	レ	ト	、	ハ
ニ	ノ	フ	フ	レ	ハ	〓	一	、	ハ
ヨ	カ	ワ	チ(オ)	ル	ヌ	リ	チ	ト	ハ
M	L	K	J	I	H	G	F		E



○日本船舶手旗信號法拔萃

、	一	フ	ニ	一	、	ニ	フ	ニ
一	一	L	L	L	L	一	、	一
ン	寸(ス)	セ	モ	ヒ	シ	ミ	メ	キ

○日本船舶手旗信號法拔萃

一	フ	ニ	一	フ	L	フ	フ	シ
一	ノ	ノ	ノ	一	ノ	ノ	ノ	ノ
サ	ア	テ	エ(エ)	コ	フ	ケ	マ	ヤ
				Z	Y	X	W	V

一	一(長音)
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十

備考 和音名稱の前後に小括弧を附するときは之を母字名稱として解韻すべきものとす

第三項 航路信號

(一) 船舶通航潮流信號規程

(明治四十二年七月十七日) 告示第六七七三號

船舶通航信號は信號所の附近に於ける船舶の動靜に關し之を爲す但し各信號所に付て特に定むる場合、縦帆のみを裝置する帆船が群走せざる場合及櫓權を以て運轉する船に關する場合に付ては此の限に在らず

船舶通航信號は左の三種に分ち晝間に在ては黒色の船舶通航信號塔に白色の記號を表示し夜間に在ては該塔に燈を掲げて之を爲す(附圖参照)

第一種 晝間に在ては前塔に圓形を表示し夜間に在ては該塔に不動白色燈を掲ぐるもの、第二種 晝間に在ては中央塔に三角形を表示し夜間に在ては該塔に明暗紅色燈を掲ぐるもの、第三種 晝間に在ては後塔に方形を表示し夜間に在ては該塔に不動紅色

燈を掲ぐるもの

前塔と稱するは信號所見張所の上部に在るもの、中央塔と稱するは前塔の後方に在るもの、後塔と稱するは最後に在るものを謂ふ

三 潮流信號は左の四種に分ち晝間に在ては白色柱の頂に於て一端に紅色圓形板、他端に黒色矩形板を有する白色桿の位置を轉換し夜間に於ては白色の潮流信號塔に燈を掲げて之を爲す(附圖参照)

第一種 晝間に在ては矩形板を上端として桿が約三十度に傾斜し夜間に在ては白色不等分明暗燈を掲ぐるもの、第二種 晝間に在ては矩形板を上端として桿が約七十度に傾斜し夜間に在ては白色等分明暗燈を掲ぐるもの、第三種 晝間に在ては圓形板を上端として桿が約三十度に傾斜し夜間に在ては紅白不等分互光燈を掲ぐるもの、第四種 晝間に在ては圓形板を上端として桿が約七十度に傾斜し夜間に在ては紅白等分互光燈を掲ぐるもの

四 潮流信號は同方向の潮流が流れ始めてより流れ止む迄の間に於て最初の約三分の一に相當する期間を初期、次の約三分の一に相當する期間を中央期、最後の約三分の一に相當する期間を末期として之を爲す  
五 信號機の故障其の他の事由に依り信號を爲すことを得ざるときは左に定むる所に從ひ信號を爲す

○船舶通航潮流信號規程

四〇〇

船舶通航信號を爲すことを得ざるべき

晝間 W の信號旗を旗竿に掲ぐ

潮流信號を爲すことを得ざるべき

夜間 紅燈一箇を前後の各信號塔に掲ぐ

六

潮流信號を爲さざる信號所は夜間信號所の位置を示す爲め其の中央塔に明暗白色燈を掲ぐ但し第二項の船舶通航信號を爲す場合及前項に依り燈を掲ぐる場合に於ては此限に在らず

七

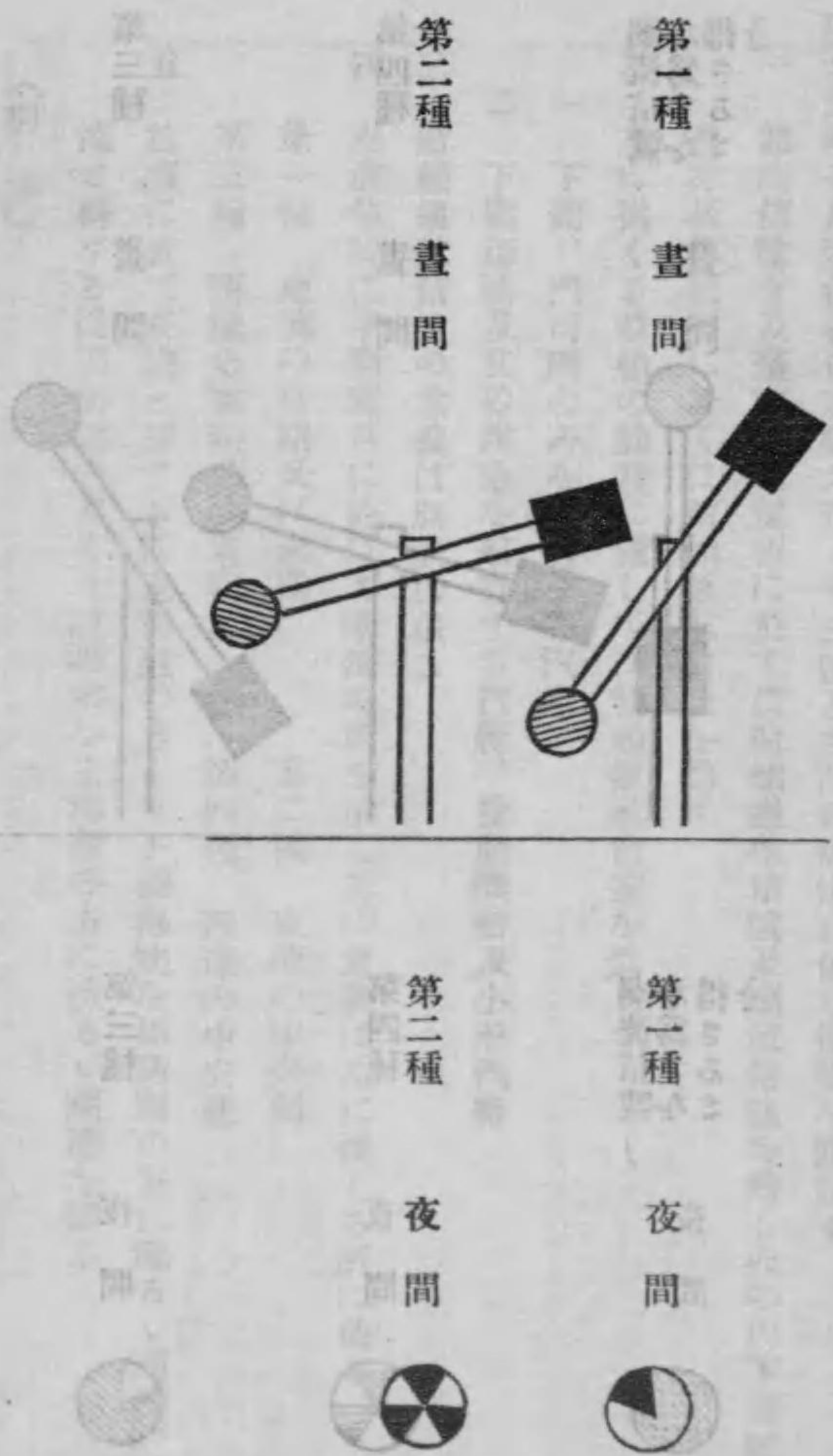
航路に異變あるとき、航行危険の虞あるとき其の他船舶の航行に關し必要あるときは信號所は晝間に限り萬國船舶信號法に依り信號をなすことあるへし

(イ) 船舶通航信號圖解



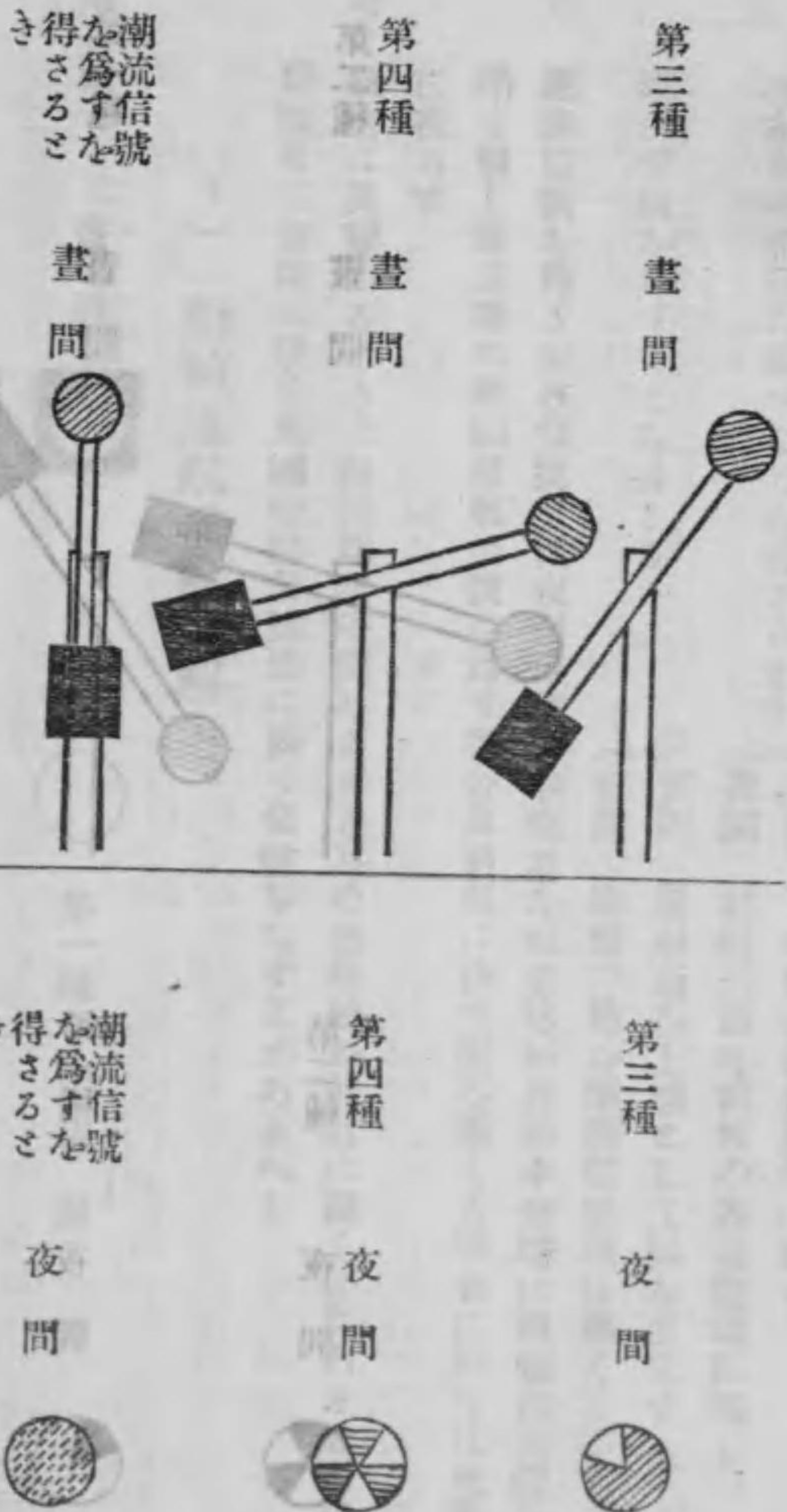
注意 ○は白塗又は白光燈 ●は黒色塗又は暗黒 ●は紅光燈

(ロ) 潮流信號圖解



○船舶通航潮流信號規程

四〇一



注意 ○は白塗又は白光燈

●は紅塗又は紅光燈

●は黒光塗又は暗黒

●は緑光燈

(二) 下關海峽船舶通航及潮流信號

(明治四十二年七月 遞信省告示第六七四號)

下關海峽部埼、火の山下、赤坂及臺場鼻に信號所を置き明治四十二年八月十五日より明治四十二年七月遞信省告示第六七十三號及左記の規定に依り信號を開始す

- 一 部埼信號所及臺場鼻信號所に於ては船舶通航信號及潮流信號を爲し火の山下信號所及赤坂信號所に於ては船舶通航信號を爲す
- 二 左に掲ぐる船舶の動靜に關しては船舶通航信號を爲さす
  - 一 下關、門司間のみを航行する汽船
  - 二 下關海峽及其の附近を航行する汽艇、發動機船及小形汽船
  - 三 船舶通航信號の意義は別表に依る
  - 四 潮流信號は早瀬瀬戸に於ける潮流時期を示し其の意義は左に掲ぐる所に依る
    - 第一種 東流の初期又は末期
    - 第二種 東流の中央期
    - 第三種 西流の初期又は末期
    - 第四種 西流の中央期
  - 五 前項に於て東流と稱するは支海灘の方より下關海峽を周防灘の方に流る、潮流、西流と稱するは周防灘の方より該海峽を支海灘の方に流る、潮流を謂ふ

(別表)

○下關海峽船舶通航及潮流信號

○下關海峡船舶通航及潮流信號

四〇四

信號所種類		西行船に對しては		東行船に對しては		注 意
部	第一	北水道を東方に航行する船あり	北水道へ入航する船あり	北水道を西方に航行する船あり	北水道へ入航する船あり	
崎	第一	慶流島以東に在る船あり	北水道を西方に航行する船あり	慶流島以東に在る船あり	北水道を西方に航行する船あり	夜間約北五十度西より約北二十八度西までの弧内は燈火を遮蔽し東行船又は西行船に對する信號の變換區域を示す
火の山	第一	門司港より枕ヶ鼻に沿ふて東方に航行する船あり	中央水道又は南水道を西方に航行する船あり	中央水道又は南水道を西方に航行する船あり	中央水道又は南水道を西方に航行する船あり	夜間約南十五度東より南を経て約南三十五度西までの弧内は燈火を遮蔽し東行船及び西行船に對する信號の變換區域を示す
	第二	早瀬瀬戸以西龜山宮沖合間に帆船群走す	早瀬瀬戸以東金伏瀬間に帆船群走す	早瀬瀬戸以東金伏瀬間に帆船群走す	早瀬瀬戸以東金伏瀬間に帆船群走す	夜間約南四度東より南を経て約南十八度西までの弧内は燈火を遮蔽し東行船又は西行船に對する信號の變換區域を示す
赤	第一	壱場鼻以東に在る船あり	白木崎以西に在る船あり	壱場鼻以東に在る船あり	白木崎以西に在る船あり	夜間約北二十六度東より東を経て約南六十三度東までの弧内は燈火を遮蔽し東行船又は西行船に對する信號の變換區域を示す
	第二	福浦沖以東に在る船あり	山底の鼻附近を西方に航行する船あり	福浦沖以東に在る船あり	山底の鼻附近を西方に航行する船あり	夜間約北二十六度東より東を経て約南六十三度東までの弧内は燈火を遮蔽し東行船又は西行船に對する信號の變換區域を示す

坂	臺	場	鼻
第三	第一	第二	第三
山底の鼻以西福浦沖以東に帆船群走す	六連島燈臺以西に在る船あり	六連島燈臺以東に在る船あり	六連島の内側に碇泊船あり
山底の鼻附近より金の岬岬以東に帆船群走す	金の岬岬以西に在る船あり	大嶺根浮標以西に在る船あり	金の岬岬以西福浦沖間に帆船群走す
遮蔽し東行船又は西行船に對する信號の變換區域を示す			

備考 (一)本表に於て西行船を稱するは周防灘より下關海峡に入り又は該海峡より玄海灘に向ふ船舶、東行船を稱するは玄海灘より該海峡に入り又は該海峡より周防灘に向ふ船舶を謂ふ、(二)本表(注意欄を除く)に於て西又は東を稱するは西行船又は東行船の針路に相當する方向を謂ふ、(三)本表注意欄に掲ぐる方位は船舶より中央塔に向ひて測定したる磁針方位を謂ふ

(三) 來島海峡潮流信號

(明治四十二年七月) 遞信省告示第六七五號

來島海峡中渡島に信號所を置き明治四十二年八月十五日より明治四十二年七月遞信省告示

○來島海峡潮流信號

四〇五

○内海三原瀬戸船舶通航及潮流信號

四〇六

- 第六百七十三號及左記の規定に依り潮流信號を開始す
- 一 信號は中水道(八幡瀬戸)に於ける中渡島西側の潮流時期を示し其の意義は左に掲ぐる所に依る
    - 第一種 南流の初期又は末期
    - 第二種 南流の中央期
    - 第三種 北流の初期又は末期
    - 第四種 北流の中央期
  - 二 前項に於て南流と稱するは安藝灘の方より燧灘の方へ流る、潮流、北流と稱するは燧灘の方より安藝灘の方に流る、潮流を謂ふ

(四) 内海三原瀬戸船舶通航及潮流信號

(明治四十三年三月 遞信省告示第三二二號)

- 内海三原瀬戸大濱埼及高根島に信號所を置き明治四十三年四月一日より明治四十二年七月 遞信省告示第六七三號及左記の規定に依り船舶通航信號及潮流信號を開始す
- 一 信號所附近を航行する汽艇、發動機船及小形汽船の動靜に關しては船舶通航信號を爲さす
  - 二 船舶通航信號の意義は別表に依る
  - 三 潮流信號は布刈瀬戸に於ける潮流時期を示し其の意義は左に掲ぐる所に依る
    - 第一種 東流の初期又は末期
    - 第二種 東流の中央期
    - 第三種 西流の初期又は末期
    - 第四種 西流の中央期

四 前項に於て東流と稱するは安藝灘の方より三原瀬戸を備後灘の方に流る、潮流、西流と稱するは備後灘の方より該瀬戸を安藝灘の方に流る、潮流を謂ふ

信號所種類	西行船に對しては	東行船に對しては	注
大	第一 高根島小佐木島間に在りて東方に航行する船あり	外 梶埼以東に在りて西方に航行する船あり	夜間約南四度東より南を経て約南八十五度西までの弧内は燈火を遮蔽し東行船又は西行船に對する信號の變換區域を示す
濱	第二 小佐木島細島間に在りて東方に航行する船あり	外 梶埼以西に在りて西方に航行する船あり	
埼	第三 小佐木島以東に帆船群走す	布刈瀬戸に帆船群走す	
高	第一 大久野島以東に在りて東方に航行する船あり	細島小佐木島間に在りて西方に航行する船あり	夜間約南七十二度東より南を経て約南十八度西までの弧内は燈火を遮蔽し東行船又は西行船に對する信號の變換區域を示す
根	第二 野地堆以東に在りて東方に航行する船あり	小佐木島以西に在りて西方に航行する船あり	
島	第三 高根島大久野島間に帆船群走す	細島高根島間に帆船群走す	

備考 (一) 本表に於て西行船と稱するは備後灘より三原瀬戸に入り又は該瀬戸を経て

四〇七

○内海三原瀬戸船舶通航及潮流信號

○船舶通報規則

安藝灘に向ふ船舶、東行船を稱するは安藝灘より三原瀬戸に入り又は該瀬戸より備後灘に向ふ船舶を謂ふ、(一)本表(注意欄を除く)に於て西又は東を稱するは四行船又は東行船の針路に相當する方向を謂ふ、(三)本表注意欄に掲ぐる方位は船舶より中央塔に向ひて測定したる磁針方位を謂ふ

(五) 船舶通報規則 (改正大正四年三月省令第二二號)

第一條 船舶通報を別ちて左の二種とす

- 一 通過報
- 二 信號報

第二條 通過報とは特に指定する燈臺の沿海を通過する船舶に關し和文電報を以て請求者に左の事項を通知するものを謂ふ

- 一 船名
- 二 通過時分

第三條 信號報とは船舶所有者又は其の代理人と船長との間に於ける通信にして特に指定する燈臺に於て其の沿海を通過する船舶に信號に依り送受するものを謂ふ

第四條 通過報の取扱を望む者は左の事項を記載したる請求書を其の電報を配達すべき電信局所に差出すへし

- 一 船名(必要なるときは信號符字)
- 二 國籍
- 三 船舶所有者名
- 四 燈臺名

五 請求者(若し請求者が受信者に非ざるときは併せて受信者の住所氏名)

臨時に通過報の取扱を望む者は前項各號の事項の外尙豫定通過日時を記載すへし

第五條 通過報の取扱を望む者は登記料として一會計年度毎に金壹圓を前條の電信局所に納付すへし但し臨時に其の取扱を望む者は此の限に在らず

前項の登記料は毎年度分を其の前年度の末日十五日前迄に納付すへし但し初年度分は請求書差出の際之を納付すへし

第六條 通過報の料金左の如し

- 一 登記料を納付したる者に對しては一通毎に
  - 内地相互間 金拾錢
  - 内地臺灣樺太及朝鮮相互間 金拾五錢
- 二 登記料を納付せざる者に對しては一通毎に
  - 内地相互間 金貳拾錢
  - 内地臺灣樺太及朝鮮相互間 金參拾錢

夜間(日没より日出までを謂ふ)通過の船舶に對する通過報の料金は前項料金の二倍とす

前二項の料金は配達の際受信者より之を徴收す

第七條 第四條の請求を受けたる電信局所に於て豫定通過時日切迫の爲燈臺に電報を以て通知を要するときは請求者は其の電報の料金を前納すへし

第八條 第四條の請求書に記載せる船舶が燈臺の沿海を通過したる場合と雖該燈臺に於て其の船名を知り得ざりしとき又は全く船舶の通過を知り得ざりしときは通過報を發せざるこゝあるへし

○船舶通報規則

○船舶通報規則

四一〇

第九條 信號報の取扱を望む船舶所有者又は其の代理人は豫め左の事項を記載したる請求書を其の電報を配達すべき電信局所に差出すべし

一 船名(必要なるときは信號符字又は航路名を添記すべし)

二 國籍 三 船舶所有者名 四 燈臺名 五 請求者の住所氏名

第十條 信號報の取扱を望む者は登記料として一會計年度毎に金壹圓を前條の電信局所に納付すべし○前項の登記料は毎年度分を其の前年度の末日十五日前迄に納付すべし但し初年度分は請求書差出の際之を納付すべし

第十一條 信號報の料金左の如し

信號料 一通に付 金壹圓 電報料又は郵便料 實費

船舶より發する信號報の料金は之を受信者より徴收す

第十二條 船舶所有者又は其の代理人信號報を發せむとするときは和文電報書法に従ひ相當事項を賴信紙に記載し之を第九條の電信局所に差出すべし但し之に關する郵便切手は賴信紙に貼附すべからず○前項の場合に於て郵便に依り燈臺に送達を望むときは同時に其の旨を申出つべし此の場合に於ては適宜の用紙に記載することを得

第十三條 電信局所に於て前條の信號報を受けたるときは指定の方法に依り之を燈臺に傳送り燈臺に於て之を船舶に傳達す

第十四條 船舶に於て信號報を發せむとするときは其の旨を燈臺に信號すべし但し信號報

の受信者は第十條の登記料を納付したる者に限る

第十五條 燈臺に於て前條の信號報を受けたるときは和文電報を以て之を第九條の電信局所に傳送り電信局所は之を受信者に配達す

第十六條 燈臺に於て信號報を船舶に傳達するは其の到達の日より三十日以内に限る

第十七條 船舶に傳達し能はざる信號報の料金中信號料は納付人の請求に依り之を還付す

第十八條 燈臺と船舶との間に於る信號は晝間に限り之を行ひ其の方法は萬國船舶信號書の定むる所に依る但し船舶所有者又は其の代理人の請求に依り燈臺に於て夜間通過の信號を受くることあるべし

第十九條 船舶通報に關係を有する海上の船舶は特に指定したる燈臺に接近したるときは國旗及信號符字を掲ぐべし○前條但書に依り夜間通過の信號を爲さむとするときは船舶所有者又は其の代理人は特定信號を定め豫め航路標識管理所の承認を経ることを要す

第二十條 本令中料金の徴收又は還付に關し明文なき事項は總て明治三十三年九月遞信省令第四十六號電報規則の規定を準用す

第二十一條 船舶通報の受信者住所に異動を生じたるときは請求書を差出したる電信局所に其旨を届出つべし○受信者住所の異動に依り配達電信局所を異にするに至りたるときは其の船舶通報取扱の請求は消滅したるものと看做す

第二十二條 船舶通報は内地(小笠原島を除く)相互間及内地(小笠原島を除く)臺灣及樺太

○船舶通報規則

四一一



○船舶通報事務取扱燈臺

相互間に發受するものに限る

第二十三條 燈臺以外の場所に於て船舶通報の取扱を爲すときは本令を準用す

(六) 船舶通報事務取扱燈臺

- 潮 岬紀伊國 日ノ御崎 紀伊水道東側 犬吠崎 下總國 犬吠崎
- 金華山 金華山の南東端 尻矢崎 津輕海峽 大角鼻 讚岐國小豆島
- 六連島 下關海峽西口六連島 佐多岬 大隅國南端 神崎 對島國南端
- 大瀬崎 五島列島福江島の南西端 鷺鼻 鼻臺灣 神威 岬後志 神威岬
- 稚内 北見野寒岬 呂西能 登樺太西 岬能登呂岬 絶影島 釜山港口 絶影島

注意 ◎符ある燈臺は夜間通過の信號は之を取扱はず

第四項 氣象信號

(一) 天氣豫報及暴風警報規程 (改正大正五年一月十七日) 中央氣象燈臺告示第二一八號

第一章 全國天氣豫報

第一條 全國天氣豫報とは翌日に於ける全國氣象の大勢を豫告するものにして中央氣象臺に於て之を發す

第二條 全國天氣豫報は毎日午後五時以前に之を發す

第三條 全國天氣豫報は風、晴、曇、雨、雪及氣温の劇變に就き之を發す

第四條 全國天氣豫報は全國を氣象區に分て之を發す氣象區左の如し

- 第一區 南西諸島
- 第二區 九州南部及南海道南部
- 第三區 瀨戸内
- 第四區 九州北部及山陰道
- 第五區 東海道及中山道
- 第六區 北陸道及奥羽西部
- 第七區 奥羽東部
- 第八區 北海道東部
- 第九區 北海道西部

第二章 地方天氣豫報 (内容殆ど全國の部に同じきを以て略)

第三章 全國暴風警報

第十一條 全國暴風警報とは本邦附近に風雨の虞あるを豫告するものにして中央氣象臺に

○天氣豫報及暴風警報規程

於て之を發す

第十二條 全國暴風警報は左の二種に分て之を發す

風雨の強からんとする虞あるとき發するもの、暴風雨の虞あるとき發するもの

第十三條 全國暴風警報は氣象區に對し之を發す

第十四條 天候平穩に復せんとするときは解警報を發す

第四章 地方暴風警報 (内容殆ど全國の部に同じきを以て略)

(二) 氣象通知電報式拔萃

(大正五年一月十七日 中央氣象臺告示第三號)

第一章 總則

第一條 氣象通知電報式は中央氣象臺に於て公示する全國天氣豫報、全國暴風警報、東京地方天氣豫報、東京地方暴風警報又は地方測候所に於て公示する地方天氣豫報、地方暴風警報を請求者に通知する電報の方式を云ふ

第二條 全國天氣豫報、全國暴風警報に用ふる所の氣象區の分割は前掲の通

第四條 全國天氣豫報及地方天氣豫報は毎日午後五時以前に發布す但し場合に依り追報を發し又は天氣豫報を發せざるこあるへし

第五條 全國天氣豫報は翌日に於ける全國氣象の大勢を豫報す地方天氣豫報は地方測候所

所屬廳管内の天氣を豫報するものとす

第六條 地方天氣豫報の日界は土地の情況により地方測候所に於て之を定む

第七條 地方天氣豫報は一日を晝夜を分ち或は單に晝間のみに就き發することを得

第八條 暴風警報は天候不穩の兆候あるとき發布し解警報は天候平穩に復せんとするとき發するものとす一旦暴風警報を出し重て警報を發したるときは前の警報は消滅するものとす

第二章 全國天氣豫報

第九條 全國天氣豫報の通知電報は次の式に據る (字數九字)

豫報 (字數九字) 區一 區二 區三 區四 區五 區六 區七 區八 區九

第十條 豫報は次の符號に據る

符號	風	向	符號	風	向	符號	風	向	符號	風	向	天氣
イ	北乃至東の風	ナ	南乃至東の風	ム	南乃至西の風	エ	北乃至西の風	晴				

(4)	(3)	(2)	(1)
ン	ル	ヌ	リ
同	同	同	同
ト	ヘ	ホ	ニ
同	同	同	同
チ	ソ	レ	タ
同	同	同	同
リ	ネ	ツ	ソ
同	同	同	同
ヌ	ナ	ラ	ヲ
同	同	同	同
ル	コ	フ	ケ
同	同	同	同
ロ	ヒ	エ	シ
同	同	同	同
ハ	テ	ア	サ
同	同	同	同
カ	キ	ユ	メ
同	同	同	同
ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
同	同	同	同
カ	カ	カ	カ
同	同	同	同
ヲ	ヲ	ヲ	ヲ
同	同	同	同

晴後曇  
曇  
雨  
雨後霽れる  
雪  
雪後霽れる  
天氣悪くなる  
天氣良くなる  
風雨強し  
風雪強し  
豫報を發せず

注意 (1)發布當時晴又は曇にして其後雨降り後ち止み再び晴又は曇となる見込のとき  
の用語、(2)發布當時晴又は曇にして其後雪降り後ち止み再び晴又は曇となる見込  
のとき、(3)發布當時晴又は曇にして其後雨又は雪となる見込のときに用ふ  
(4)發布當時雨又は雪降り其後止み晴又は曇となる見込のときに用ふ  
第十一條 事故の爲め某區の豫報を發せざるときは其位置に「ン」の字を記するものとす

第三章 全國暴風警報

第十二條 暴風警報の通知電報は次の式に據る但し低氣壓の位置以下は時宜に依りては省くことあるへし

區域 警文 低氣壓位置 示度 進行方向 (字數十七字以内)

第十三條 區域は次の符號に據り數字を以て示す

符號	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區
第一區	一	二	三	四	五	六	七	八	九
第二區	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
第三區	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七
第四區	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六
第五區	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五
第六區	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四
第七區	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三
第八區	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二
第九區	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一
第十區	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇

第十四條 警文は次の符號に據り片假名一字を以て示す

- イ 風雨強かるへし
- ロ 暴風雨の虞あり
- ハ 警戒を解く

第十五條 低氣壓の位置は次の符號に據る

北緯

(第一字)

イ	七度より八度
ロ	八度より九度
ハ	九度より十度
ニ	十度より十一度
ホ	十一度より十二度
ヘ	十二度より十三度
ト	十三度より十四度
チ	十四度より十五度
リ	十五度より十六度
ヌ	十六度より十七度
ル	十七度より十八度
ヲ	十八度より十九度
カ	十九度より二十度
	二十度より二十一度
レ	二十三度より二十四度
ソ	二十四度より二十五度
ツ	二十五度より二十六度
ネ	二十六度より二十七度
ナ	二十七度より二十八度
ラ	二十八度より二十九度
ム	二十九度より三十度
ウ	三十度より三十一度
キ	三十一度より三十二度
ノ	三十二度より三十三度
カ	三十三度より三十四度
ク	三十四度より三十五度
ケ	三十五度より三十六度
マ	三十六度より三十七度
コ	三十九度より四十度
エ	四十度より四十一度
テ	四十一度より四十二度
ア	四十二度より四十三度
サ	四十三度より四十四度
キ	四十四度より四十五度
ユ	四十五度より四十六度
メ	四十六度より四十七度
ミ	四十七度より四十八度
シ	四十八度より四十九度
ヒ	四十九度より五十度
モ	五十度より五十一度
セ	五十一度より五十二度
	五十二度より五十三度

東經

(第二字)

ヨ	二十一度より二十二度
タ	二十二度より二十三度
イ	百七度より百八度
ロ	百八度より百九度
ハ	百九度より百十度
ニ	百十度より百十一度
ホ	百十一度より百十二度
ヘ	百十二度より百十三度
ト	百十三度より百十四度
チ	百十四度より百十五度
リ	百十五度より百十六度
ヌ	百十六度より百十七度
ル	百十七度より百十八度
ヲ	百十八度より百十九度
レ	百廿三度より百廿四度
ソ	百廿四度より百廿五度
ツ	百廿五度より百廿六度
ネ	百廿六度より百廿七度
ナ	百廿七度より百廿八度
ラ	百廿八度より百廿九度
ム	百廿九度より百三十度
ウ	百三十度より百卅一度
キ	百卅一度より百卅二度
ノ	百卅二度より百卅三度
カ	百卅三度より百卅四度
ク	百卅四度より百卅五度
ケ	百卅五度より百卅六度
マ	百卅六度より百卅七度
コ	百卅九度より百四十度
エ	百四十度より百四十一度
テ	百四十一度より百四十二度
ア	百四十二度より百四十三度
サ	百四十三度より百四十四度
キ	百四十四度より百四十五度
ユ	百四十五度より百四十六度
メ	百四十六度より百四十七度
ミ	百四十七度より百四十八度
シ	百四十八度より百四十九度
ヒ	百四十九度より百五十度
モ	百五十度より百五十一度

ヲ	百十九度より百二十度	ヤ	百卅五度より百卅六度	モ	百五十一度より百五十三度
カ	百二十度より百廿一度	マ	百卅六度より百卅七度	セ	百五十三度より百五十三度
ヨ	百廿一度より百廿二度	ケ	百卅七度より百卅八度	ス	百五十三度より百五十四度
タ	百廿二度より百廿三度	フ	百卅八度より百卅九度		

第十六條 低氣壓の示度は次の符號に據る

符號	氣	壓	符號	氣	壓	符號	氣	壓	符號	氣	壓
イ	深度大なり	七〇二	ナ	七四〇	ケ	七五〇	ミ	七六〇			
ロ		七〇四	ラ	七四一	フ	七五一	シ	七六一			
ハ		七〇六	ム	七四二	コ	七五二	エ	七六二			
ニ		七〇八	ウ	七四三	エ	七五三	ヒ	七六三			
ホ		七一〇	井	七四四	テ	七五四	モ	七六四			
ヘ		七一二	ノ	七四五	ア	七五五	セ	七六六			
ト		七一四	オ	七四六	サ	七五六	ス	七六七			
チ		七二〇	ク	七四七	キ	七五七	ン	不明			

第十七條 低氣壓の進行方向は次の符號に據る

リ	七二六	ツ	七三六	ヤ	七四八	ユ	七五八
ヌ	七二八	ネ	七三八	マ	七四九	メ	七五九

號符	進行方向	號符	進	行	方	向	號符	進	行	方	向
イ	北北東	タ	北	北北東	但し北東に轉向せん	とす	ケ	北西	但し西に轉向せん	とす	
ロ	北東	レ	北北東	但し北東に轉向せん	とす	フ	北西	但し北に轉向せん	とす		
ハ	東北東	ソ	北北東	但し東に轉向せん	とす	コ	北北西	但し北東に轉向せん	とす		
ニ	東	ツ	北北東	但し北西に轉向せん	とす	エ	北北西	但し西に轉向せん	とす		
ホ	東南東	ネ	北北東	但し北に轉向せん	とす	エ	北北西	但し北西に轉向せん	とす		
ヘ	南東	ナ	西	但し南に轉向せん	とす	ア	北北西	但し北に轉向せん	とす		
ト	南南東	ラ	西	但し南西に轉向せん	とす	サ	北北	但し北東に轉向せん	とす		
チ	南	ム	西	但し北西に轉向せん	とす	キ	北北	但し東に轉向せん	とす		
リ	南南西	ウ	西	但し北に轉向せん	とす	ユ	北北	但し西に轉向せん	とす		
ヌ	南西	キ	西北西	但し南西に轉向せん	とす	メ	北北	但し北西に轉向せん	とす		

ル	西南西	ノ	西北西但し西に轉向せんさす	ミ	殆んど滞留す
ナ	西	ハ	西北西但し北西に轉向せんさす	シ	進行方向は變らざるも漸次埋積
ワ	西北西	チ	西北西但し北に轉向せんさす	ス	進行方向は變ぜずして漸次發達
カ	北西	リ	但し北東に轉向せんさす	不	明
ヨ	北北西	ム	但し南西に轉向せんさす		

第四章 地方天氣豫報

第十八條 地方天氣豫報の通知電報は左の式に據る但數區に分ち發するときは之を重用す

風向 天氣 區 (字數十二字以内)

管内を區に分たずして豫報を晝夜に分ちて發するときは次の式に據る

今晚 風向 天氣 明日 風向 天氣 (字數四字以内)

第十九條 區は次の符號に據り數字一字を以て示す

○ 測候所々管内全部、一 測候所々管内を四區以内に分ちたるさき區中第一番目に在るもの、二 第二番目に在るもの、三 第三番目に在るもの、四 第四番目に在るもの

第二十條 風向は次の符號に據り片假名一字を以て示す

イ	北東の風	ハ	北東の風北に廻る
ニ	東の風	ヘ	東の風北に廻る
ト	南東の風	リ	南東の風東に廻る
ヌ	南の風	チ	南の風東に廻る
ロ	南西の風	ヨ	南西の風南に廻る
タ	西の風	ソ	西の風南に廻る
ツ	北西の風	ナ	北西の風西に廻る
ラ	北の風	ム	北の風東に廻る
キ	靜穩		
ノ	北東の風の氣溫急降す		
オ	東の風氣溫急降す		
ク	西の風氣溫急降す		
ヤ	北西の風氣溫急降す		

マ	北の風氣溫急降す
ケ	南東の風氣溫急昇す
フ	南の風氣溫急昇す
コ	南西の風氣溫急昇す
ン	豫報を發せず

第二十一條 天氣は次の符號に據り片假名一字を以て示す

符號	天	氣	符號	天	氣	符號	天	氣
イ	晴		レ	曇雨模様		コ	雪	
ロ	晴一時曇		ソ	曇雪模様		エ	雨又は雪	
ハ	晴聚雨		ツ	曇雨又は雪模様		テ	雨後晴	
ニ	晴時々少雨		ネ	曇後晴		ア	雨後雪	
ホ	晴時々少雪		ナ	曇後雨		サ	雪後晴	
ヘ	晴時々少雨又は少雪		ラ	曇後雪		キ	雨又は雪後晴	
ト	晴後曇		ム	曇後雨又は雪		ユ	雨後霽れる	

符號	天	氣	符號	天	氣	符號	天	氣
チ	晴時々雪又は霰		ウ	曇少雨		メ	雪後霽れる	
リ	晴後曇雨模様		キ	曇少雪		ミ	雨又は雪後霽れる	
ヌ	晴後曇雪模様		ノ	曇少雨又は少雪		シ	雨後曇	
ル	晴後曇雨又は雪模様		ハ	曇少雨後晴		エ	雪後曇	
ヲ	晴後雨		カ	曇少雪後晴		ヒ	雨又は雪後曇	
カ	晴後雪		ヤ	曇少雨又は少雪後晴		モ	雨後霧	
ヨ	晴後雨又は雪		マ	曇時々雨		セ	天氣悪くなる	
タ	曇一時晴		ケ	曇時々雪又は霰		ス	天氣良くなる	
			フ	雨		ン	豫報を發せず	

第二十二條 條事故の爲め某區の豫報を發せざるときは其區の風向及天氣の位置に「ン」の字を記す

第五章 地方暴風警報

第二十三條 地方暴風警報の通知電報は左の式に據る但し低氣壓の位置以下は時宜に依りては省くことあるへし

- } 警區
- } 警區
- } 警區
- } 警區
- } 警區
- } 低氣壓の位置
- } 度示
- } 進行方向 (字數十二字以内)

○本邦天氣豫報及地方暴風警報信號標式拔萃

第二十四條 區は第十九條の符號を用ひ低氣壓の位置、示度及進行方向は全國暴風警報の符號に、警文は次の符號に據り片假名一字を以て示す

符號	警	文	符號	警	文	符號	警	文
イ	風強かるべし		へ	南西の風強かるべし		ル	風雪強かるべし	
ロ	北東の風強かるべし		ト	西の風強かるべし		ヲ	暴風雨の虞あり	
ハ	東の風強かるべし		チ	北西の風強かるべし		カ	暴風雪の虞あり	
ニ	南東の風強かるべし		リ	北の風強かるべし			警戒を解く	
ホ	南の風強かるべし		ヌ	風雨強かるべし				

(三) 本邦天氣豫報及地方暴風警報信號標式拔萃

(イ) 地方天氣豫報

第一條 地方天氣豫報信號標を分て左の三種とす(圖解略す卷頭口繪參照)  
 第二條 豫報に晴、曇、雨、雪の用語を重用するときは主なるもの、信號旗を掲げ又は豫報を前後兩段に分つときは信號旗を其の順序に連掲して之を示すものとす

(ロ) 地方暴風警報

第三條 地方暴風警報信號標を分て赤球、赤圓筒、赤圓錐の三種とし夜間は紅燈一箇を以て球に、紅燈二箇を以て圓筒に、紅燈三箇を以て圓錐に代用す其分類左の如し(圖解略す、卷頭口繪參照)

第六條 地方暴風警報信號標は地方測候所より發したる地方暴風警報に依り掲卸するものとす

第七條 土地の情況に依り圓筒、圓錐を缺くことを得

(ハ) 曇風雨標式

一 暴風雨標式は暴風雨の中心の位置並に其進行方向等を示すものにして晝間は左の如き標を夜間は白赤線等の燈を高柱に掲ぐ

- 1
- 2
- ▲ 3
- ▼ 4
- ◆ 5
- ✕ 6

二 標は普通赤色なれども塲所によりては識別し易からん爲に白色又は他の色の事あり

(A) 晝間標式

一 高柱の一端に懸垂する三箇の標は第一圖により暴風雨の中心の位置を示す(圖略)  
 二 横架の他の一端に懸垂する二箇の標は第一表により中心の進行方向を示す

○本邦天氣豫報及地方暴風警報信號標式拔萃





○朝鮮並關東州天氣豫報及暴風警報信號拔萃

四三〇

第四表 小區分燈

第一小區分

第二小區分

第三小區分

第四小區分

○白

○赤

○綠

無燈

三 橫梁の他の一端に懸垂したる二箇の燈は第五表により中心の進行方向を示す

第五表 方向燈

○赤 ○白 南西	○綠 ○綠 西	○白 ○綠 北西	○綠 ○赤 滯留又は不明
○綠 ○白 北	○白 ○赤 東北	○白 ○白 東	○赤 ○赤 南東
			○赤 ○綠 南

(四) 朝鮮並關東州天氣豫報及暴風警報信號拔萃

(イ) 朝鮮

○天氣豫報信號

一 朝鮮天氣豫報信號は(イ)風向旗(ロ)天氣旗(ハ)氣温旗を用ひて之をなす(ニ)内地に於けるは(イ)卷頭口繪参照

二 豫報信號は午後三時より日没迄之を掲揚す但し豫報の有効期間は午後六時より二十四

時間とす

三 豫報信號は風向、天氣、氣温の順序に従ひ之を掲揚す但し同種の信號を連掲したるときは上部のものを主とす

○暴風警報信號

四 暴風警報信號は其の地方に暴風襲來の虞あることを示すものにして左の種類に従ひ之を柱上に掲揚す

第一種信號 晝 間—赤 球 解釋—風強かるへし

夜 間—紅 燈

第二種信號 晝 間—赤 圓筒 解釋—風雨強かるへし

夜 間—綠 燈

第三種信號 晝 間—赤 圓錐 解釋—暴風雨の虞あり

夜 間—紅 燈、綠 燈

五 第二種及第三種信號は地方の狀況に依り之を缺くことを得但し此の場合に於ては第一種信號を以て代用す

六 警報信號は警戒中に之を卸下することなし

(ロ) 關東州

天氣豫報及暴風警報信號標は内地と同一(第二章第四項(三)の(イ)及(ロ)参照)

○朝鮮並關東州天氣豫報及暴風警報信號拔萃

四三一







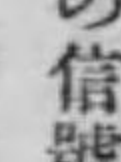
○香港地方及一般暴風信號

地方暴風信號

(五) 香港地方及一般暴風信號 (大正六年七月一日より實施)

○晝間信號

番號 形象

- 一  (紅) 一颶風の發生に因り二十四時間以内に強風香港を襲はんとする虞あり
- 二  北方(北西至北東)の強風襲來の虞あり
- 三  南方(南東至南西)の強風襲來の虞あり
- 四  東方(北東至南東)の強風襲來の虞あり
- 五  西方(北西至南西)の強風襲來の虞あり
- 六  風力増大せんとする模様あり
- 七  風力増大颶風とならんとする模様あり(風向諸方)

一第七の信號掲揚のときは水上警察署に於て毎十秒の間隔にて爆音信號を三回發し港務部に於て亦之を繰返し行ふ

一信號は孰れも危険界を脱したるとき之を降下す

一晝間信號は左記各所に於て掲揚す

Blackhead Hill 上の暴風信號標竿、港務部、英艦 Tamar Green Island 信號竿

九龍に於ける Hongkong and Kowloon Wharf and Godown Company 構内旗竿  
Lai-Chi-Kok に於ける Standard Oil Company 構内旗竿 鯉魚門に於ける陸軍士官々  
舍近傍の旗竿

○夜間信號

番號 燈光色 番號 燈光色 番號 燈光色

- 一 白 白 二 白 綠 綠 三 綠 白 白
- 四 綠 綠 白 五 白 白 綠 六 綠 綠 綠
- 七 紅 綠 紅

一夜間信號は日没時に左記各所に於て掲揚す其の意義晝間のものに同じ

停車場の塔上 英艦 Tamar 港務部旗竿

一第七の信號を夜間始めて掲揚せしときは晝間と同様の爆音信號を行ふ

○附則

一港内に於て地方暴風信號を掲揚せるときは地方船舟及び通航の航洋船舶に之を知らむる爲め左記各所に圓錐形々象一箇を掲揚す

馬尾洲 (Gap Rock) 橫欄嶼 Stanley Aberdeen Sau Ki Wan Sai Kung  
Sha Tau Kok Tai Po.

一航洋船舶より要求ありたるときは更に燈臺より信號の詳細信號を以て之を通知す

○香港地方及一般暴風信號

○香港地方及一般暴風信號

四三四

一本信號の目的は強風（ビューファクト式風力八即ちダイン風速計に依る平均速力毎時  
間四十漉乃至四十五漉）に對し少くも二十四時間前より警戒を與へ又風向及び風力の  
變化を豫報するにあり但し颶風の運動不確なるか或は氣象通知電報不充分なるときは  
第二至第五の信號掲揚の場合にも香港又は馬尾洲に強風の發生せざることをあるへし但  
し又反對に颶風其の附近に突發し香港に向つて急進するか若くは所在颶風の進行速度  
異常なる増進をなすときは信號の掲揚なき場合にも颶風の襲來することなきを保せず  
一第一の信號は警報信號掲揚の前提なるを以て次の信號に注意するを要す

一般暴風信號

本信號は左記十箇の數名形象を以て行ふ

- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 零
- ▼ ▲ ◆ ● ×

本信號は Blackhead Hill 上の暴風信號標竿の横桁に掲げ同地天文臺よりの指令に依り  
變更又は降下す。警報左の如し

颶風及低大陸壓部信號

- (一) 中心位置 ヤイグリーム 一横桁に四箇の形象を以て示す
- (二) 運動方向、中心速度及時刻 ヤイグリーム 他の一横桁に三箇の形象を以て示す(第一、二、三表)

強風信號

- (三) 襲はれんとする地方、強風襲來の豫想方向及時刻 ヤイグリーム 一横桁に三箇の形象を以て示す(第三、四表)

○信號の説明 (一)の上方二形象は颶風中心の緯度を示し下方二形象は同經度又は報告  
に最も近き低壓部示度を示す○經度は十位及び一位のみを示す即ち零九は東經一〇九  
度を表す(二)の上方形象は颶風又は低壓部の進行方向を示す(第一表)(二)の中央形象  
は颶風中心の進行速度を示す又或狀況又は大陸低壓部を交互に示すことあり此の場合  
には速度を示さず(二)の最下形象は中心が信號位置に在りし時刻を示す(三)の上方形  
象は襲はれんとする地方、中央形象は強風襲來の豫想方向、最下形象は最初掲示せる  
強風狀況の時刻を示す

○注意

位置信號は最も都合好き狀況のさきに於ても推定の中心位置に最も近き經緯度の度數  
のみにて之を示す中心位置が何れの報告所よりも遠隔せるさき又は電報の缺如せるさ  
きは其の信號位置は經緯度共其の誤差各二度に及ぶことあるへし従つて其の風速及運  
動方向にも相當の誤差あるものと知るへし  
又信號せる風速は信號前十六時間又は二十四時間の平均値より得たるものなるを以て  
特に注意を要す

○颶風信號

○香港地方及一般暴風信號

四三五

○香港地方及一般暴風信號

每時 四—八	一	風
同	二	
同	三	
同	四	
同	五	
停止	六	速
不明	七	狀 況
発生し りつあし	八	
消滅し りつあし	九	
大陸低 壓部	零	

第二表 風速及狀況信號 中央形象

北	一
北々東	二
北東	三
東又は 東南東	四
西南西	五
西	六
西北西	七
北西	八
北々西	九
不明	零

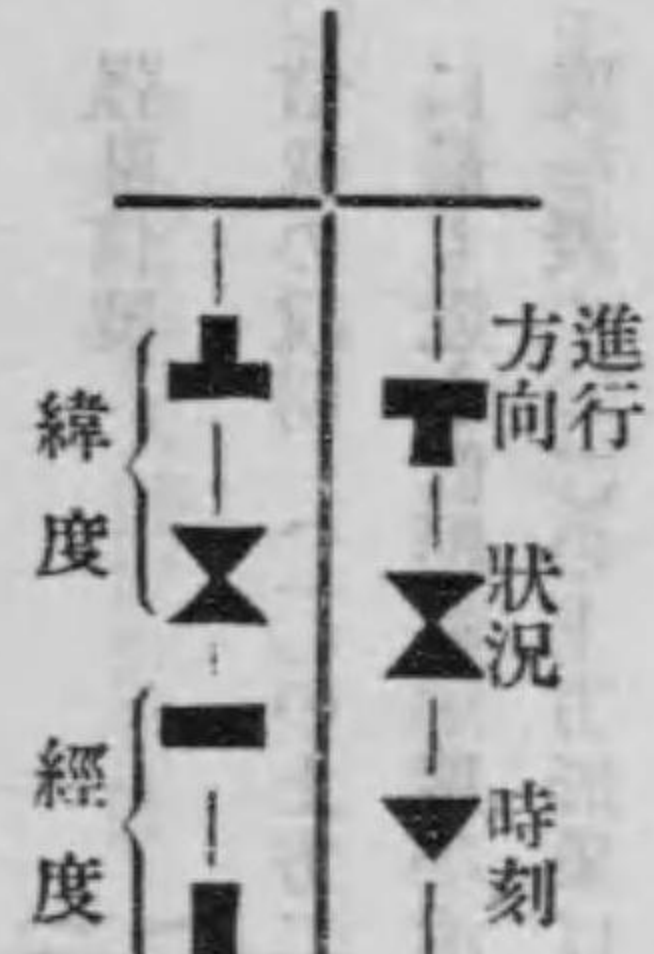
第一表 方向信號 上方形象颶風又は低壓部の進行方向、若くは季節強風の襲來豫想方向を示す



昨日午前六時臺灣海峡に於ける強風の狀況を示す  
風向北東

○強風信號

○大陸低壓部信號



昨日午後二時に於ける大陸低壓部の狀況を示す  
北緯三〇度東經一二一度  
進行方向東又は東南東



本日午前六時に於ける颶風の狀況を示す  
北緯二度東經一九度に消滅せんとす  
進行方向不明



本日午後二時に於ける颶風の狀況を示す  
北緯一八度東經一〇九度  
進行方向西北西  
速度毎時八浬乃至十二浬

○香港地方及一般暴風信號

○香港地方及一般暴風信號

第三表 時刻信號 最下形象

▲	六
▼	七
◆	八
■	九

昨日午前六時 昨日午後二時 本日午前六時 本日午後二時

第四表 季節強風の發生せんとする地方

一	九州の南	一
二	日本東岸	二
三	北洲の北	三
四	日本海	四
五	直隸海灣及山東北部	五
六	舟山島より東	六
七	臺灣島より北	七
八	臺灣海峡	八
九	安南海灣より汕頭に至る	九
零	安南海岸	零

前記信號に依る警報はベントレー式ミリオン符號を以て各水底電線會社より無料にて左記各所に通報す

Sharp Peak (臺灣海峡西側葫蘆島) 廈門、汕頭、廣東、復州、北海、海口、海防、澳門、馬尼刺 Labuan 及び新嘉坡

(六) 菲律賓諸島颶風信號

(菲律賓諸島港灣規則中より抜録す)

第百八十一條 颶風警報信號は氣象局 (Weather Bureau) よりの通報に従ひ表示するものにして信號の意義全諸島同一なり○颶風警報の掲揚せられたる後若し或船舶其の安全の爲め適當の警戒をなさず之かため他船舶を危険に陥れたる時は船長は之を税關の收稅吏若くは港長に通知せられんことを希望す

第百八十二條 各時機に従ひ左記の颶風信號を掲揚すへし

- 直徑一呎半高二呎の黒塗圓筒形
- 底部の直徑一呎半高二呎の黒塗圓錐形
- 直徑二呎の黒塗球
- 三呎乃至四呎四方にして著色適宜なる旗

其の配列法次左圖の如し

○夜間信號—紅光燈及び白光燈を縦掲し或は横掲す。其の配列次の如し

晝間信號

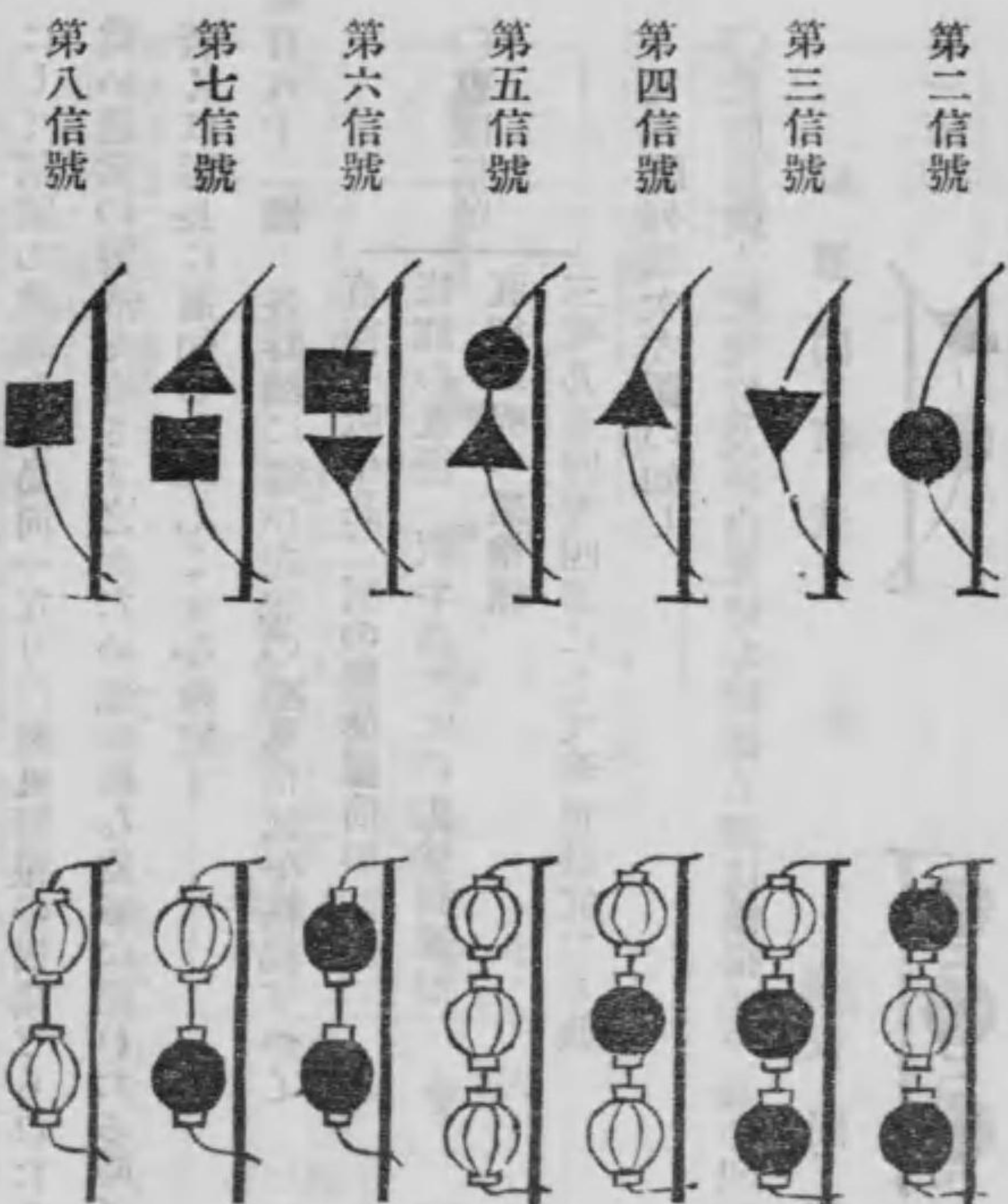
夜間信號

第一信號



○菲律賓諸島颶風信號

○菲律賓諸島颶風信號



○第一信號 第一信號の意義は必然不確定のものに屬し其の表示する事項次の如し

(a) 遠方に颶風あれども其進行方向は未だ知るを得ず  
颶風稍々接近する時は其の意義次の如く變ず

(b) 颶風は目下遠方にあり其の方向より考ふるに本諸島に重大なる影響を及ぼさずとして通過するならむ

(c) 一般警戒 即ち天候變調を呈すれども颶風が本諸島の東方に於て反折する時の如く其の後他の信號を用ひて其の變狀を警戒するか如きことなし斯の如き場合には諸島内總ての測候所電信局及び税關に掲示せる毎日の天氣報告を見るを要す

第一信號に對する用心 船舶は各々其の繫留具を鞏固にし汽力を醸成すへき準備を爲すへし小形船舶特に露天大艇は港灣より遠方に行くへからず

○第二信號 颶風の中心は遠距離に於て北方を通過すへし(通過しつゝあり)第三象限(西より南まで)よりの風は著しき風力に達し數日間連吹せんす

第二信號に對する用心 船舶は各々其の繫留具を鞏固にすへし○船舶は輕少なる諸桁諸檣を卸すを良し○汽船は直ちに其の機關を使用し得る如く準備し置くへし○小形船舶の馬尼刺灣に在るは危險なりパンカ艇は河内より出つへからず

○第三信號 颶風の中心は遠距離に於て南方を通過すへし(通過しつゝあり)第二象限(東より南まで)よりの風を期待し得へし然れども概ね第二信號の風より稍々弱からん第三信號に對する用心 第二信號の時に同じ

○第四信號 颶風の狀勢は此の警報を掲ぐる地方に在りては危險なり然れども未だ切迫せず尙ほ次の警報を待つへし

○菲律賓諸島颶風信號

○菲律賓諸島颶風信號

第四信號に對する用心 船舶は各々其の繫留具を鞏固にせよ○汽船は不時の災厄の場合に其の機關を使用すべく準備しあらざるべからず○小形船舶は各々其の繫留具に執著せざるべからず○バンカ艇は河内を行動するを得ずカスコ船は河内より出つべからず

○第五信號 颶風の中心は近距離に於て北方を通過すべし(通過しつゝあり)第三及び第四象限(南より西を経て北に至る)よりの強風を期待し得べし此の強風は甚だ激烈なることあるべし

第五信號に對する用心 船舶は成し得る限り各々其の繫留具を鞏固にせよ○總ての圓材及び索具を卸して之を固縛せよ又錨を補助するため汽力を使用せよ○馬尼刺港外の船舶は Cavite に避難するを要することあるべし○此の信號の掲げある間は船舶は航行すべからず

○第六信號 颶風の中心は近距離に於て南方を通過すべし(通過しつゝあり)第一及び第二象限(北より東を経て南に至る)よりの強風を期待し得べし此の強風は甚だ激烈なることあるべし然れども第五信號の強風より稍々激烈ならざるを常とす

第六信號に對する用心 第五信號の時に同じ

○第七信號 颶風の中心は此の警報を掲ぐる地方を通過すべし

第七信號に對する用心 第五信號の時に同じ然れども颶風中心の實際通過の爲め風の絶對的若くは相對的吹止ありたる後は風は俄に該吹止前と反對の方向に變すること及

ひ颶風は屢々該吹止前より更に激烈に吹くことあることに注意せざるべからず

○第八信號 暴風、甚だしき高潮及び洪水來らんこと

第八信號に對する用心 第五信號の時に同じ○船舶は其の種類の如何を問はず港灣河川に入らんこと企つべからず又港灣河川内を移動せんこと企つべからず

(七) 萬國普通氣象記號

(Illustration of Symbols.)

雨	●	Rain	霜	]	Hoar frost
雪	*	Snow	露	d	Dew
電雷	⚡	Thunder storm	樹氷	>	Silaeer thaw
雷聲	⚡	Thunder without lightning	凝霜	∩	Glazed frost
電光	⚡	Lightning without thunder	吹雪	+	Snow drift
霰	△	Graupel	細氷	↓	Ice crystals
雹	▲	Hail	地震	⊕	Earthquake
霧		Mist, fog	日光環	⊕	Solar corona
日暈	○	Solar halo	虹	(	Rainbow
月光環	⊕	Lunar corona	極光	☾	Aurora

○萬國普通氣象記號



○雲級種別

四四四

月暈 ☾ Lunar halo  
 暴風 ↘ Gales

烟霧 8 Dust haze

(八) 雲級種別

區別	平域高度	名	稱	記號
上層雲	九〇〇〇米	卷雲 (Cirrus)		CS. C.
	七五〇〇米	卷層雲 (Cirro-Stratus or Alto-Stratus)		
中層雲	六五〇〇米	卷積雲 (Cirro Cumulus)		SC. KC. CK.
	四〇〇〇米	積卷雲 (Cumulo-Cirrus or Alto-Cumulus)		
	三〇〇〇米	層卷雲 (Strato-Cirrus)		
	二〇〇〇米	層積層 (Strato-Cumulus)		
下層雲	一五〇〇米	亂雲 (Nimbus)		K. N. SK.
	二〇〇〇米	積雲 (Cumulus)		
	一五〇〇米	積雲 (Cumulus)		

頂	底	稱	記號
三〇〇〇米	一五〇〇米	積亂雲 (Cumulo-Nimbus)	S. KN.
六〇〇〇米		層雲 (Stratus)	

(九) グレーシャー氏風力記號符、號及階級

符號	名	稱	速度 秒米 時哩 時浬	解	相 雷 ビ ユ フ オ 氏 記 號 符
○	靜穩 (Calm)		自〇・〇自〇・〇自〇・〇	烟の直上するもの	〇
一	軟風 (Light wind)		自一・五自三・三自二・九	風あるを感ずるもの	一
二	和風 (Moderate wind)		自三・五自七・七自六・七	樹葉又は枝を動かすもの	二
三	疾風 (Strong wind)		自六・〇自三・四自一・六	樹の枝を動かすもの	三
四	強風 (Gale)		自一〇・〇自三・三自一・九	樹の大枝を動かすもの	四
五	烈風 (Strong gale)		自一五・〇自三・五自二・九	樹の大幹を動かすもの	五
六	颶風 (Hurricane)		自二八・九至六四・七 至三六・八以上	樹を發き家を倒すもの	六

○グレーシャー氏風力記號、符號及階級

四四五

(10) ビューフォート氏風力記號、符號及階級

風力記號	名	稱	速度 秒米	速度 哩時	速力 時	解	相當 グレイシ ヤ氏 記號符
○	無風 (Calm)		自 0.0 至 0.0	自 0.0 至 0.0	自 0.0 至 0.0		○
一	至輕風 (Variable or Light air)		自 0.3 至 0.5	自 0.5 至 0.9	自 0.5 至 0.9	稍帆裝船を進むるに足るもの	一
二	輕風 (Light breeze)		自 0.6 至 1.0	自 1.0 至 1.5	自 1.0 至 1.5	一乃至二節	二
三	軟風 (Gentle breeze)		自 1.3 至 1.8	自 1.8 至 2.6	自 1.8 至 2.6	平波 上總 帆を 掲げ 三及至四節 五乃至六節	三
四	和風 (Moderate breeze)		自 2.0 至 3.0	自 3.0 至 4.5	自 3.0 至 4.5	掲帆を 五乃至六節	四
五	疾風 (Fresh breeze)		自 3.7 至 5.0	自 4.5 至 6.7	自 4.5 至 6.7	掲帆を 五乃至六節	四
六	雄風 (Strong breeze)		自 5.0 至 6.3	自 6.7 至 9.8	自 6.7 至 9.8	Single reefed top-sail, top gallantsail	五
七	強風 (Moderate gale)		自 6.3 至 8.0	自 9.8 至 14.3	自 9.8 至 14.3	Double reefed top-sail, jib, 等	五
八	疾強風 (Fresh gale)		自 8.0 至 10.0	自 14.3 至 18.8	自 14.3 至 18.8	Tripie reefed top-sail, Courses.	五
九	大強風 (Strong gale)		自 10.0 至 15.0	自 18.8 至 26.8	自 18.8 至 26.8	Close reefed top-sail, Courses.	五

一〇	全強風 (Whole gale)		自 15.0 至 20.0	自 26.8 至 37.5	自 26.8 至 37.5	Close-reefed main top-sail, reefed foresailにて帆走し得るもの	六
一一	暴風 (Storm)		自 20.0 至 27.5	自 37.5 至 54.0	自 37.5 至 54.0	Storm stay sail まで減す可きもの	六
一二	颶風 (Hurricane)		自 27.5 以上	自 54.0 以上	自 54.0 以上	片帆をも掲ぐる能はざるもの	六

(11) 海上氣象電報式

一 航海中の艦船海岸局の通信距離内に在るときは毎日午前六時午後二時午後十時の三回に於て觀測したる氣象の狀況を電報に記載し直ちに中央氣象臺に宛て發送す但し通信距離内に在るも天候其の他の事由に因り一時通信不能となりたるときは再び通信を爲し得るに至りたる場合に於て之れを發送す此の場合に於て二回以上の分を同時に發送するときは一通に之れを併記す

天候異常の場合に於て特に必要と認めたるときは前項時間外の觀測をも隨時之れを發送す本文電報宛名はキセウと認むるこゝ

○電報式

日 時刻 艦船の位置 氣壓 風向 風力 天氣 波浪

經度 緯度

○海上氣象電報式

○海上氣象電報式

○日附及時刻の書方

二 日は數字二字を用ひ一日は〇一、十六日は一六と記載し時刻は午前一時は〇一、午後二時は一四午前六時は〇六、午後十二時は二四と記載す

○經度及緯度の書方

三 艦船の位置は經緯度にて示し一度以下は度に切り上げ經度は數字三字緯度は數字二字を用ひ例へば東經百五十三度北緯三十度は一五三三〇と記載す

○氣壓の書方

四 氣壓は數字四字を以て示し時のときは百分の一までを又耗のときは十分の一までを用ひ例へば二十九吋八六は二九八六又七百六十二耗五は七六二五と記載す  
但し水銀晴雨計を用ぬるときは溫度の更正を施すを要す

○風向の書方

五 風向は風の吹き來る方位を十六方位に別ちて示し次の表により數字二字を用ぬて記載す

號符	向風
〇	明 不
〇一	北 北
〇二	東北 北
〇三	東 北
〇四	東北 東
〇五	東 南
〇六	東南 南
〇七	東 南
〇八	東南 南
〇九	南 南
一〇	西南 南
一一	西 南
一二	西南 西
一三	西 西
一四	西北 西
一五	西 北
一六	西北 北

○風力の書方

六 風力はビュホールツ氏の十三級を以て示し次の表により數字二字を用ぬて記載す

風力	符號
〇	一
一	二
二	三
三	四
四	五
五	六
六	七
七	八
八	九
九	十
十	十一
十一	十二
十二	十三

○天氣の書方

七 天氣は次の表により數字一字を用ぬて記載す

天氣	符號
快 晴 晴 天 曇 天 雨 雪 霧 雷雨 烟霧	一 二 三 四 五 六 七

○波浪の書方

八 波の模様は次の表により數字一字を用ぬて記載す

波 浪	符號
海面を流したるが如く穏なり 海面穏 ウネリ 浪少し 浪可なり 浪稍々 浪甚た 怒濤	〇 一 二 三 四 五 六 七

○警報電報式

九 中央氣象臺より航海中の艦船へ暴風警報を報ずるには次の電報式による

○海上氣象電報式



○本邦無線電信報時信號

四五二

(一一) 本邦無線電信報時信號

(大正五年十二月九日)  
遞信省告示第一一〇五號

一記事 本年十二月十一日より銚子無線電信局及び船橋無線電信局に於て無線電信を以て左の手續により中央標準時を發信す

一位置 (一)銚子無線電信局 犬吠埼燈臺の北方 北緯三五度四二分 東經一四〇度五二分

(二)船橋無線電信局 千葉縣東葛飾郡塚田村

一報時手續

一 銚子無線電信局及船橋無線電信局に於ける報時は日曜日を除くの外毎夜東京天文臺より陸上連絡電線に依り送信し來りたるものを各當該局の送信用繼電器に依り銚子無線電信局は六〇〇米、船橋無線電信局は四、〇〇〇米の電波長を以て自動的に發信するものとす

二 前項に依り通報すべき時刻は中央標準時の午後九時、同九時一分、同九時二分、同九時三分及び同九時四分の五回とし左の區別に依り各注意符號を前置むる後孰れも一秒間連續の長點を送り其の始端を以て時刻を指示す

(イ)第一回の注意符號は長點より成り約午後八時五十九分より同五十五秒に至る間連續し後五秒間中止の上一秒連續の長點を送る(左表參照以下同し)

(ロ)第二回の注意符號は一長點及び一短點より成り約午後九時三十秒より同五十五秒に

至る間連續し後五秒間中止の上一秒間連續の長點を送る

(ハ)第三回の注意符號は一長點及び二短點より成り約午後九時一分三十秒より同五十五秒に至る間連續し後五秒間中止の上一秒間連續の長點を送る

(ニ)第四回の注意符號は一長點及び三短點より成り約午後九時二分三十秒より同五十五秒に至る間連續し後五秒間中止の上一秒間連續の長點を送る

(ホ)第五回の注意符號は一長點及び四短點より成り約午後九時三分三十秒より同五十五秒に至る間連續し後五秒間中止の上一秒間連續の長點を送る



○本邦無線電信報時信號

四五三

2				1				番	名
神 戶				橫 濱				號	港
港	務	部	構	東	波	止	場	位	置
白	色	旗	竿	白	色	色	柱	緯	經
34	41	10	N.	35	26	41	N.	度	度
135	10	48	E.	139	39	0	E.	信	號
紅			球	黑			球	信	號
h	m	s		h	m	s		時	刻
15	0	0		15	0	0		標	準
0	0	0		0	0	0		時	刻
同 前				球ハ常ニ下部横木ニ据置キ約五分前ニ上部横木迄引キ揚ケ東京天文臺ヨリ電氣作用ニヨリ標準時正午ニ降下ス但シ過誤若クハ故障アルトキハ萬國船信號W旗ヲ掲ク、日曜及ヒ祭日ハ休止ス				備	
								考	

(一四) 日本附近沿岸報時信號

5				4				3			
長 崎				門 司				神 戶			
鍋	冠	山	北	市	街	南	側	西	波	止	場
白	色	色	柱	市	街	南	側	西	波	止	場
32	43	49	N.	33	56	35	N.	33	56	35	N.
129	51	55	E.	130	57	22	E.	130	57	22	E.
紅			球	紅			球	紅			球
h	m	s		h	m	s		h	m	s	
15	0	0		15	0	0		15	0	0	
0	0	0		0	0	0		0	0	0	
球ハ常ニ下部横木ニ据置キ約五分前ニ上部横木迄引キ揚ケ東京天文臺ヨリ電氣作用ニヨリ標準時正午ニ降下ス但シ過誤若クハ故障アルトキハ萬國船信號W旗ヲ掲ク、日曜及ヒ祭日ハ休止ス				球ハ常ニ下部横木ニ据置キ約五分前ニ上部横木迄引キ揚ケ東京天文臺ヨリ電氣作用ニヨリ標準時正午ニ降下ス但シ過誤若クハ故障アルトキハ萬國船信號W旗ヲ掲ク、日曜及ヒ祭日ハ休止ス				球ハ常ニ下部横木ニ据置キ約五分前ニ上部横木迄引キ揚ケ東京天文臺ヨリ電氣作用ニヨリ標準時正午ニ降下ス但シ過誤若クハ故障アルトキハ萬國船信號W旗ヲ掲ク、日曜及ヒ祭日ハ休止ス			
更ニ午後一時ニ信號ス、觀測所ニ依頼スレハ經線儀ヲ比較スルヲ得				更ニ午後一時ニ信號ス、觀測所ニ依頼スレハ經線儀ヲ比較スルヲ得				更ニ午後一時ニ信號ス、觀測所ニ依頼スレハ經線儀ヲ比較スルヲ得			

11			10			9		
上海			江鎮			芝罘		
佛租界 Semaphore station 高潮面上 118呎 地上 102呎						Tower hill 東方ノ柱 高潮面上 213呎 地上 75呎		
31 14 7 N. 121 29 10.3 E.				32 15 0 N. 119 29 10 E.				37 32 56 N. 121 23 30 E.
球 (徑六呎)			電 信			黑 砲 球		
h m s 15 55 0 16 0 0							h m s 16 0 0	
23 55 0 0 0 0							00 0 10	
標準時正午ニ球ヲ降下シ同時ニ發砲ス			徐家匯天文臺ニ依頼スレハ毎月曜日正午ニ通			標準時正午ニ球ヲ降下シ同時ニ發砲ス		
旗又ハ直チニ全掲正午ニ約一分間萬國船信號U			信ヲ得			旗又ハ直チニ全掲正午ニ約一分間萬國船信號U		

8			7			6		
浦鹽斯德			仁川			函館		
海軍棧橋東方白色柱 高潮面上 93呎 地上 50呎			鷹峰 觀測 北東方所			測候所 旗竿		
43 6 48.5 N. 131 53 37.6 E.				37 28 45 N. 126 37 32 E.				41 46 32 N. 140 43 35 E.
紅 球 (徑三呎半)			砲			紅 白 旗		
h m s 15 12 25.49				h m s 15 0 0				h m s 15 0 0
00 0 0 (地方時)				00 0 0				00 0 0
五分前ニ球ヲ掲ケ地方平時正午ニ降下ス過誤			中央標準時正午ニ發砲ス			五分前ニ旗ヲ半掲シ二分前ニ全掲シ標準時正		
アルトキハ手ニテ徐々ニ球ヲ下ロス						午ニ降下ス		

17	16	15
Surabaya	Batavia Tanjong Priok	新嘉坡
海軍繫船池西防波 堤頭白色柱 高潮面上 65呎 地 上 59呎	内港口近傍ノ鐵柱 高潮面上 79呎 地 上 72呎	Mount Faber observatory
7 11 49 S. 112 44 21 E.	6 5 48 S. 106 53 9 E.	1 16 15 N. 103 49 24 E.
黒塗平圓盤四箇	平圓盤四箇	紅 球
h m s 16 40 45.5	h m s 16 40 45.5	h m s 18 0 0
0 0 0	00 00 00	1 0 0
同前	同前	同前
	五分前ニ黒盤ヲ四十五度ニ傾斜シ二分前ニ直 立シ紅標(中央白色)ヲ零時五十分マテ掲 キハ再ヒ標準時午後一時ニ信ス、故障アル 置キ再ヒ標準時午後一時ニ信ス、故障アル トキハ藍色旗ヲ掲キテ當日ハ信ヲ止ス返 サ、ルコトヲ明示ス、日曜及ヒ祭日ハ休息ス	信號法及ヒ故障アル場合ハ Fort Canning ニ 同シ、Tanjong Pagar 埠頭管理所電氣報時鐘 ノ Mount Faber observatory 原基時辰儀ト 連絡シ緯威平時ノ毎時ニ自鳴ス管理所ニ依 スレハ經線儀ヲ報時鐘ト比較スルヲ得

14	13	12
新嘉坡	香港	上海
Fort Canning 旗竿 高潮面上 180呎 地 上 40呎	Blackhead hill 信號所北西方ノ柱 高潮面上 166呎 地 上 62呎	同 前
1 17 33 N. 103 50 53 E.	22 17 52 N. 114 10 28 E.	同 前
球	紅 球	電 燈
h m s 18 0 0	h m s 17 0 0	0h 55m 0s to 1 0 0
1 0 0	1 0 0	8 55 0 to 9 0 0
約五分前ニ球ヲ掲ケ標準時午後一時ニ降下ス 過誤アルトキハ萬國船信號W旗ヲ掲ケ午後 一時五分ニ球ヲ降下シ更ニ午後二時ニ信號ス 一時間ノ場合ニハ萬國船信號W旗ヲ掲 ケ置ク	五分前ニ球ヲ掲ケ三分前ニ全揭シ九龍天文 臺ヨリ電氣作用ニヨリ標準時午後一時ニ降 ス故障アルトキハ球ヲ徐々ニ降下シ時刻外 ニモ信號ヲナス、港務部ニ依頼スレハ定時刻外 ニモ信號ヲナス	標準時午後八時五十分ニ連繫シタル白 光電燈ヲ掲ケ八時五十分ニ齊ニ消シ之ヲ 秒ノ後再ヒ點シテ同五十分ニ注意シテ誤 秒返シテ九時ニ至ツテ止ム但シ注シテ誤 テ毎分ノ十秒前ニ一秒間消ス、紅光燈ヲ數 秒間掲ケ



田根羽	名稱	燈臺	<p>第五項 航路標識</p> <p>(一) 東洋燈臺表拔萃</p> <p>(本洲南岸)</p>
方田灣東京	置	位	
洲外根海	度	緯經	
35° 32' N.	度		
139° 48' E.	造	構	
鐵六角橫黑	質	及等級	
造塔形塗白	實	燈	
暗明綠明式射第五	弧	明	
三四秒光暗チ折	(呎)高燈ノ上面潮高		
至度(リ度(一	(呎)離距達光		
ル東(北六(南五	號警霧		
間(六〇)二六度			
40			
11½			
	記		
	事		

20	19	18
Makkasar	馬尼刺 (菲律賓)	馬尼刺 (菲律賓)
ヤードヲ有スル柱 地 上 66呎	Engineer island semaphore tower.	天 文 臺 高潮面上 86呎 地 上 80呎
5 8 10 S. 119 24 18 E.	14 35 43 N. 120 57 21 E.	14 35 12 N. 120 58 35 E.
黒 球	前四球	黒 球
h m s 16 0 0	h m s 16 0 0	h m s 16 0 0
23 57 37.2 (地方時)	00 00 00	00 00 00
同前	同前	五分前ニ球ヲ掲ケ標準時正午ニ降下ス、故障アルトキハ五分後ニ球ヲ徐々ニ降下ス
五分前ニ球ヲ掲ケ地方平時午前十一時五十七分三十七秒ニ降下ス過誤アルトキハ萬國船信號W旗ヲ掲ケ		

島 瀬カ海ア 標立燈挂	埼 音 観	堡 海 三 第
岩 八 海 上 呎 瀬 島	角 上	海 灣 東 堡 第 京 三 海
35° 12 $\frac{3}{4}$ ' N. 139° 44 $\frac{1}{2}$ ' E.	35° 15' N. 139° 45' E.	35° 17 $\frac{1}{2}$ ' N. 139° 44 $\frac{1}{2}$ ' E.
凝下鐵格塗上 土部混造製形黑	煉瓦造 四角形 白 弧(紅光分) 不動白光 射第三等折	鐵 槽 六角形 白 造 形 瓦 ヒンチ 第五等
ナニ毎閃ンア 發一三秒瓦セ ス閃秒間光チリ	度 全	度 全
46 11 $\frac{1}{2}$	178 20	66 13
無守人燈	三五八度(北三度東)ヨリ一三度 (北一八度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ 以テ海瀬島ヲ示ス	無守人燈

堡 海 二 第 竿 燈	牧 標浮燈挂	濱 堤 水 東 横
海 灣 東 堡 第 京 二 海	北 天 口 横 東 鼻 十 濱 方 ノ ノ 二 港	北 東 東 横 端 水 水 濱 端 堤 堤 港
35° 19' N. 139° 44' E.	35° 27' N. 139° 41' E.	35° 27' N. 139° 39' E.
木 造 白 塗 不 動	鐵 子 上 圓 黑 造 製 部 臺 塗 造 格 形 漆	鐵 六 白 白 造 角 形 瓦 瓦 造 形 形 瓦 瓦
度 全	度 全	度 全
56 8	15 9	41 12
無守人燈		

埼 乘 <sub>レ</sub> 安 <sub>ア</sub>	市 日 四	埼 前 御
港 的 矢	ノ 防 端 四 起 波 舟 日 點 堤 港 市	西 駿 角 河 灣
34° 22' N. 136° 55' E.	34° 57 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> ' N. 136° 38 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ' E.	34° 36' N. 138° 14' E.
木 八角 白 造 形 塗	木 四 白 造 角 形 塗	煉 圓 白 瓦 形 塗
發 每 回 第 ス 三 轉 四 光 十 紅 等 チ 秒 光	ナ 每 白 第 電 十 光 六 燈 秒 間 等 閃 光 閃	發 每 回 射 第 ス 三 轉 一 光 十 白 等 チ 秒 光 折
至 度 度 九 ル 東 北 三 東 南 三 間 三 三 八 度 度 ニ 七 度 ヨ 三	ル 東 度 度 二 間 北 三 西 南 一 ニ 八 度 ヨ 三 二 至 度 度 ヨ 七 度	ニ 度 度 二 至 東 南 西 南 二 ル 七 度 ヨ 四 度
102	42	173
16	11 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>	19 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>

埼 室 <sub>ロ</sub> 石 <sub>イ</sub>	島 元 <sub>下</sub> 子 <sub>コ</sub> 神 <sub>ミ</sub>	埼 劍
石 伊 室 豆 埼	島 神 下 子 元 南 田 元 方 港	灣 東 劍 京 埼 海
34° 36' N. 138° 51' E.	34° 34' N. 138° 57' E.	35° 8 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> ' N. 139° 40 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> ' E.
木 八角 白 造 形 塗	石 圓 線 黑 造 形 塗 白	石 圓 白 造 形 塗
紅 不 射 第 光 動 五 等 チ 折	弧 不 射 第 ア 紅 動 白 一 リ 光 分 光 等 分 折	弧 不 射 第 ア 紅 動 白 二 リ 光 分 光 等 分 折
ニ 八 度 度 二 至 東 南 西 南 五 ル 六 八 度 ヨ 八 度	度 度 全 度 度 全	至 度 度 二 ル 東 北 七 西 南 七 間 七 五 度 ヨ 一 度 ニ 九 度 ヨ 一 度
185	164	110
11	19 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>	16 <sup>1</sup> / <sub>2</sub>

野	島	埼	山	日ノ御	埼
安房	野島	野島	山	紀伊水	埼
房	埼	埼	山	道東側	日ノ御
N.	34° 54'	33° 53'		N.	33° 53'
E.	139° 53'	135° 3'		E.	135° 3'
白塗	八角形	鐵圓		白塗	鐵圓
第一等折	射	回轉		第二等	回轉
明暗光	明暗光	每三十秒		白塗	每三十秒
二五七度	度(南七五)	度(北六五)		度(南七五)	度(北六五)
133	133	261		261	261
17½	17½	23		23	23
發	發	發		發	發
每五分ニ一回爆發ス		船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ			

野	島	潮	野	取	梶
野	野	潮	野	取	梶
紀伊大	島東端	紀伊	野	梶	梶
N.	33° 28'	伊	野	梶	梶
E.	135° 52'	N.	野	梶	梶
白塗	石圓	白塗	野	梶	梶
第二等	造形	白塗	野	梶	梶
回轉白	發ス	回轉白	野	梶	梶
光	每三十秒	光	野	梶	梶
一〇九度	度(南三六)	度(北三六)	野	梶	梶
130	130	163	野	梶	梶
17½	17½	19	野	梶	梶
發	發	發	野	梶	梶
船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ		船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ			

犬吠埼	下總	金華山	陸中
35° 42' N.	140° 52' E.	38° 17' N.	141° 35' E.
煉瓦造	圓形	石造	八角形
第一等	回轉白	第二等	第二等
每三十秒	光ヲニ	每十秒	每三十秒
至(東)六度	至(東)六度	至(東)八度	至(東)八度
168	168	178	190
19½	19½	20	20
霧	霧	霧	霧
每三十秒ヲ隔テ、五秒間吹鳴ス	每三十秒ヲ隔テ、五秒間吹鳴ス	每四十五秒ヲ隔テ、四秒間吹鳴ス	每三十七秒ヲ隔テ、低調一聲高トス

四國南岸

尻矢	室戸
津輕海	土佐
41° 26' N.	33° 15' N.
141° 27' E.	134° 10' E.
煉瓦造	圓形
第一等	第一等
每五秒	每十秒
至(東)五度	至(東)八度
150	497
18½	30
霧	霧
本燈器ハ折射器ニ筒ヲ備ヘ晴明ノ夜ハ一筒ヲ使用シ其燭力ハ一	船三夜間ハ之ヲ取扱ハス

神防波掛 戸波燈 北堤浮標	大阪港 北突堤	大阪港 南突堤
商船 錨地 防波堤 北端	大阪港 北突堤 極端	大阪港 南突堤 極端
34° 40 $\frac{3}{4}$ ' N. 135° 12 $\frac{1}{2}$ ' E.	34° 38' N. 135° 24' E.	34° 38' N. 135° 24' E.
圓錐形	六角形 鐵造	六角形 鐵造
アセトン 瓦斯 閃光 毎二秒 ヲ隔テ ノ一 ス 閃光 ヲ發	閃白光 毎十五秒 ニ一閃 ス	不動 閃白光
全	全	全
度	46 12	46 10
	無守人燈	無守人燈

内海 (瀬戸内)

友ケ島	足摺
沖ノ島 西端	埼ノ南
コイツ キノ鼻	東端上
34° 16 $\frac{3}{4}$ ' N. 134° 59 $\frac{3}{4}$ ' E.	32° 43' N. 133° 1' E.
白塗 圓形 不動	白塗 八角形 群第四等
光動	群第四等 閃白光 毎十秒 ヲ隔テ ノ一 ス 閃光 ヲ發
三五〇度 北五〇度 西三〇度 南二七度	二〇一度 南二五度 西四〇度 北八度
194	187
20 $\frac{1}{2}$	20

○燈臺瀬戸内

鼻	角 <small>カド</small>	大 <small>オホ</small>	瀬ノ鹿	崎	江
角上	南東端	小豆島	鹿ノ瀬	北端	淡路島
34°	26' N.		34° 34 $\frac{3}{4}$ ' N.	34° 36' N.	
134°	20' E.		134° 48' E.	134° 59' E.	
鐵造	六角形	白塗	鐵子上部製造	石造	圓形
暗明	明暗	第四等	圓錐形	不動	第三等
二秒	二秒	瓦斯チリ	閃光	紅光	白光
ニ至ル間	九度	リ度	度	ニ至ル間	九度
195			12	158	
20 $\frac{1}{2}$			8	19	
明孤内西南ノ方向ニ於テ風ノ子島ニ遮蔽セラレ、部分アリ船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ			七九度(北八三度東)ヨリ九七度(南七九度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ鹿ノ瀬ヲ示ス		

○燈臺瀬戸内

磯	平	岬	田	和	港	戸	神
磯上	戸平磯	和岬	田	和	南端	防波堤	防波堤
34°	37' N.	34°	39' N.	34°	40 $\frac{1}{2}$ ' N.		
135°	4' E.	135°	11' E.	135°	12' E.		
造	圓形	鐵造	六角形	紅塗	圓錐形		
紅光	不動	暗明	明暗	第四等	閃光	瓦斯チリ	アセトン
度	全	至ル間	六度	東八度	度	全	全
39			52				
6			12 $\frac{1}{2}$				
無守人燈							





中野鼻				磯				大久野島			
東端	上島南	戸大崎	三原瀬	東端	上島北	戸大崎	三原瀬	端	野島南	戸大久	三原瀬
34°	13'	N.		34°	17'	N.		34°	18'	N.	
132°	55'	E.		132°	56'	E.		132°	59'	E.	
石造	圓形	白塗	不動	石造	圓形	白塗	不動	石造	圓形	白塗	不動
弧アリ	(紅光分)	光	動	弧アリ	(紅光分)	光	動	弧アリ	(紅光分)	光	動
至ル間	度(北五度)	東(一五度)	南(七〇度)	至ル間	度(北一三度)	東(一三度)	南(二九度)	至ル間	度(北七度)	東(一〇度)	南(五五度)
141				173				56			
8				8				9			
無守人燈 示ス 光ナリテ大横島北西方ノ淺瀬ヲ				無守人燈 示ス 光ナリテ神殿島浮標ヨリ同島ノ				無守人燈 示ス 光ナリテ能地堆ヲ示シ又三度ノ北ニ至ル間ノ危險ヲ示ス			

高根			長太			大濱		
島燈	根塔	高流	夫標	太燈	長挂	埼燈	濱塔	大濱
島北端	戸高根	三原瀬	北方	戸細島	布刈瀬	濱塔	北端大	布刈瀬
34°	20'	N.	34°	22'	N.	34°	21'	N.
133°	4'	E.	133°	8'	E.	133°	10'	E.
石造	圓形	白塗	石造	圓形	紅塗	石造	圓形	白塗
弧アリ	(紅光分)	光	弧アリ	(紅光分)	光	弧アリ	(紅光分)	光
至ル間	度(北八度)	東(一七度)	至ル間	度(北六度)	東(一三度)	至ル間	度(北四度)	東(一〇度)
135			22			48		
8			8			8		
能地堆ヲ示ス 船舶通航信號及潮流信號ノ部ヲ見ヨ			無守人燈 示ス 光ナリテ懸リ瀬ヲ示ス			懸リ瀬ヲ示ス 船舶通航信號及潮流信號ノ部ヲ見ヨ		

島 那 忽 野	磯 標立燈挂	梶 標立燈挂	瀬 標立燈挂
口 牛	吹 梶 峽 來	北 峽 來	北 峽 來
崎 ケ	岩 磯 西 島	東 小 島	東 小 島
33° 58' N.	34° 8' N.	34° 8' N.	34° 8' N.
132° 42' E.	132° 55' E.	132° 59' E.	132° 59' E.
鐵 格 櫓 白	凝 下 鐵 製 塗 上	石 圓 紅	石 圓 紅
造 子 形 塗	土 部 混 造 形 子 紅	造 形 塗	造 形 塗
發 一 每 閃 ン ア	暗 明 明 ン ア	弧 (紅 白 不	弧 (紅 白 不
ス 閃 三 瓦 セ	一 一 暗 瓦 セ	ア (紅 光 動	ア (紅 光 動
チ 光 秒 光	秒 秒 光	リ)	リ)
至 度 (五 西 (一	度	至 度 (リ 度 (八	至 度 (リ 度 (八
ル (北 五 南 七		ル (東 北 二 東 北	ル (東 北 二 東 北
間 東 五 度 ヨ 三		間 東 三 九 度 ヨ 七	間 東 三 九 度 ヨ 七
ニ 九 度		ニ 三 度	ニ 三 度
32	40	27	27
10	11½	10	10
無守人燈	無守人燈	八二度(北八七度東)ヨリ一二四度(南五一度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ帆掛岩及其近傍ニ擴延セラル淺灘ヲ示ス(無守人島)	八二度(北八七度東)ヨリ一二四度(南五一度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ帆掛岩及其近傍ニ擴延セラル淺灘ヲ示ス(無守人島)

濱 大	島 下 大	島 神 龍
峽 南 口	端 島 戸 大	島 龍 東 海 來
34° 5' N.	34° 11' N.	34° 6' N.
132° 59' E.	132° 55' E.	133° 1' E.
鐵 六 白	石 八 白	凝 下 鐵 櫓 格 黑
造 角 形 塗	造 角 形 塗	土 部 混 造 形 子 製 塗
リ 光 發 三 八 十 每 群 第	發 二 每 回 轉 第	暗 明 白 明 ン ア
副 閃 閃 秒 隔 十 閃 四	ス 一 光 十 秒 光	二 二 秒 光 暗
ア 燈 (紅 光 分 光 動	至 度 (南 一 北	度
ニ 八 度 度 度 一 五	至 度 (南 一 北	度
至 度 (北 三 東 一 九	至 度 (南 一 北	度
間 (西 北 一 七 度	至 度 (南 一 北	度
ニ 三 度	至 度 (南 一 北	度
114	111	40
16½	16	11½
		無守人燈

島子ノ水	山標浮燈挂	島屋
子央道豐 島水ノ後 ノ中水	南山長 端洲門 本	平南屋伊 根南端島豫 埼端島灘
33° 3' N. 132° 10' E.	33° 53' N. 131° 14' E.	33° 42 $\frac{3}{4}$ ' N. 132° 7 $\frac{3}{4}$ ' E.
石圓線黒 造形塗白 ニ每閃第 チ一三十等 發一閃光	鐵製部錐截黒 造格子頭塗 暗明白明瓦 四五秒秒光暗	造リコン圓白 トク形塗 光ニ每光閃第 チ各十五紅五 發一五秒互等 ス閃
度全	度全	ニ〇度リ度(二 至度(一西南五 ル東(南一)七 間)六五)五度
182	10	180
20	8	20

礁シナ根	島コダク	島釣
礁上根南情伊 標立燈挂	島クノ怒伊 クダコノ和豫 コ東方島灘	ノ西方興 方居島
33° 57' N. 132° 30' E.	33° 58' N. 132° 34' E.	33° 53 $\frac{1}{2}$ ' N. 132° 38' E.
石造上圓線紅 造下部鐵形塗黒 部鐵形塗横	石圓白 造形塗	石圓白 造形塗
白不動第六等	ヲ各每光閃第 發一七秒光六 ス閃秒ニ白等 光	秒紅紅紅第 紅白互光三等 白各十光
度全	度全	ニ五度リ度(七 至度(二東北 ル西(南五)一 間)七)〇ヨ二度
46	179	186
11	17	20
無守人燈	無守人燈	

號一東洲ノ中 標浮燈挂	號二東洲ノ中 標浮燈挂	島 珠 滿 標浮燈挂
東 中 峽 下 方 ノ 東 關 洲 口 海	南 中 峽 下 東 ノ 東 關 方 洲 口 海	方 南 東 滿 峽 下 々 東 端 珠 東 關 東 ノ 島 口 海
33° 59' N. 131° 2' E.	33° 59' N. 131° 2' E.	33° 59' N. 131° 2' E.
鐵 製 部 錐 截 紅 造 子 上 圓 塗	鐵 製 部 錐 截 紅 造 子 上 圓 塗	鐵 製 部 錐 截 黑 造 子 上 圓 塗
二 明 明 瓦 秒 四 暗 ン 秒 秒 白 チ 暗 光 斯 式	二 明 明 瓦 秒 四 暗 ン 秒 秒 紅 チ 暗 光 斯 式	白 不 瓦 光 動 斯 式
度 全	度 全	度 全
11 4	10 4	10 4

埼 部	島 姫	埼 關 (埼 藏 地)
峽 東 口	東 姫 周 端 島 防 灘	埼 藏 地 上
33° 58' N. 131° 1' E.	33° 44' N. 131° 42' E.	33° 16' N. 131° 54' E.
石 圓 白 造 形 塗	石 圓 白 造 形 塗	鐵 圓 白 造 形 塗
弧(發ニ每回繼第 ア紅ス一十轉成三 リ光 光五白不 分)チ秒光動	發連秒テ秒每群第 ス閃間二チ二閃四 光ニ十隔十白等 チ四一テ一光	白 不 第 光 動 四 等
ル東(リ度(九 間)北零東(南八 ニ五度)七度 至度ヨ七	至度(リ度(一 ル東北六東(南一 間)六四)五六 ニ九度ヨ九度	ル東(リ度(九 間)北零東(南四 ニ四度)八度 至度ヨ二
122	183	225
17	20	21½
口ヲ以テ本山ノ洲及下關海峽ノ東 チ示ス	度九八度(南七七度東)ヨリ三〇二 度(北五三度西)ニ至ル間ハ紅光	

浦之壇	伏金 標立燈挂	伏金 標浮燈挂
北 峽 下 側 東 關 口 海	上 金 峽 下 伏 東 關 瀨 口 海	北 燈 金 峽 下 方 立 伏 東 關 標 瀨 口 海
33° 58' N. 130° 58' E.	33° 58' N. 130° 59' E.	33° 59' N. 130° 59' E.
木 六 線 紅 造 角 塗 白 形 塗 橫	造 リ コ 圓 線 紅 1 ン 形 塗 黒 ト ク 形 塗 横	鐵 製 部 錐 截 黒 造 子 上 圓 塗 紅 不 瓦 横
白 不 瓦 光 動 斯 式	白 不 光 動	紅 不 瓦 光 動 斯 式
<small>ハ東度東度間度一度七至三リ五二 遮ニ北ヨ北シニ東度東度ル〇二九三 セ至四り三ニ北ヨ北及東度西度 ラル二二三〇ニ至四り四七 ル間度七度五ル六四二二三ニ北ヨ南</small>	度 全	度 全
52	27	10
9	8	4
兩 燈 火 一 線 見 通 航 へ シ	無 守 人 燈	

洲ヶ飛 標浮燈挂	西洲ノ中 標浮燈挂	北洲ノ中 標浮燈挂
北 飛 峽 下 西 ヶ 東 關 端 洲 口 海	南 中 峽 下 西 ノ 東 關 方 洲 口 海	北 中 峽 下 側 ノ 東 關 洲 洲 口 海
33° 58' N. 131° 0' E.	33° 59' N. 131° 0' E.	33° 59' N. 130° 51' E.
鐵 製 部 錐 截 紅 造 子 上 圓 塗 二 明 明 瓦 瓦 秒 暗 暗 白 白 四 秒 白 光 斯 暗 光 斯 式	鐵 製 部 錐 戴 黒 造 子 上 圓 塗 白 不 瓦 瓦 光 動 斯 式	鐵 格 上 圓 截 紅 造 子 錐 形 頭 塗 紅 不 瓦 瓦 光 動 斯 式
度 全	度 全	度 全
10	10	10
4	4	4

島 流 巖	瀬 ッ 三 標浮燈挂	區一第港司門 標浮燈挂
南東端 33° 56' N. 130° 55' E.	所 七 水 北 三 尋 深 東 瀨 ノ 約 方 瀨 33° 56' N. 130° 56' E.	北 區 第 門 角 域 一 司 點 ノ 區 港 33° 57' N. 130° 57' E.
石 圓 橫 紅 造 形 線 塗 白	鐵 製 部 錐 截 黑 造 子 上 圓 塗	鐵 製 部 錐 截 白 造 子 上 圓 塗
暗 明 明 瓦 無 三 三 暗 ン 秒 秒 紅 ン 光 斯 式 等	暗 明 明 瓦 無 二 四 暗 ン 秒 秒 白 ン 光 斯 式 等	白 不 瓦 無 光 動 斯 式 等
至 度 (リ 度 (二 ル 東) 北 二 西) 南 間 二 五 度 〇 九 = 五 度 〇 九 度	度 全	度 全
27	10	11
8	4	
無守人燈		門司港第一區區域ヲ標示ス

崎 音 觀 標浮燈挂	關 燈 高 ノ 端 下 山 丸 關 腹 山 東	關 燈 低 岸 端 下 ノ 海 關 東
南 音 下 方 崎 關 33° 57' N. 130° 56' E.	ノ 端 下 山 丸 關 腹 山 東 33° 58' N. 130° 57' E.	岸 端 下 ノ 海 關 東 33° 58' N. 130° 57' E.
鐵 製 部 錐 截 黑 造 子 上 圓 塗	木 四 白 造 角 塗 形 形 塗	石 造 上 圓 白 造 下 部 鐵 形 塗
暗 明 明 瓦 無 二 四 暗 ン 秒 秒 紅 ン 光 斯 式 等	紅 不 動 光 動 南 ニ 七 西 六 至 〇 〇 ル 度 度 〇 間 西 南 度	白 不 瓦 無 光 動 斯 式 等
度 全	度 全	度 全
10	65	40
4	13	8
本浮標ノ西方下關停車場前面ニ 淺瀬區域標示ノ爲メ四箇ノ挂燈 浮標アリ(鐵道院所管)		下關海峽東口北水道ヲ通航スル 船舶ハ高燈ト低燈トナリ線ニ望 メハスキアガリ瀨ノ北西約一鏈 ノ處ヲ通航スルヲ得ヘシ 高燈ハ低燈ヨリ二四〇度四分 (南六四度三八分西)距離十分八 鏈 無守人燈

シ 出 連 <sup>六</sup> 標浮燈挂	タイナマ 組 標立燈挂	瀬 高 標浮燈挂
東ノ出六 方南シ連	組 峽 下 岩 西 關 上 口 海	淺南立組峽下 洲ノ標挂西關 上東ノ燈口海
33° 54' N. 130° 53' E.	33° 55' N. 130° 54' E.	33° 54' N. 130° 54' E.
鐵製部錐截紅 造子上圓塗	石 圓 黑 造 形 塗	鐵製部錐截紅 造子上圓塗
紅 不 瓦 光 動 斯	白 不 光 動	暗明 明暗 瓦 二四 白 斯 秒秒 光 式
度 全	至度度り度(二 ル西(二西(北六 間)南七)八九 ニ三九ヨ七度	度 全
10	19	11
4	6	4
	無守人燈	

瀬 鳴 標立燈挂	岩 衛 兵 次 與 標浮燈挂西南	岩 衛 兵 次 與 標浮燈挂東北
上 鳴 峽 下 瀨 瀨 西 關 礁 口 海	南 衛 兵 次 與 西 方 岩 ノ 兵	北 衛 兵 次 與 東 方 岩 ノ 兵
33° 55' N. 130° 55' E.	33° 55' N. 130° 56' E.	33° 55' N. 130° 56' E.
石 圓 黑 造 形 塗	鐵子上圓截紅 製部錐頭塗	鐵子上圓截紅 製部錐頭塗
綠 不 光 動	暗明 明暗 瓦 二四 白 斯 秒秒 光 式	暗明白明 瓦 二四 光 斯 秒秒 光 式
至度(リ度(二 ル東(南九西(南二 間)八〇)四〇度	度 全	度 全
17	10	10
5	4	4
	無守人燈	

島	連	六	礁	瀬	平	瀬	舟
六連島	峽西口	下關海	西側	標浮燈挂	礁ノ	標浮燈挂	側礁北東
33° 59' N.	130° 52' N.		33° 57' N.	130° 52' E.		33° 57' N.	130° 52' E.
石造	圓形	白塗	鐵製子造	上圓格形	截部錐頭	黑塗	鐵製子造
チニ每	閃白	第五等	暗明二秒	明暗三秒	瓦斯	ヒンチ式	暗明二秒
至度(北)ニ	度(東)一七	度(南)三〇	度		全	度	全
89			10			10	
15			4			4	
船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ							

瀬	笠	洲	寄	塵	根	碓	大
礁東側	笠瀨暗	南西側	塵寄洲	峽西口	下關海	標浮燈挂	端瀨南東
33° 56' N.	130° 52' E.	33° 55' N.	130° 53' E.			33° 55' N.	130° 53' E.
鐵製子造	部錐格形	鐵製子造	格上子造	錐部形	截部形	黑塗	鐵製子造
白	不	瓦斯	暗明四秒	綠明四秒	明暗四秒	瓦斯	暗明二秒
度		全	度		全	度	全
10			10			10	
4			...			4	



○燈臺本洲北西岸

岬ノ日	島	角	本洲北西岸
日出雲	西島	長門角	
35° 26' N.	34° 21' N.		
132° 38' E.	130° 50' E.		
石圓白	石圓白		
造形塗	造形塗		
互閃光ニ每互群第一 ニ光ト色二十光閃紅等 發ヲ紅二十秒 ス交一閃秒	ス一每回 光十轉 ヲ秒白 發ニ光	第一等	
ニ〇度リ度(二北四 至度(二東)度 ル(南四)二 間西七五ヨ九	ル度(二西(三 間西南三ヨ北五 ニ五二ヨ三度 至七度リ度		
208	142		
21	18		

○燈臺瀬戸内

松	若	洲	白	岩	字	文	モ	大
突堤端	若松港	洲南藍峽下	南西低島口關海	岩大ノ藍峽下	上文人北ノ北關	標浮燈挂		
33° 56' N.		33° 59' N.		34° 03' N.				
130° 49' E.		130° 47' E.		130° 48½' E.				
鐵造紅	四角形	石造上圓線黑	造下部鐵形塗白	造形塗				
光	不動	綠	不動	暗明明瓦	二三暗紅斯	秒秒光		
度	全	度	全	ニ六度リ度(三北 至度(三東)度 ル(西北二九)ヨ五 間)				
29		50		45				
6		6½		10				
			無守人燈					無守人燈



館	平	埼	道	入
神埼	陸奥海	島北端		男鹿半
灣口明	11' N.	40° 0' N.		
41° 11'		139° 42' E.		
140° 38' E.				
鐵造	六角形	鐵造	六角形	白塗第一等
閃光	閃白光	ス	每十秒ニ	回轉白光
ニ至ル間	ニ至ル間	ニ至ル間	ニ至ル間	ニ至ル間
69	69	184	184	184
14	14	20	20	20
笛	霧			
	ス			
	每四十二秒ヲ隔テ、三秒間吹鳴			

九州北岸

島	三	島	子	嶋	島	沖
北端	對馬	島	嶋	壹岐水	沖島上	支海瀧
34° 44' N.		33° 41' N.		壹岐水	34° 15' N.	
129° 27' E.		129° 59' E.		道東口	130° 6' E.	
木造	黒塗	鐵造	八角形	白塗第二等	木造	白塗不
閃光	閃白光	白	不	動	白	動
ニ至ル間	ニ至ル間	度		全	度	全
52	52	182			816	
12	12	20			8	
		紅呼	ハ三	八一月		
		緑子	午十分	箇月至		
		ノ村	後九迄	四月及		
		燈ニ	在時ヨ	ハ午後		
		光ル	ルヨ	五時		
		信號	燈ヲ	至八月		
		爲吏	員同	九月		
		スコ	ト息	十月		
		アリ	ト迄	十二月		

神カウ	對馬	南端
34° 5' N.	34° 5' N.	34° 5' N.
129° 13' E.	129° 13' E.	129° 13' E.
白塗	白塗	白塗
第五等	第五等	第五等
閃白光	閃白光	閃白光
ニ度(北八度)	ニ度(北八度)	ニ度(北八度)
至ル間	至ル間	至ル間
192	192	192
20	20	20
八六度(東)ヨリ一四度(南六度東)マテハ紅光ヲ以テ豆酸船ノ暗礁及小松瀬ヲ示ス		
船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ夜間ハ之ヲ取扱ハス		

九州西岸

大立	島立	大立
33° 1' N.	33° 1' N.	33° 1' N.
129° 26' E.	129° 26' E.	129° 26' E.
白塗	白塗	白塗
第六等	第六等	第六等
閃白光	閃白光	閃白光
ニ度(北八度)	ニ度(北八度)	ニ度(北八度)
至ル間	至ル間	至ル間
267	267	267
23	23	23
一三三度(南四二度東)ヨリ一四九度(南二六度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ色瀬ヲ示シ又北六度西ヨリ北三六度西ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ小立島及附近ノ暗礁ヲ示ス		

古志	志島	古志
33° 18' N.	33° 18' N.	33° 18' N.
129° 10' E.	129° 10' E.	129° 10' E.
白塗	白塗	白塗
第四等	第四等	第四等
回轉白光	回轉白光	回轉白光
ニ度(北八度)	ニ度(北八度)	ニ度(北八度)
至ル間	至ル間	至ル間
212	212	212
21	21	21
船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ夜間ハ之ヲ取扱ハス		

大瀬	瀬島	大瀬
32° 37' N.	32° 37' N.	32° 37' N.
128° 36' E.	128° 36' E.	128° 36' E.
白塗	白塗	白塗
第一等	第一等	第一等
回轉白光	回轉白光	回轉白光
ニ度(北八度)	ニ度(北八度)	ニ度(北八度)
至ル間	至ル間	至ル間
265	265	265
23	23	23
船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ但シ夜間ハ之ヲ取扱ハス		

白シロ	瀬セ	白シロ
33° 11' N.	33° 11' N.	33° 11' N.
128° 48' E.	128° 48' E.	128° 48' E.
白塗	白塗	白塗
第五等	第五等	第五等
不動光	不動光	不動光
ニ度(北八度)	ニ度(北八度)	ニ度(北八度)
至ル間	至ル間	至ル間
115	115	115
11½	11½	11½
四一六度(北四五度東)ヨリ一四九度(南二六度東)マテハ紅光ヲ以テ高麗會根ヲ示シ又二五八度(南七五度西)ヨリ一四六度(南八八度西)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ帆揚岩及杓子岩(干出五呎)ヲ示ス		

○燈臺九州西岸

鼻	崎	長	礁	通	五	港	池	三
南西端	峽長島	長島海	上五通礁	標立燈挂	早崎瀬	内港突堤	灣三池	島原海
32°	8'	N.	32°	34'	N.	33°	0'	N.
130°	6'	E.	130°	6'	E.	130°	23 1/2'	E.
鐵造	六角形	白塗	造リコ	圓形	紅塗	鐵製部	錐形頭	紅塗
ス一毎	回轉白	第四等	ナニ毎	閃光	第六等	紅光	不動	全
ニ四度	リ度	(北三六度)	ニ三度	リ度	(北一七度)	度	度	度
81			32			10		
15			11			3		
					無守人燈			

○燈臺九州西岸

港	池	三	島	尾	ノ	陸	島	王	伊
港口	灣三池	島原海	端	尾島北	口陸ノ	長崎港	島北端	口伊王	長崎港
33°	0'	N.	32°	42'	N.	32°	43'	N.	32°
130°	23 1/2'	E.	129°	49'	E.	129°	45'	E.	129°
鐵製部	錐形頭	紅塗	石	圓形	白塗	鐵造	六角形	白塗	鐵造
造白	明暗	光	造紅	不動	第六等	チニ	チニ	チニ	チニ
度	度	度	度	度	度	ニ一	度	度	度
10			40			205			
7			8			21			

二〇三度(南二七度西)ヨリ二三度(南五度西)ニ至ル間ノ遮蔽部分ハ高鉾島ヨリ神崎鼻マテ淺瀬又ニ四三度(南六七度西)ヨリ二六一度(南八五度西)ニ至ル間ノ遮蔽部分ハ大曾根ノ危險界トス

港 竿	瀬 燈	名 燈	島	久	屋
埼 上	梵 論 瀬	港 外	御 埼 上	北 西 端	屋 久 島
28°	27'	N.	30°	23 $\frac{1}{2}$ '	N.
129°	13'	E.	130°	22 $\frac{1}{2}$ '	E.
鐵 造 杆	圓 柱 形	灰 白 色	煉 瓦 造	圓 形	白 塗
白 不 動 光	ア セ チ リ	無 等	ス 一 毎 光 チ 分 ニ 發 間	回 轉 白 光	第 一 等
二 九 度 至 ル 間	度 二 南 四	度 東 二 六 七	六 七 度 至 ル	四 二 度 南 四	六 二 度 東 北
343			229		
13			22		

南  
西  
諸  
島

岬	多	佐	瀬 標	立 燈	神 挂
岩 島	南 端 小	大 隅	北 部		神 瀬
31°	0'	N.	31°	34'	N.
130°	39'	E.	130°	35 $\frac{1}{2}$ '	E.
鐵 造 白 光	八 角 形 不 動	白 塗 第 一 等	鐵 造 形	塗 格 子 線	上 部 紅 造 混
二 七 度 至 ル 間	度 一 南 五 二	度 西 六 五	紅 不 動 光	ア セ チ リ	無 等
度		全	度		
200			28		
20 $\frac{1}{2}$			9 $\frac{1}{2}$		
船舶通報ニ關スル事務ヲ取扱フ			無守人燈		

九  
州  
南  
岸

曾	津	高	埼
奄美大	島西端		
28° 15' N.	28° 15' N.		
129° 8' E.	129° 8' E.		
白塗	八角形	鐵造	
第三等	群閃光	每十二秒	隔二秒
三二三四度	北西	二六度	南三三度
436			
28½			

先	原	埼
那霸	北	港
26° 13' N.	26° 13' N.	
127° 39' E.	127° 39' E.	
白塗	圓形	煉瓦造
第六等	回轉光	每十五秒
三二二度	北東	二七度
92		
14		

臺灣北岸

三二二度(北三四度東)ヨリ一五一度(南二七度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ唐船口ノ南西ニ當ル淺瀬ヲ示シ又一六八度(南一〇度東)ヨリ二〇七度(南二九度西)ニ至ル間ハ綠光ヲ以テ唐船口ノ北東ニ當ルモンナン湖、千ノ湖、ダナカソネガハ湖及イナンソネガハ湖ヲ示シ又二二六度(南四八度西)ヨリ二七八度(北八〇度西)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ港内南方險地附近ノ淺瀬ヲ示ス

鼻	頭	角
臺灣北	岸鼻頭	
25° 8' N.	25° 8' N.	
121° 55' E.	121° 55' E.	
白塗	六角形	鐵造
第四等	回轉光	每三十秒
八九度	南東	二四度
221		
21½		

基	隆
港口	鼻上
25° 9' N.	25° 9' N.
121° 45' E.	121° 45' E.
白塗	圓形
第五等	群閃光
一五一度	南東
133	
17½	

富	基	角
臺灣北	岸富基	
25° 18' N.	25° 18' N.	
121° 32' E.	121° 32' E.	
白塗	線白塗	八角形
第二等	不動	光動
六九度	北東	二七度
161		
19		

一八一度(南二度西)ヨリ一八七度(南八度西)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ新瀨ヲ示ス

船時ヨリ霧警號ヲ爲ストキハ四分時ニ於テ霧警號ヲ繼續スルトキハ八分ニ前ノ如ク發砲ス

狗打	平	安	堆	港	塙
港	港	安	西	油	鼻
22° 37' N.	23° 0' N.	23° 0' N.	23° 32' N.	23° 32' N.	23° 32' N.
120° 16' E.	120° 9' E.	120° 9' E.	120° 2' E.	120° 2' E.	120° 2' E.
煉瓦造 四角形 白塗	煉瓦造 圓形 白塗	煉瓦造 圓形 白塗	鐵造 櫓形 黒塗	鐵造 櫓形 黒塗	鐵造 櫓形 黒塗
白不動光	第一等 第六等 閃光 每四秒 閃光 至東間	第一等 第六等 閃光 每四秒 閃光 至東間	第一等 第五等 閃光 每二秒 閃光 至東間	第一等 第五等 閃光 每二秒 閃光 至東間	第一等 第五等 閃光 每二秒 閃光 至東間
三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)
164	77	77	58	58	58
10	14	14	13½	13½	13½
		無守人燈			無守人燈

水燈	淡水	水燈	淡水
淡水港	淡水港	淡水港	淡水港
25° 11' N.	25° 11' N.	25° 11' N.	25° 11' N.
121° 25' E.	121° 25' E.	121° 26' E.	121° 26' E.
鐵造 四角形 白塗 第六等	鐵造 四角形 白塗 第六等	圓柱 白塗 第六等	圓柱 白塗 第六等
第一等 第六等 閃光 每二秒 閃光 至東間	第一等 第六等 閃光 每二秒 閃光 至東間	第一等 第六等 閃光 每二秒 閃光 至東間	第一等 第六等 閃光 每二秒 閃光 至東間
三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)	三三度(北三三度西)ヨリ二四度(北二五度東)ニ至ル間ハ當分セラル(六年告一七九項)
33	33	142	142
9	9	15	15
無守人燈	無守人燈	無守人燈	無守人燈





岬 裳 襟	蘭 室	岬 山 惠
襟裳岬	島 口 室 大黒 蘭港	惠山岬 峽東口 津輕海
41° 55' N. 143° 15' E.	42° 20 3/4' N. 140° 55 1/4' E.	41° 49' N. 141° 11' E.
鐵 圓 白 造 形 塗	木 六角 線 造 形 塗	鐵 六角 白 造 形 塗
發ニ每回第一 ス一三轉白等 光十光 ヲ秒	暗明白明 ニ二二 ンア 秒秒光暗 五セ チリ	發ニ每回第二 ス一十五轉白 ヲ光光 二 秒
ニ四度リ度(一 至度(一西)南九 ル東)三)一六 間)四)ヨ度	至度(二西(三 ル西)北九)北五 間)六四)ヨ三〇 ニ〇度リ度	至度(三東(一 ル西)北三)南六 間)一三)ヨ三〇 ニ九五)ヨ三度
233	134	144
22	17 1/2	17
笛 霧	音 爆	笛 霧
每一分ヲ隔テ、七秒間吹鳴ス	每一分ヲ隔テ、一回爆音ス	每一分ヲ隔テ、六秒間吹鳴ス

岬 首 汐	港 館 函	岬 支 登 葛
汐首岬 峽北側 津輕海	北 崎 辨 標 浮 燈 挂	側 口 函 角 西 館
41° 42 3/4' N. 140° 57 1/2' E.	41° 47 3/4' N. 140° 41 3/4' E.	41° 44 1/2' N. 140° 35 3/4' E.
鐵 圓 白 造 形 塗	鐵 子 上 圓 紅 造 製 部 筒 塗 白 櫓 格 形 塗	鐵 八 白 木 角 塗 造 形 塗
發ニ每回第三 ス一十五轉白 ヲ光光 三 秒	發ニ每回第三 ス一十五轉白 ヲ光光 三 秒	暗明 八十二 明 秒 秒 暗 白 光
至度(三東(二 ル東)南九)北七 間)七八)ヨ五 ニ五度ヨ五度	度 全	至度(二南(二 ル東)北五)西四 間)八)ヨ八度
150	15	137
18 1/2	9	18
笛 霧	笛 霧 及 鐘 霧	鐘 霧
每一分ヲ隔テ、六秒間吹鳴ス	霧鐘ハ波動ニ依リテ打鳴シ霧笛 鳴ス	每一分ニ六回打鳴ス

能取岬	辨天島	根室
上岬	港口	根室
44° 6½' N. 144° 14½' E.	43° 20' N. 145° 35' E.	43° 20' N. 145° 35' E.
造混擬土八角形	圓柱	白塗
光間每十五秒	各紅光十秒	紅光
閃光	閃光	閃光
九度(南七度)	九度(南七度)	九度(南七度)
187	56	56
20	13	13
霧	霧	霧
本燈臺ハ毎年一月及ヒ二月中ハ點火セス 每四十秒ヲ隔テ、三秒間吹鳴ス 霧笛ハ毎年一月二月中停止ス		毎年二月中ハ點火セス

埼布沙納	埼石落	埼路
東端	落石埼	鼻
43° 23' N. 145° 49' E.	43° 10' N. 145° 31' E.	42° 58' N. 144° 22' E.
木造六角形	鐵造圓形	木造八角形
弧(紅光アリ)	弧(紅光アリ)	弧(紅光アリ)
不動白光	發光一分	發光一分
度(北一五度)	度(北七度)	度(北七度)
74	168	145
10	18	14
霧	霧	霧
三三九度(北一六度西)ヨリ一五度(北一二度東)ニ至ル間ハ綠光ヲ以テ點頭ヲ示ス 每三十秒ヲ隔テ、五秒間吹鳴ス	二三四度(南六〇度西)ヨリ二四〇度(南六六度西)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ點頭ヲ示ス 又四八度(北五三度東)ヨリ七〇度(北六五度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ以テ點頭ヲ示ス	

○燈臺北州西岸

狩	石	山	和	日	岬	威 <sub>イ</sub>	神 <sub>カ</sub>
口 西岸	石狩 河	岬	外 高島	小樽 港	神威 岬		後 志
43° 16' N. 141° 22' E.		43° 15' N. 141° 1' E.			43° 20' N. 140° 21' E.		
鐵 造	圓 形 白 塗	木 造	六 角 形	白 塗	鐵 造	圓 形	紅 燈
光秒每 ヲニ一 發ス	閃 白 光	ス 閃 光 ヲ 發	隔 テ 三 秒	群 五 閃 光	ニ 每 一 光 ヲ 發	回 轉 白 光	第 二 等
ニ〇度 至ル間	リ度 東 北 五 度	至 度 西 北 六 度	度 東 北 七 度	度 東 北 五 度	至 度 西 南 八 度	ニ〇度 至ル間	八 度 北
48		162			248		
12		19			18		
		笛	霧				
			鳴 ス	每 一 分 二 十 秒 ヲ 隔 テ、 四 秒 間 吹			船 舶 通 報 ニ 關 ス ル 事 務 ヲ 取 扱 フ 但 シ 夜 間 ハ 之 ヲ 取 扱 ハ ス

○燈臺北州西岸

岬	穂	稻	岬	神	白
北 端		奥 尻 島	白 神 岬	峽 西 口	津 輕 海
42° 15' N. 139° 33' E.		41° 24' N. 140° 11' E.			
鐵 造	六 角 形	線 塗 黑 白 横	鐵 造	六 角 形	線 塗 黑 白 横
ニ 每 一 光 ヲ 發	回 轉 白 光	第 三 等	ニ 每 一 光 ヲ 發	互 各 十 秒	回 轉 紅 白
ニ七度 至ル間	度 東 北 三 度	度 東 北 七 度	ニ二度 至ル間	度 西 南 一 度	度 西 南 一 度
150		129			
18		17			
音	爆	笛	霧		
	每 十 分 ヲ 隔 テ、 一 回 爆 音 ヲ 發 ス		每 一 分 ヲ 隔 テ、 四 秒 間 吹 鳴 ス ヲ 以 テ 每 四 分 ニ 一 回 爆 音 ヲ 發 ス		

安渡移矢岬		計ラ羅モ武イ威埼	
北東端	國後島	南端	國後島
44° 27' N.		43° 39½' N.	
146° 34' E.		145° 32½' E.	
鐵造	六角形	木造	八角形
發スニ一光ヲ	回轉白光	發スニ一光ヲ	回轉白光
至ル間	度(北)一三度ニ	至ル間	度(北)一三度ニ
218		46	
21½		12	
笛	霧	鐘	霧
毎一分ヲ隔テ、五秒間吹鳴ス 毎一年二月ヨリ四月迄三箇月間點 火竝ニ霧警號ヲ停止ス		毎一分ニ十二回打鳴ス 毎一年二月中點火竝ニ霧警號ヲ停 止ス	

宗谷岬		鷺泊	
北端	宗谷岬	北西端	利尻島
45° 31' N.		45° 15' N.	
141° 56' E.		141° 14' E.	
鐵造	八角形	石造	圓形
發スニ一光ヲ	回轉白光	發スニ一光ヲ	回轉白光
至ル間	度(北)一三度ニ	至ル間	度(北)一三度ニ
135		239	
18		14	
笛	霧		
毎一分ヲ隔テ、四秒間吹鳴ス		二九四度(北五九度西)ヨリ二〇 度(北二七度東)ニ至ル間ハ灣内 ナ示ス	

○燈臺朝鮮東岸

津浦	山城	元山	長島
浦	城	元山	長島
40° 40' N.	39° 10' N.	39° 11' N.	39° 11' N.
129° 12' E.	127° 26' E.	127° 26' E.	127° 26' E.
造リコ ンク トク	鐵櫓 造 ス	鐵造 弧	鐵造 弧
發二五ヲ ス閃秒隔 光間テ チニ	發一每閃 ス閃光秒 チニ	發一每閃 ス閃光秒 チニ	發一每閃 ス閃光秒 チニ
至度(北 ル東)三 間ニ〇	度	度	度
170	31	48	48
14	11	10	10
笛	霧		
如ク吹 鳴ス	無守人燈	示ス	示ス

朝鮮東岸

泊地	大泊	岬呂登能西
地	大泊	岬
46° 39' N.	45° 54' N.	45° 54' N.
142° 45' E.	142° 5' E.	142° 5' E.
木造白 光	白塗不 動	煉瓦造 弧
ニ至ル 間	度(北 西)三 〇	度(南 西)三 五
199	156	156
8	19	19
	笛	霧
	但シ夜間ハ之ヲ取扱ハス	船ヲ打鳴ス 但シ夜間ハ之ヲ取扱ハス

○臺燈樺太 ○燈臺朝鮮東岸

○燈臺朝鮮南岸

浦山馬	島德加	釜山港
標立燈挂		標浮燈挂 (標浮外)
釜島水	加德島	釜山
35° 5' N.	34° 59' N.	35° 6' N.
128° 40' E.	128° 50' E.	129° 5' E.
紅塗 線黑 圓形	八角形	圓筒形
無群 閃光 等	群第五 閃光 等	群第六 閃光 等
全	二三四度 南西	全
34	235	10
11	20	8
無守人燈		

朝鮮南岸

島影絕	津清
口絕影	高抹山
釜山港	清津灣
35° 3' N.	41° 46' N.
129° 5' E.	129° 51' E.
白塗	六角形
群第四 閃光 等	群第三 閃光 等
二〇五度 南西	二五三度 南西
171	180
20	20
霧	霧
每四十秒 吹鳴ス	每十二秒 吹鳴ス

○燈臺朝鮮南岸

地	山	島	牛	島	門	港
北東方	濟州北岸	濟州島	島上	島	島港門	所安群
33° 126°	31½° N. 33° E.	33° 126°	29' N. 58' E.	34° 126°	6' N. 36' E.	
煉瓦造	圓形	白塗	木構四角形	造リコン	圓形	白塗
チニ毎三秒光	閃光	ス	光間、半光	燈(紅アリ)	チニ毎三秒光	閃光
ニ六度(西南)間	リ度(北東)七度	度(北東)七度	至度(北東)間	至九度(南東)間	度(南西)九度	度(南西)九度
202			442	314		
12			8	24		
				笛	霧	
				本燈臺内ニ副燈ヲ設ケ六七度(北東)ニ至ル間不動紅光ヲ以テ出雲礁ヲ示ス	霧毎四十秒チ置キ約十回尙ホ必要ト認ムルトキハ引續キ打鳴ス	

島	三	島	里	所	島	鴻
角南東	(島文巨) 西島	島南端	島所里	金鰲列	島南方鴻	巨濟島
34° 127°	0½° N. 19½° E.	34° 127°	25' N. 48' E.		34° 128°	32' N. 44' E.
煉瓦造	圓形	白塗	造リコン	六角形	鐵櫓六角形	白塗
光ニ毎五秒光	ニ各一五秒光	ス	チニ三秒光	ヲ隔テ半光	發一閃光	ス
至度(南東)間	至度(南東)間	度(南西)九度	ニ六度(南東)間	リ度(南西)五度	度	全
220			265		381	
22			23		16	
砲	霧	笛	霧			無守人燈
シハ船大砲ニ必要ト認ムル毎三分反	ハ船大砲ニ必要ト認ムル毎三分反		霧毎五十秒チ置キ約十回尙ホ必要ト認ムルトキハ引續キ打鳴ス			



山 群 號 一 第 標 浮 燈 挂	島 發 七	口 浦 木
入 航 群 口 路 山	島 島 羅 七 七 州	島 花 木 北 源 浦 端 半 口
35° 58' N. 126° 30' E.	34° 47' N. 125° 47' E.	34° 46' N. 126° 18' E.
鐵 樁 上 圓 黑 造 形 部 形 塗	煉 瓦 圓 白 造 形 塗	造 リ コ 圓 白 ト ク 形 塗
發 一 閃 斯 ア 無 ス 閃 三 白 ガ 式 光 秒 光 瓦 等 チ ニ	チ ニ 每 閃 第 發 一 十 五 一 ス 閃 光 秒 等	弧 (紅 白 不 無 ア リ) 光 分 動 等
度 全	度 全	九 度 (南 二 二 度 (東 八 至 度 (北 九 ル 西 五 六 間) 五 三)
11	334	105
8	26	8
	號 警 霧	
本 浮 標 ハ 流 氷 又 ハ 風 浪 ノ 爲 メ 流 失 若 ハ 移 動 ス ル コ ト ア ル ヘ ク 此 ノ 場 合 ニ ハ 復 舊 ニ 多 少 ノ 時 日 チ 要 ス ヘ シ ト 云 フ	船 舶 ヨ リ ノ 霧 中 信 號 チ 聽 ク ト キ ハ 空 砲 チ 二 發 (發 砲 間 隔 三 分 時) シ 更 ニ 必 要 ト 認 ム ル 毎 ニ 之 チ 反 覆 ス	一 〇 七 度 (南 六 八 度 東) ヨ リ 一 二 九 度 (南 四 六 度 東) ニ 至 ル 間 及 一 三 五 度 (南 四 〇 度 東) ヨ リ 二 〇 四 度 (南 一 九 度 西) ニ 至 ル 間 ハ 紅 光 ヲ 以 テ 本 燈 臺 ノ 北 西 方 及 北 方 ノ 淺 灘 チ 示 ス

島 珍	島 竹	朝鮮西岸
陸 南 鳴 岸 側 洋 上 渡	島 孟 竹 骨 島 群	
34° 34' N. 126° 18' E.	34° 13' N. 125° 51' E.	
煉 瓦 圓 白 造 形 塗	造 リ コ 圓 白 ト ク 形 塗	
チ ニ 一 毎 群 斯 ア 無 發 二 秒 隔 四 閃 光 式 等 ス 閃 半 テ 秒 白 瓦 等 光 間 ハ 半 光	光 間 ハ 秒 毎 群 第 チ 二 十 六 十 二 二 發 三 六 四 十 一 一 ス 閃 秒 テ 四 光 等	
ニ 四 度 (南 一 一 至 度 (北 三 東 八 ル 西 三 二 五 度 間) 三 二 八 度	至 度 (北 三 西 三 五 ル 西 三 三 〇 度 間) ニ 三 度	
54	276	
12	23	
	笛 霧	
無 守 人 燈	每 三 十 秒 チ 隔 テ 一 五 秒 間 吹 鳴 ス 霧 鐘 チ 置 キ 霧 笛 ニ 故 障 ア ル ト キ ハ 毎 一 分 ニ 約 十 回 尚 ホ 必 要 ト 認 ム ル ト キ ハ 引 續 キ 打 鳴 ス	

江 號一第 標浮燈挂	綠 道南 水中央 東側口 鴨運水 掛島島	島尾月小	島尾八
ノ尋ア中道西水 南淺ル央南側運 側堆三ニ口水島	島小月仁 尾月尾川 尾尾尾港	島口八仁 尾八尾川 尾尾尾港	島尾八仁 尾八尾川 尾尾尾港
39° 36' N. 124° 23' E.	37° 28' N. 126° 36' E.	37° 21' N. 126° 31' E.	37° 21' N. 126° 31' E.
鐵部圓黑 造櫓形上塗	石圓白 造形塗	石圓白 造形塗	石圓白 造形塗
五明明ンア無 秒五暗暗瓦セチ等 秒五秒紅斯チリ	ス光半隔互群第 ト間テテ互群第 ラ一ニ二二秒六 交一紅二七秒紅 互間白七秒字紅 二發光閉秒テ	光間、秒每群第 チニ十チ二閃六 發三六隔十白等 ス閃秒テ四光等	光間、秒每群第 チニ十チ二閃六 發三六隔十白等 ス閃秒テ四光等
度 全	ニ四度リ度(二一 至(一西)南八 ル東)六四)度 間)一〇ヨ三	度 全	度 全
10	94	219	219
8	15	20	20
冬季結氷中撤去ス	無守人燈		

島	島	島飛列格	島青於
口覺島	仁川港	島格列格 格列飛	於青島 外煙列
37° 9' N. 126° 21' E.	36° 38' N. 125° 33' E.	36° 38' N. 125° 33' E.	36° 8' N. 125° 58' E.
石圓白 造形塗	鐵六角白 造形塗	鐵六角白 造形塗	造リコ圓白 造形塗
燈(紅光副) チニ二チ每群第 ニ發四十隔二四 ス閃秒テテ十 光間、秒、光等	チニ十チ每群第 ニ發三二隔十三 ス閃秒テ八閃三 光間、秒、光等	チニ十チ每群第 ニ發三二隔十三 ス閃秒テ八閃三 光間、秒、光等	ス閃秒隔每群第 光間、秒、光等
度 全	ニ六度リ度(三〇 至(二西)北八 ル東)九四)度 間)五九ヨ七	度 全	ニ九度リ度(三 至(四南)西)北 間)四五ヨ四度
121	343	192	192
17	25	2)	2)
以テ長安嶼ヲ示ス	砲 霧	砲 霧	霧
本燈臺内ニ副燈ヲ設ケ二六度 (北二度東)ヨリ三五度(北四 一度東)ニ至ル間ハ不動紅光ヲ	船ノ汽笛ヲ聞クトキハ空砲ヲ 三分ヲ隔テ、三發ス而シテ尙 ホ必要ト認ムルトキハ十分ヲ隔 テ、再ヒ前ノ如ク發砲ス	每四十秒ヲ隔テ、五秒間吹鳴ス	每四十秒ヲ隔テ、五秒間吹鳴ス

關東半島

大連灣			大山島		
東口	北口	連側	東口	北口	連側
大連港	口大三	堤東端	大山島	北防波	堤東端
38° 52' N.	38° 52' N.	38° 56' N.	38° 52' N.	38° 56' N.	38° 56' N.
121° 49' E.	121° 49' E.	121° 40' E.	121° 49' E.	121° 40' E.	121° 40' E.
石造	石造	石造	石造	石造	石造
圓形	圓形	圓形	圓形	圓形	圓形
第三等	回轉白	紅塗	紅塗	紅塗	紅塗
白塗	光	光	光	光	光
不動	不動	不動	不動	不動	不動
全	全	全	全	全	全
34	34	34	34	34	34
8	8	8	8	8	8
霧	霧	霧	霧	霧	霧
船泊ノ霧警號ヲ聞クトキハ空砲ヲ二發(發砲間隔三分時)シ爾後該信號ヲ聞カサルニ至ルマテ十分時毎ニ前ノ如ク發砲ス	船泊ノ霧警號ヲ聞クトキハ空砲ヲ二發(發砲間隔三分時)シ爾後該信號ヲ聞カサルニ至ルマテ十分時毎ニ前ノ如ク發砲ス	船泊ノ霧警號ヲ聞クトキハ空砲ヲ二發(發砲間隔三分時)シ爾後該信號ヲ聞カサルニ至ルマテ十分時毎ニ前ノ如ク發砲ス	船泊ノ霧警號ヲ聞クトキハ空砲ヲ二發(發砲間隔三分時)シ爾後該信號ヲ聞カサルニ至ルマテ十分時毎ニ前ノ如ク發砲ス	船泊ノ霧警號ヲ聞クトキハ空砲ヲ二發(發砲間隔三分時)シ爾後該信號ヲ聞カサルニ至ルマテ十分時毎ニ前ノ如ク發砲ス	船泊ノ霧警號ヲ聞クトキハ空砲ヲ二發(發砲間隔三分時)シ爾後該信號ヲ聞カサルニ至ルマテ十分時毎ニ前ノ如ク發砲ス

無守人燈

大連灣			大山島		
東口	北口	連側	東口	北口	連側
大連港	口大三	堤東端	大山島	北防波	堤東端
38° 56' N.	38° 56' N.	38° 56' N.	38° 56' N.	38° 56' N.	38° 56' N.
121° 40' E.	121° 40' E.	121° 40' E.	121° 40' E.	121° 40' E.	121° 40' E.
石造	石造	石造	石造	石造	石造
圓形	圓形	圓形	圓形	圓形	圓形
白塗	白塗	白塗	白塗	白塗	白塗
不動	不動	不動	不動	不動	不動
全	全	全	全	全	全
34	34	34	34	34	34
8	8	8	8	8	8
霧	霧	霧	霧	霧	霧
本燈ハ電氣燈ナレハ消滅スルトキハ再點ニ多少ノ時間ヲ要ス電氣發動機式霧角ニシテ二十秒ヲ隔テ二秒半間吹鳴ヲ中止スルコト故障ノ爲メ吹鳴ヲ中止ス	本燈ハ電氣燈ナレハ消滅スルトキハ再點ニ多少ノ時間ヲ要ス電氣發動機式霧角ニシテ二十秒ヲ隔テ二秒半間吹鳴ヲ中止スルコト故障ノ爲メ吹鳴ヲ中止ス	本燈ハ電氣燈ナレハ消滅スルトキハ再點ニ多少ノ時間ヲ要ス電氣發動機式霧角ニシテ二十秒ヲ隔テ二秒半間吹鳴ヲ中止スルコト故障ノ爲メ吹鳴ヲ中止ス	本燈ハ電氣燈ナレハ消滅スルトキハ再點ニ多少ノ時間ヲ要ス電氣發動機式霧角ニシテ二十秒ヲ隔テ二秒半間吹鳴ヲ中止スルコト故障ノ爲メ吹鳴ヲ中止ス	本燈ハ電氣燈ナレハ消滅スルトキハ再點ニ多少ノ時間ヲ要ス電氣發動機式霧角ニシテ二十秒ヲ隔テ二秒半間吹鳴ヲ中止スルコト故障ノ爲メ吹鳴ヲ中止ス	本燈ハ電氣燈ナレハ消滅スルトキハ再點ニ多少ノ時間ヲ要ス電氣發動機式霧角ニシテ二十秒ヲ隔テ二秒半間吹鳴ヲ中止スルコト故障ノ爲メ吹鳴ヲ中止ス

本掛燈浮標ハ破損セシニ依リ當分ノ内黒塗圓錐形浮標ヲ代置ス

二七〇度(北八五度西)ヨリ三〇度(北五五度西)ニ至ル間及七〇度(北二五度東)ヨリ三六度(北四一度東)ニ至ル間ハ紅光ヲ示ス

山	鐵	老	山	玉	白	山	玉	白
西角		老鐵山	南麓	白玉山	旅順港	南麓	白玉山	旅順港
38°	44'	N.	38°	48'	N.	38°	48'	N.
121°	8'	E.	121°	15'	E.	121°	15'	E.
鐵	圓	白	石	錐形	截頭方	石	錐形	截頭方
造	形	塗	造	紅	不	造	紅	不
チニ	每	群	電	光	動	電	光	動
發ス	三	閃	(電)	光		(電)		
ニ	十	光	燈)			燈)		
至	度	度						
ル	度	度						
間	東	南						
	二	八						
	八	八						
	三	三						
	三	度						
	315							
	25			147			111	
				6			6	
砲		霧						
	燈	臺						
	ト	キ						
	チ	ハ						
	開	空						
	カ	砲						
	サ	チ						
	ル	一						
	ニ	發						
	至	シ						
	ル	爾						
	マ	後						
	テ	該						
	七	信						
	分	號						
	毎							
	ニ							

旅順港ニ入ラントスル船舶ハ高  
燈ト低燈トチ一線ニ望ミ航進ス  
レハ黄金山西岸ト老虎尾東岸ト  
ノ淺洲チ避クルコトチ得ヘシ  
無守人燈

燈臺ニ於テ船舶ノ霧警號チ聞ク  
トキハ空砲チ一發シ爾後該信號  
チ開カサルニ至ルマテ七分毎ニ  
一發ス

第三章 航海及び機關術便覽

第一項 船舶の積量其他に關する事項

(一) 最上甲板下の總噸數の概算式

$$\text{gross tonnage} = \frac{L \times B \times D}{100} \times K$$

L=the inside length on upper deck from plank at stem to plank at stern.

B=the inside main breadth from ceiling to ceiling.

D=the inside midship depth from upper deck to ceiling at limber strake.

VALUE OF K

Sailing ships.	{ Cotton and sugar ships, old full form ... .. .8
	{ Ships of the present usual form... .. .7
Steam ships and clippers	{ Ships of two decks ... .. .65
	{ Ships of three decks ... .. .68
	{ Above sixty tons ... .. .5
Yachts	{ Under sixty tons ... .. .45

○最上甲板下の總噸數の概算式

○船舶の排水噸數概算式 ○毎吋沈水噸數を算出する式 五三二

(二) 船舶の排水噸數概算式

$$\text{Displacement tonnage} = \frac{L \times B \times D}{35} \times K.$$

$L$  = length of vessel at load water-line in feet.

$B$  = extreme immersed breadth in feet.

$D$  = Draught of water in feet.

$K$  = Coefficient of fineness of water plane.

For ships with fine ends ... .. 0.7  
 " " of ordinary form ... .. 0.75  
 " " with bluff ends ... .. 0.85

(三) 毎吋沈水噸數を算出する式

$$T = \frac{A}{12 \times 35} \text{ for salt water} \quad T = \frac{A}{12 \times 36} \text{ for fresh water}$$

$A$  = area of longitudinal water-plane in square feet.

$T$  = tons per inch of immersion at that water-plane.

(四) シムプソンの法則

曲線にて限られたる面積及び體積等の計算にはシムプソンの法則を用ふるを常とし造船學上に於ては最も廣く使用せらるゝものなり

此の根據は「曲線の兩外縦線間に等しく距て、奇數個の縦線を引くときは其の面積は兩外縦線と奇數に當る縦線の二倍及び偶數に當る縦線の四倍の和に連續せる縦線の距離の三分の一を乗じたるものに等し」と云ふ原則より出づるものにして曲線面積を奇數且つ等距離なる縦線に依て分割し其各縦線を  $A B C D E$  とし縦線間の距離を  $h$  とするときは

第一則 
$$\text{Area} = \frac{h}{3} (A + 4B + 2C + 4D + E)$$

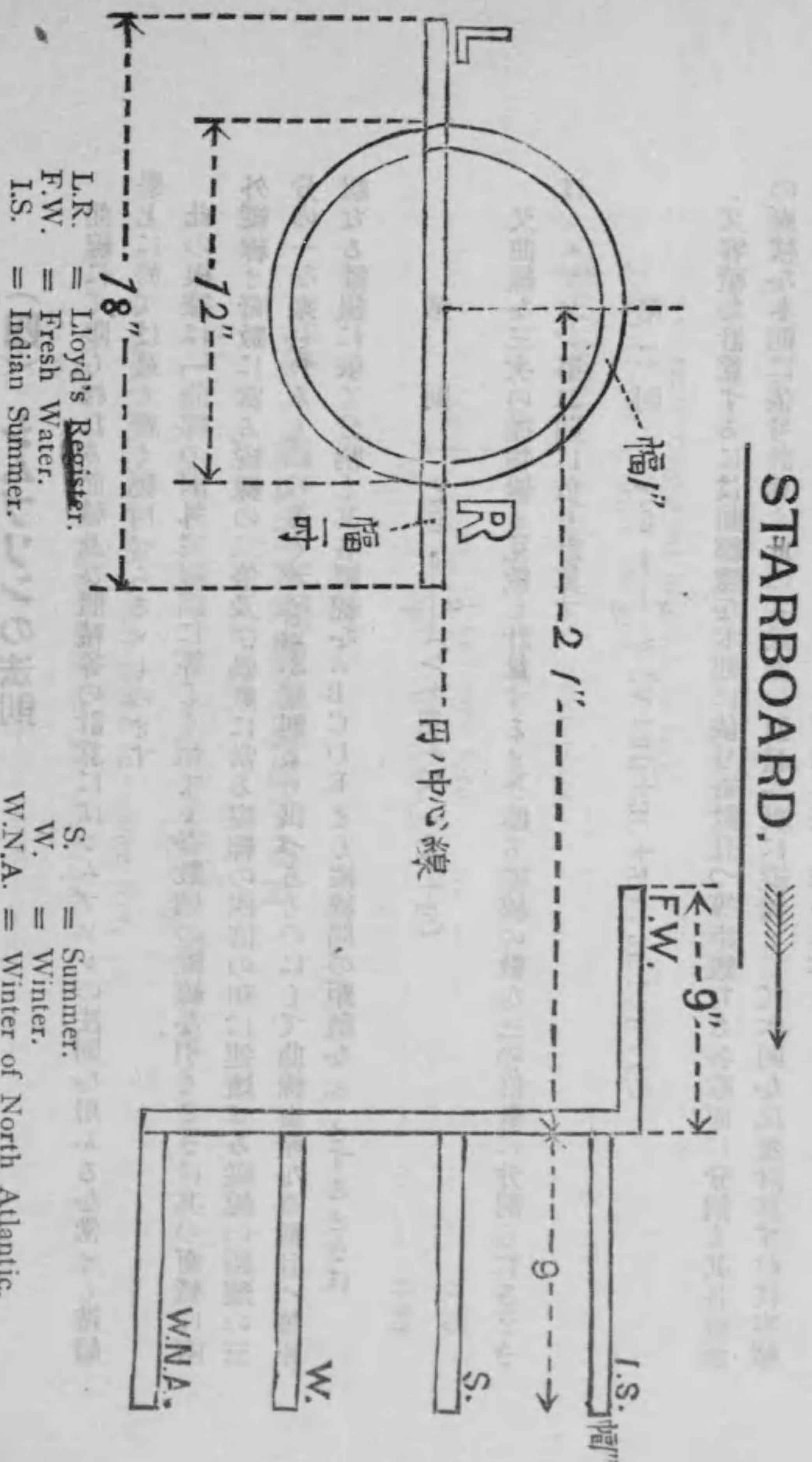
又曲線を三次の拋物線と見做し計算するとき即ち縦線の數を三の倍數に分割したるときはシムプソン第二則に依り計算す

第二則 
$$\text{Area} = \frac{3}{8} h (A + 3B + 3C + 2D + 3E + 3F + G)$$

又容積を計算するには曲線體を本則に依り奇數且つ等距離なる各截面に分割し其各截面の面積を本則に依り計算し此の各截面の面積を更に縦線として本則を反覆計算すれば容積を求め得べし船舶の容積重心位置等は皆本則に依り求め得べし

○シムプソンの法則

(五) プリムソル・マーク



第二項 應用力學に關する事項

(一) 物體の容積、體積、面積の算式

- 立方時に〇、〇〇〇五八を乗すれば立方呎
- 平方時に〇、〇〇〇七を乗すれば平方呎
- 封度に〇、〇〇八九三を乗すればハンドレッド、ウエイト
- 封度に〇、〇〇〇四五を乗すれば噸
- 立方呎に六、二四二〇〇を乗すればガロン

△方形

- 正方形の面積は其の一邊の自乗に等し
- 直角體の體積は底の面積に高さを乗じたるものに等し
- 立方體の體積は一邊の三乗に等し
- 平行四邊形の面積は底邊と高さとの相乗積に等し
- 正多角形の面積は其の周圍と内切圓の半徑との積の半に等し
- 梯形の面積は二平行邊の和に高さを乗じたるもの、半に等し

○物體の容積體積面積の算式

○物體の容積體積面積の算式

△三 角

三角形の面積は底と高さの相乗積の半に等し

三角錐の體積は其の底と高さとの相乗積に等し

三角錐の體積は底と高さとの相乗積の三分の一に等し

△圓

圓周を求むるには直径に三、一四一六を乗す

圓の面積を求むるには直径の自乘に〇、七八五四を乗す

面積 圓周の自乘に〇、〇七九六を乗す

直径 面積の平方根に一、二八四を乗す

同 圓周を三、一四一六にて除す

同 圓周に〇、三一八三を乗す

圓周に〇、二八一を乗すれば同積方形の一側

直径に〇、八八六二を乗すれば同上

直径に〇、七〇七一を乗すれば圓内に畫かれたる方形の一側

△楕 圓

楕圓形の面積を見出すには縦横の直径を相乗し其積に〇、七八五四を乗す

同 楕圓形の面積を見出すには縦横の半径を相乗し其積に三、一四一六を乗す

楕圓形の周圍を見出すには 縦横徑を合せ二にて除したるものへ三、一四一六を乗す

楕圓體の表面積を見出すには  $3.1416 \times \text{小徑} \times \sqrt{\text{大徑}^2 + \text{小徑}^2}$

楕圓體の立方積を見出すには 小徑の自乘數に大徑を乗じ其積に〇、五二三六を乗す

△球 形

球の表面積は直径に大圓周を乗す

球の體積は半徑の三乗に四分の三圓周率(一、〇七四二)を乗じたるものに等し

△圓 筒

圓錐の體積は底の面積と高さとの相乗積に等し

圓錐の體積は底と高の相乗積の三分の一に等し

(二) 大小諸索、鐵鎖緊張力比較

索の撚り目の右方に向ひたるを右撚索、又其左方に向ひたるを左撚索と云ふ  
索の大きさは周圍を以て稱し鎖は直径を以て稱す索は一丸百十五尋に製造す  
大索の力に等しき小索の條數を求むるには

○大小諸索、鐵鎖緊張力比較

○大小諸索、鐵鎖緊張力比較

小索の周圍の自乗を以て大索の周圍の自乗を除すべし其商は即ち大索の力に等しき小索の條數なり故に二十吋の大索の力は五吋索十六條の力に同じ  
索の緊張力を求むるには

索の周圍を自乗し三にて除したるものは切斷力(Breaking Strain)にして四にて除したるものは耐緊力(Proving Strain)又六にて除したるものは常用力なり  
故に五吋索の自乗を三にて除したる商八噸三分の一は切斷力  
同……………四にて除したる商六噸四分の一は耐緊力  
同……………六にて除したる商四噸四分の一は常用力  
三筋索の重量を算定するには

周圍の自乗に長を乗じ「マニラ」索なれば四、二四にて除し麻索なれば四、七九にて除すべし其商は即ち索の重量封度なり  
索を「テークル」に組みたるとき其力を見出すには  
遊動滑車に通じたる索の條數に其索の緊張力を乗じ摩擦の爲めに其商の四分の一を減すべし残は即ち「テークル」の力なり

「スリ、ホールド、パチエース」の動索條數は六  
「ツ、ホールド、パチエース」の動索條數は四

「ガンテール」の動索條數は……………二  
故に五吋索を以て「ツ、ホールド、パチエース」を組たるときは索鎖張力表にて五吋麻索の常用力五噸を見出しこれに動索條數四を乗じて十六噸を得其四分の一即ち四噸を減したる残十二噸は「テークル」の力なり

鐵鎖と索の比較緊張力は  
鐵鎖の徑一と索の周圍十と殆んど同一の緊張力を有するが故に半吋徑の鐵鎖は五吋索と同力なるものなり

△麻索に匹適する鐵鎖鐵索表

鐵索	鐵鎖	麻索
吋	吋	吋
1.500	.310	3
1.750	.375	4
2.000	.500	5
2.500	.625	6
3.000	.750	7
3.500	.875	8
4.000	1.000	9
4.500	1.125	10
5.000	1.250	11

(三) 麻索、鐵鎖鋼索張力表

○麻索、鐵鎖鋼索張力表



○麻索、鐵鎖綱索張力表

鐵鎖				綱索			
鐵鎖の徑吋	重量尋封	耐緊力噸	切斷力噸	綱索の徑吋	重量尋封	耐緊力噸	切斷力噸
—	—	—	—	1.000	.750	1.750	6.000
.500	14.000	4.500	6.000	1.250	1.000	2.500	7.500
—	—	—	—	1.500	1.750	4.000	9.000
.563	17.000	5.500	7.250	1.750	2.000	5.500	10.500
—	—	—	—	2.000	2.750	7.000	12.000
.688	21.000	7.000	6.500	2.250	3.750	9.000	13.500
—	—	—	—	2.500	4.500	12.000	15.000
.688	25.000	8.500	12.750	2.750	5.500	15.000	16.500
.750	30.000	10.125	15.125	3.000	7.000	18.000	18.000
.813	35.000	18.875	17.800	3.250	8.000	22.000	19.500
.938	48.000	15.800	23.660	3.500	9.000	26.000	21.000
1.000	54.000	18.000	27.000	4.000	12.000	33.000	24.000
1.125	68.000	22.750	34.125	4.500	15.000	39.000	27.000
1.438	112.000	37.125	55.500	5.000	23.500	64.000	30.000
1.625	143.000	47.500	66.500	5.500	28.000	74.000	33.000
1.750	166.000	55.125	77.125	6.000	33.000	88.000	36.000
1.938	204.000	67.500	94.500	6.500	37.000	102.000	39.000
2.063	331.000	76.500	107.111	7.000	41.000	116.000	42.000
2.188	256.000	86.125	120.500	7.500	47.000	130.000	45.000
2.313	280.000	96.250	134.750	8.000	56.000	150.000	48.000
				9.000	65.000	180.000	54.000
				10.000	80.000	220.000	60.000

大索のさ吋	麻索		鐵鎖	
	重量尋封	常用力噸	耐緊力噸	切斷力噸
2.750	2,000	1,250	1,750	2,500
3.500	3,000	2,000	3,000	4,000
4.000	4,000	2,500	4,000	5,250
5.000	6,250	4,500	6,250	8,125
5.750	9,000	5,500	9,250	11,000
6.500	11,250	6,500	9,750	13,000
11.500	13,000	9,250	14,000	18,750
8.000	16,250	12,000	18,000	24,000
9.000	19,000	13,500	20,250	27,000
10.000	23,000	16,500	25,000	33,250
11.000	28,000	20,000	30,250	40,250
12.000	33,000	24,000	38,000	48,000
13.000	39,000	28,000	42,250	56,250
15.000	56,000	37,000	56,250	75,000
17.000	67,000	48,000	72,250	96,250
19.000	84,000	60,000	90,250	120,250
21.000	106,000	73,000	110,250	147,000
23.000	123,000	88,000	132,250	176,250
24.000	134,000	96,000	144,000	192,000
25.000	146,000	104,000	156,250	208,250

Safeworking load for stidechain = diameter<sup>2</sup> × 6.28

(四) 鐵鎖の使用力

(五) 角材の破斷力及び使用力を算出する式

$W = \frac{4bdas}{6 \times l}$   
 $W = \text{使用力}$   
 $4bdas = \text{角材の破斷力}$   
 $l = \text{支點よりの距離}$   
 $b = \text{封度にて表はせる水平幅}$   
 $d = \text{吋にて表はせる角材の垂直の厚さ}$   
 $a = \text{吋にて表はせる水平幅}$   
 $s = \text{樅材 (fir timber) に對する係數 6600}$

○鐵鎖の使用力 ○角材の破斷力及び使用力を算出する式 五四一

○金屬板各厚さ一平方尺の重量

五四三

亞鉛封	鉛封	銅封	眞鍮封	鋼封	鐵封	厚吋
2.3	3.7	2.9	2.7	2.6	2.5	.063
4.7	4.7	5.8	5.5	5.2	5.0	.125
7.0	11.1	8.7	8.2	7.8	7.5	.188
9.4	14.8	11.6	11.0	10.4	10.0	.250
11.7	18.5	14.5	13.7	13.0	12.5	.313
14.0	22.2	17.2	16.4	16.6	15.0	.375
16.4	25.9	20.0	19.2	18.2	17.5	.438
18.7	29.5	22.6	21.9	20.8	20.0	.500
21.1	33.2	25.7	24.6	23.4	22.5	.563
23.4	36.9	28.6	27.4	26.0	25.0	.625
25.7	40.6	31.4	30.1	28.6	27.5	.688
28.1	44.3	34.3	32.9	31.2	30.0	.750
30.4	38.0	37.2	35.6	33.8	32.5	.813
32.8	51.7	40.0	38.3	36.4	35.0	.875
35.1	55.4	42.9	41.2	39.0	37.5	.938
37.5	59.1	45.8	43.9	41.6	40.0	1

(七) 金屬板各厚さ一平方尺の重量

圓鐵封	角鐵封	徑又大はさ吋	圓鐵封	角鐵封	徑又大はさ吋
11.84	15.08	2.125	.164	.209	.250
13.27	16.91	2.250	.256	.326	.313
14.70	18.84	2.375	.369	.470	.375
16.30	20.87	2.500	.502	.640	.438
18.07	23.11	2.625	.656	.835	.500
19.84	25.26	2.755	.831	1.057	.563
21.68	27.91	2.875	1.025	1.305	.625
23.60	30.07	3.000	1.241	1.579	.688
27.70	35.28	3.250	1.476	1.879	.750
32.13	40.91	3.500	1.732	2.205	.813
36.89	46.97	3.750	2.011	2.556	.875
41.97	53.44	4.000	2.306	2.936	.938
47.38	60.32	4.250	2.620	3.340	1.000
53.12	67.83	4.500	3.320	4.220	1.125
59.16	75.35	4.750	4.090	5.250	1.250
65.58	83.51	5.000	4.960	6.350	1.375
72.30	92.46	5.250	5.900	7.510	1.500
79.35	101.03	5.500	6.920	8.820	1.625
86.73	111.43	5.750	8.030	10.290	1.750
94.43	120.24	6.000	9.220	11.740	1.875
—	—	—	10.49)	13.360	2.000

(六) 角鐵、圓鐵長さ一尺の重量

○角鐵、圓鐵長さ一尺の重量

五四二

亞鉛眞銅鋼

鉛 鍮 鐵

○、九二  
一、四七  
一、〇九  
一、一五  
一、〇二

(注意)  
本表に依り他の金屬の重量を算出し得べし、即ち鑄鐵ならば本表の重量に〇、九八を乗すべし

○水及び諸金屬の一立方呎に於ける重量 ○淡水量 五四四

(八) 水及び諸金屬の一立方呎に於ける重量

清水	62.5	封
海水	64.	"
鋼鐵	580.	"
鍊鐵	480.	"
鑄鐵	445.	"
銅	550.	"
真鍮	530.	"
黃銅	528.	"
亞鉛	445.	"
鉛	712.	"

(九) 淡水量

- 一噸は三五・九立方尺……………二百二十四ガロン(海水は三五立方尺)
- 一ハンドレット、ウエイト一・八立方尺……………十一・二ガロン
- 一封度は二七・七立方尺……………〇・一六三立方尺
- 一ガロンは二二七・二七立方尺……………
- 一ガロンの重量は十封度(海水は十封度二五)
- 一立方尺(華氏六十度)の重量は六二・四封度……………〇・〇二八噸……………五七七ハンドレット、ウエイト

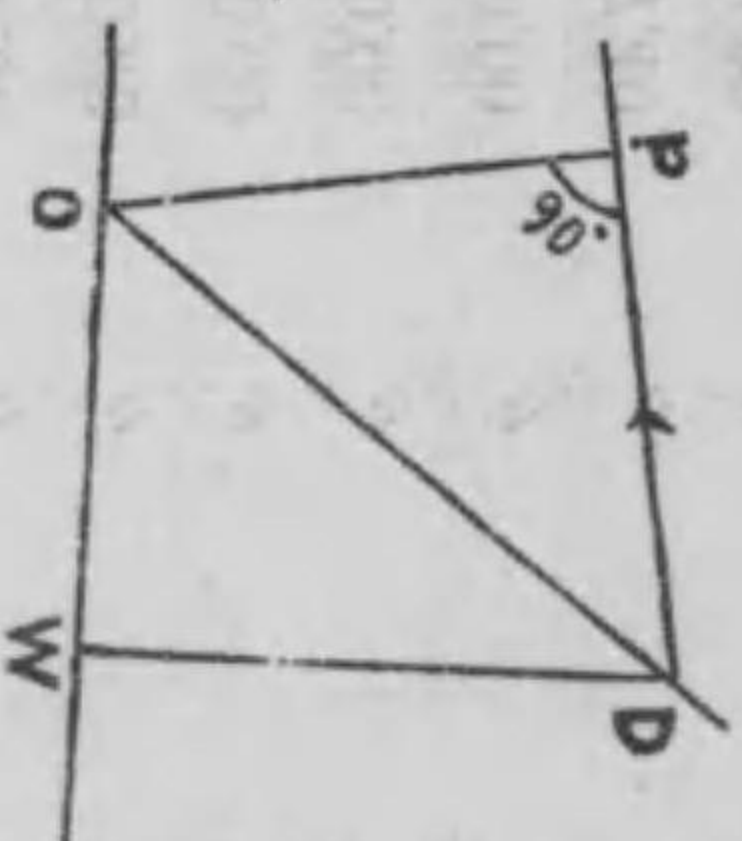
(一〇) 重量物扛下るときデリックのトップピング  
リフトに加はる力の算式

OD=length of a derrick.

OW=perpendicular distance of the weight from the fulcum.

ODP=angle between the derrick and topping-lift.

$$\text{Weight on topping-lift} = \frac{\text{weight} \times WO}{PO}$$



(一一) 船積貨物の重量

貨物種類	一立方尺に付	封度	噸	一噸に付	立方尺
杉	"	26.46	3201.66	"	84.65
檜	"	26.64	3323.44	"	84.08
杉(ホソノキ)	"	31.26	3782.46	"	71.65
檜	"	32.82	3971.22	"	68.25
松	"	35.53	4299.13	"	93.04
松	"	37.19	4499.99	"	60.23

○重量物扛下るときデリックのトップピングリフトに加はる力の算式 ○船積貨物の重量

○船積貨物の重量

トホガニー	ク	38.00	4598.00	〃	58.94
梶	ク	38.13	4613.73	〃	58.74
子	ク	52.00	6292.00	〃	43.07
エ	ク	53.00	6413.00	〃	42.24
ル	ク	{ 56.00	{ 6776.00	〃	{ 40.00
カ	ク	{ 60.00	{ 7260.00	〃	{ 37.33
白	ク	59.78	7233.38	〃	37.47
赤	ク	60.46	7315.66	〃	37.04
錫	ク	440.00	53240.00	〃	5.09
鑄	ク	444.00	53724.00	〃	5.04
鐵	ク	480.00	58080.00	〃	4.66
軟	ク	490.00	59290.00	〃	4.57
真	ク	520.00	62920.00	〃	4.30
銅	ク	550.00	66550.00	〃	4.07
鉛	ク	710.00	85910.00	〃	3.15
炭	ク	49.70	5977.40	〃	45.00
メソント	ク	84.00	10164.00	〃	26.66
石	ク	{ 95.00	{ 111495.00	〃	{ 23.57
セ	ク	{ 117.00	{ 14157.00	〃	{ 19.14



石	板	ク	100.00	12100.00	ク	22.40
ア	ア	ク	156.00	18876.00	ク	14.32
ス	ス	ク	48.00	5808.00	ク	46.66
米	油	ク	55.00	6655.00	ク	40.07
石	油	ク	59.00	7139.00	ク	37.96
種	油	ク	59.00	7139.00	ク	37.96
豚	油	ク	62.00	7502.00	ク	36.12
油	油	ク	68.00	7623.00	ク	32.94

第三項 航海術等に關する事項

(一) 磁氣指力の公式

AC=horizontal intensity.

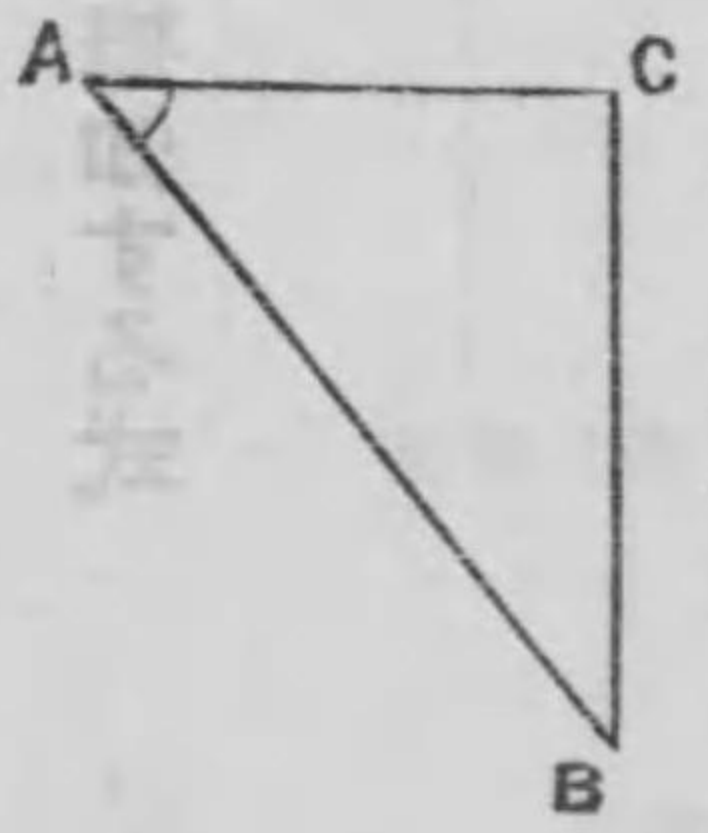
BC=vertical intensity.

AB=total intensity.

L BAC=dip.

total intensity = horizontal intensity X sec. dip

○磁氣指力の公式



○造船中の船首の磁気方位を概知する式  
○自差係数を算出する法

(二) 造船中の船首の磁気方位を概知する式

$$\text{Tan. } Z = \frac{C}{B} \quad B \text{ 及び } C \text{ は自差係数なり}$$

(三) 自差係数を算出する法

係数  $\Delta$  を求むるには四方點の自差を平均して之に多きもの、符號を附す可し  
係数  $\nabla$  を求むるには正西に於ける自差の附號を變じ正東の自差の平均を取り之れに其符號を配す可し而して他の各點に於ける  $\Delta$  は南北點より船首方位角の正弦に係数  $\Delta$  を乗じて求むることを得

係数  $\circ$  を求むるには正南に於ける自差の符號を變じ正北の自差の平均を取り之れに其符號を附す可し而して他の各點に於ける  $\circ$  は南北點より船首方位角の餘弦に係数  $\circ$  を乗じて求むることを得

係数  $\sphericalangle$  を求むるには北西及南東に於ける自差の符號を變じ北東及南西の自差の平均を取り之れに其符號を配す可し而して他の各點に於ける  $\sphericalangle$  は四方點より船首方位角二倍の正弦に係数  $\sphericalangle$  を乗じて求むることを得

係数  $\searrow$  を求むるには東西に於ける自差の符號を變じ南北に於ける自差の平均を取り之れに其符號を配す可し而して他の各點に於ける  $\searrow$  は四方點より船首方位角二倍の餘弦

に係数  $\searrow$  を乗じて求むることを得

(四) 正横距離算出因数表

角度	係數	角度	係數	角度	係數
39°...	.81	51°...	1.23	63°...	1.96
40 ...	.84	52 ...	1.28	64 ...	2.05
41 ...	.87	53 ...	1.33	65 ...	2.14
42 ...	.90	54 ...	1.38	66 ...	2.25
43 ...	.93	55 ...	1.43	67 ...	2.36
44 ...	.97	56 ...	1.48	68 ...	2.48
45 ...	1.00	57 ...	1.54	69 ...	2.61
46 ...	1.04	58 ...	1.60	70 ...	2.75
47 ...	1.07	59 ...	1.66	71 ...	2.90
48 ...	1.11	60 ...	1.73	72 ...	3.08
49 ...	1.15	61 ...	1.80	73 ...	3.27
50 ...	1.19	62 ...	1.88	74 ...	3.49



航程 3 哩

50°の因数 = 1.19

航程 3 哩 × 因数 1.19 = 正横距離 x

$$\begin{array}{r} 1.19 \\ \times 3 \\ \hline 3.57 \end{array}$$

正横距離 x = 3.57 哩

(五) 正横距離前知表

○正横距離算出因数表 ○正横距離前知表

○正横距離前知表

物體距離	船				首				
	1/4	1/2	3/4	1	1 1/4	1 1/2	1 3/4	2	2 1/4
1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
2	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
3	0.1	0.3	0.4	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.3
4	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7
5	0.2	0.5	0.7	1.0	1.2	1.5	1.7	1.9	2.1
6	0.3	0.6	0.9	1.2	1.5	1.7	2.0	2.3	2.6
7	0.3	0.7	1.0	1.4	1.7	2.0	2.4	2.7	3.0
8	0.4	0.8	1.2	1.6	1.9	2.3	2.7	3.1	3.4
9	0.4	0.9	1.3	1.8	2.2	2.6	3.0	3.4	3.8
10	0.5	1.0	1.5	2.0	2.4	2.9	3.4	3.8	4.3
11	0.5	1.1	1.6	2.1	2.7	3.2	3.7	4.2	4.7
12	0.6	1.2	1.8	2.3	2.9	3.5	4.0	4.6	5.1
13	0.6	1.3	1.9	2.5	3.2	3.8	4.4	5.0	5.6
14	0.7	1.4	2.1	2.7	3.4	4.1	4.7	5.4	6.0
15	0.7	1.5	2.2	2.9	3.6	4.4	5.1	5.7	6.4
16	0.8	1.6	2.3	3.1	3.9	4.6	5.4	6.1	6.8
17	0.8	1.7	2.5	3.3	4.1	4.9	5.7	6.5	7.3
18	0.9	1.8	2.6	3.5	4.4	5.2	6.1	6.9	7.7
19	0.9	1.9	2.8	3.7	4.6	5.5	6.4	7.3	8.1
20	1.0	2.0	2.9	3.9	4.9	5.8	6.7	7.7	8.6
21	1.0	2.1	3.1	4.1	5.1	6.1	7.1	8.0	9.0
22	1.1	2.2	3.2	4.3	5.3	6.4	7.4	8.4	9.4
23	1.1	2.3	3.4	4.5	5.6	6.7	7.7	8.8	9.8
24	1.2	2.4	3.5	4.7	5.8	7.0	8.1	9.2	10.3
25	1.2	2.5	3.7	4.9	6.1	7.3	8.4	9.6	10.7
26	1.3	2.6	3.8	5.1	6.3	7.5	8.8	10.0	11.1
27	1.3	2.7	4.0	5.3	6.6	7.8	9.1	10.3	11.5
28	1.4	2.8	4.1	5.5	6.8	8.1	9.4	10.7	12.0
29	1.4	2.9	4.3	5.7	7.0	8.4	9.8	11.1	12.4
30	1.5	3.0	4.4	5.9	7.3	8.7	10.1	11.5	12.8
31	1.5	3.1	4.5	6.0	7.5	9.0	10.4	11.9	13.3
32	1.6	3.2	4.7	6.2	7.8	9.3	10.8	12.2	13.7

角 度

2 1/2	2 3/4	3	3 1/4	3 1/2	3 3/4	4	4 1/4	4 1/2
0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.8
0.9	1.0	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	1.5
1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3
1.9	2.1	2.2	2.4	2.5	2.7	2.8	3.0	3.1
2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	3.4	3.5	3.7	3.9
2.8	3.1	3.3	3.6	3.8	4.0	4.2	4.4	4.6
3.3	3.6	3.9	4.2	4.4	4.7	4.9	5.2	5.4
3.8	4.1	4.4	4.8	5.1	5.4	5.7	5.9	6.2
4.2	4.6	5.0	5.4	5.7	6.0	6.4	6.7	7.0
4.7	5.1	5.6	6.0	6.3	6.7	7.1	7.4	7.7
5.2	5.7	6.1	6.6	7.0	7.4	7.8	8.2	8.5
5.7	6.2	6.7	7.1	7.6	8.1	8.5	8.9	9.3
6.1	6.7	7.2	7.7	8.2	8.7	9.2	9.6	10.1
6.6	7.2	7.8	8.3	8.9	9.4	9.9	10.4	10.8
7.1	7.7	8.3	8.9	9.5	10.1	10.6	11.1	11.6
7.5	8.2	8.9	9.5	10.1	10.7	11.3	11.9	12.4
8.0	8.7	9.4	10.1	10.8	11.4	12.0	12.6	13.1
8.5	9.3	10.0	10.7	11.4	12.1	12.7	13.4	13.9
9.0	9.8	10.6	11.3	12.0	12.8	13.4	14.1	14.7
9.4	10.3	11.1	11.9	12.7	13.4	14.1	14.8	15.5
9.9	10.8	11.7	12.5	13.3	14.1	14.8	15.6	16.2
10.4	11.3	12.2	13.1	14.0	14.8	15.6	16.3	17.0
10.8	11.8	12.8	13.7	14.6	15.4	16.3	17.0	17.8
11.3	12.3	13.3	14.3	15.2	16.1	17.0	17.8	18.5
11.8	12.9	13.9	14.9	15.9	16.8	17.7	18.5	19.3
12.3	13.4	14.4	15.5	16.5	17.5	18.4	19.3	20.1
12.7	13.9	15.0	16.1	17.1	18.1	19.1	20.0	20.9
13.2	14.4	15.6	16.7	17.8	18.8	19.8	20.7	21.6
13.7	14.9	16.1	17.3	18.4	19.5	20.5	21.5	22.4
14.1	15.4	16.7	17.9	19.0	20.1	21.2	22.2	23.2
14.6	15.9	17.2	18.5	19.7	20.8	21.9	23.0	24.0
15.1	16.4	17.8	19.1	20.3	21.5	22.6	23.7	24.7

○正横距離前知表

○水平面に目標の現出を認めたるとき其距離を見出す表

(六) 水平面に目標の現出を認めたるとき其距離を見出す表

高、尺	距、里	高、尺	距、里	高、尺	距、里	高、尺	距、里
1	1.15	25	5.74	49	8.0	440	24.1
2	1.62	26	5.86	50	8.1	480	25.2
3	1.99	27	5.97	55	8.5	520	26.2
4	2.30	28	6.08	60	8.9	560	27.2
5	2.57	29	6.18	65	9.3	600	28.1
6	2.81	30	6.30	70	9.6	640	29.1
7	3.04	31	6.40	75	9.9	680	30.0
8	3.25	32	6.50	80	10.3	840	31.2
9	3.45	33	6.60	85	10.6	880	32.1
10	3.68	34	6.70	90	10.9	940	33.3
11	3.81	35	6.80	95	11.2	780	34.1
12	3.98	36	6.90	100	11.5	840	35.2
13	4.14	37	6.99	110	12.1	980	36.0
14	4.30	38	7.09	130	13.1	1000	36.3
15	4.45	39	7.17	150	14.1	1200	36.8
16	4.60	40	7.27	170	16.0	1400	43.0
17	4.73	41	7.36	200	16.2	1600	46.0
18	4.87	42	7.44	220	17.0	2000	51.4
19	5.01	43	7.54	250	18.2	2500	57.4
20	5.14	44	7.62	280	19.2	3000	63.0
21	5.26	45	7.70	310	20.2	3500	68.0
22	5.39	46	7.79	340	21.2	4000	72.7
23	5.51	47	7.88	370	22.1	4500	77.0
24	5.62	48	7.96	400	23.0	5000	81.2

(七) 兩側の方位と兩側間の航程とを以て燈臺或は

或目標の距離を算出する表

針路と後測目標間の角度	針路と初測目標間の角度	4	4½	5	5½	6	6½	7	7½	8	8½	9	9½	10	10½	點
1.00	1.23	0.81	0.69	0.60	0.54	0.49	0.46	0.43	0.41	0.40	0.39	0.38	0.38	0.38	0.38	2
1.23	1.45	1.00	0.85	0.74	0.67	0.61	0.57	0.53	0.51	0.49	0.48	0.47	0.47	0.47	2½	2½
1.45	1.66	1.17	1.00	0.85	0.74	0.67	0.61	0.57	0.53	0.51	0.49	0.48	0.47	0.47	3	3½
1.66	1.85	1.35	1.14	1.00	0.85	0.74	0.67	0.61	0.57	0.53	0.51	0.49	0.48	0.47	3½	4
1.85	2.02	1.50	1.27	1.11	1.00	0.85	0.74	0.67	0.61	0.57	0.53	0.51	0.49	0.48	4	4½
2.02	2.17	1.64	1.39	1.22	1.09	1.00	0.85	0.74	0.67	0.61	0.57	0.53	0.51	0.49	4½	5
2.17	2.30	1.77	1.46	1.29	1.14	1.04	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	5	5½
2.30	2.41	1.87	1.58	1.31	1.18	1.08	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	5½	6
2.41	2.50	1.96	1.66	1.39	1.25	1.14	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	6	6½
2.50	2.56	2.03	1.72	1.46	1.31	1.19	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	6½	7
2.56	2.60	2.08	1.76	1.51	1.31	1.19	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	7	7½
2.60	2.61	2.11	1.76	1.51	1.31	1.19	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	7½	8
2.61	2.60	2.12	1.76	1.51	1.31	1.19	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	8	8½
2.60	2.60	2.12	1.76	1.51	1.31	1.19	0.93	0.80	0.76	0.74	0.74	0.74	0.74	0.74	8½	

○兩側の方位と兩側間の航程とを以て燈臺或は或目標の距離を算出する表

○晴雨計に依りて高さを測る公式  
 ○寒暖計に依りて高さを測る公式

(八) 晴雨計に依りて高さを測る公式

(高さ 2000 呎以内)

$$X = 52500 \left( \frac{H-h}{H+h} \right) \left( 1 + \frac{2(T+h)}{1000} \right)$$

X = 高さ呎

H = 低所の氣壓

h = 高所の氣壓

T = 低所の氣溫(攝氏)    t = 高所の氣溫(攝氏)

(九) 寒暖計に依りて高さを測る公式

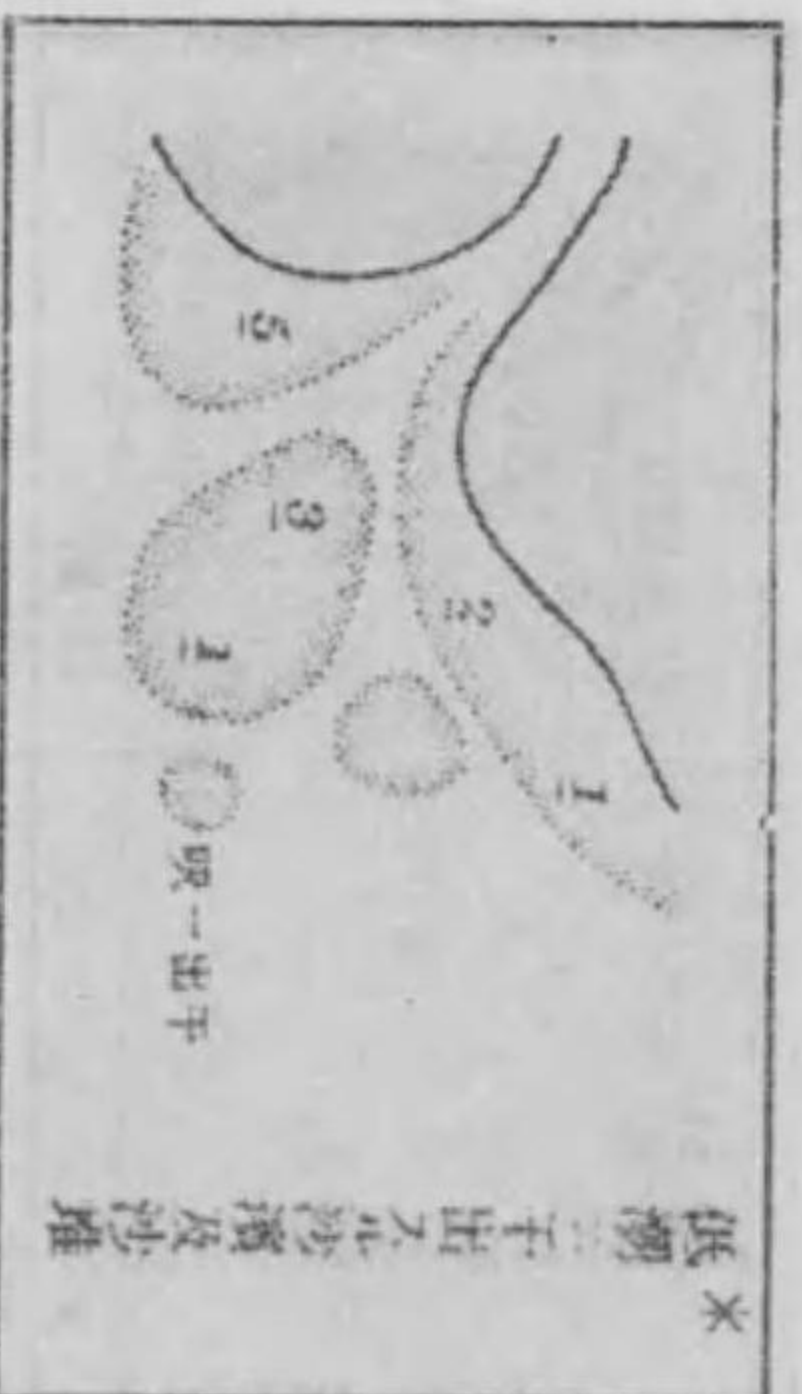
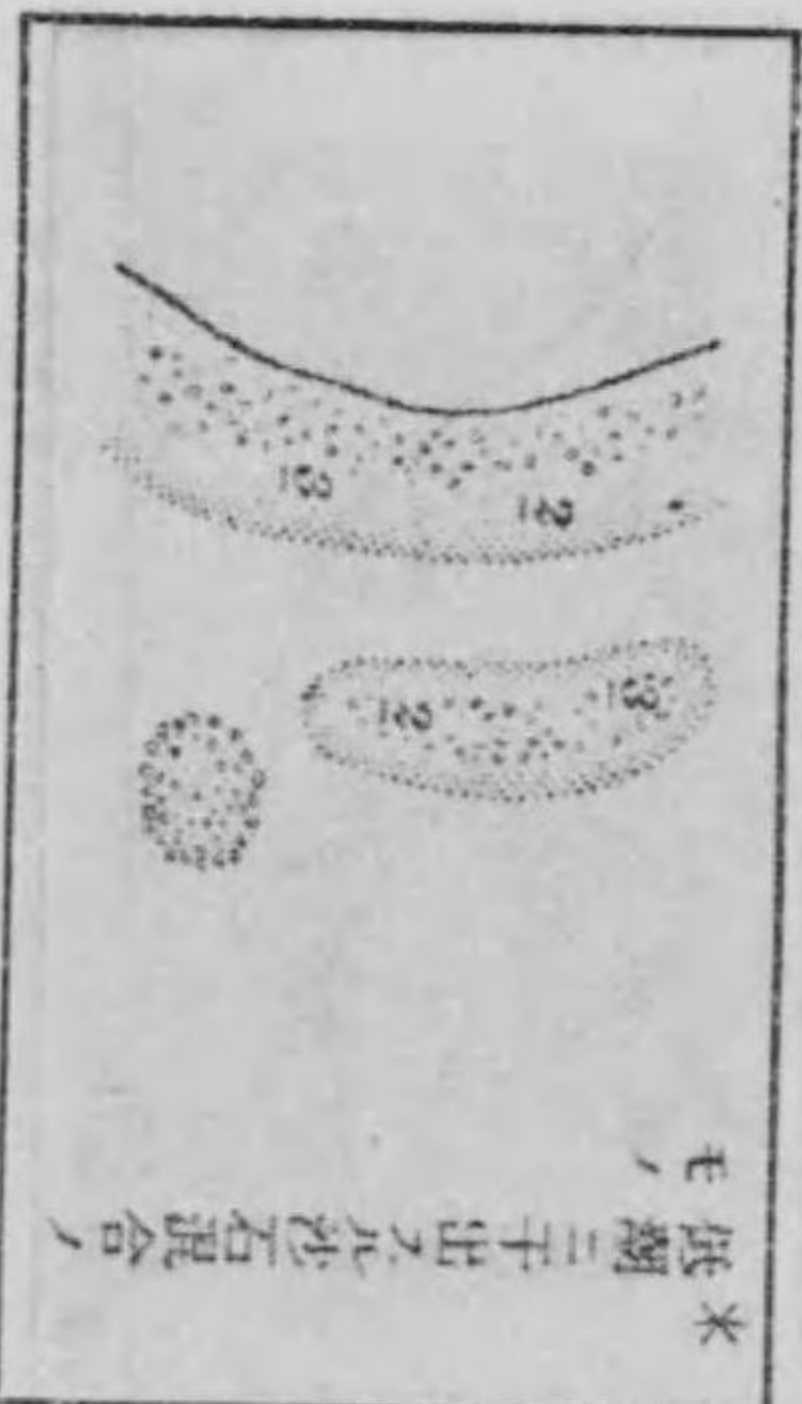
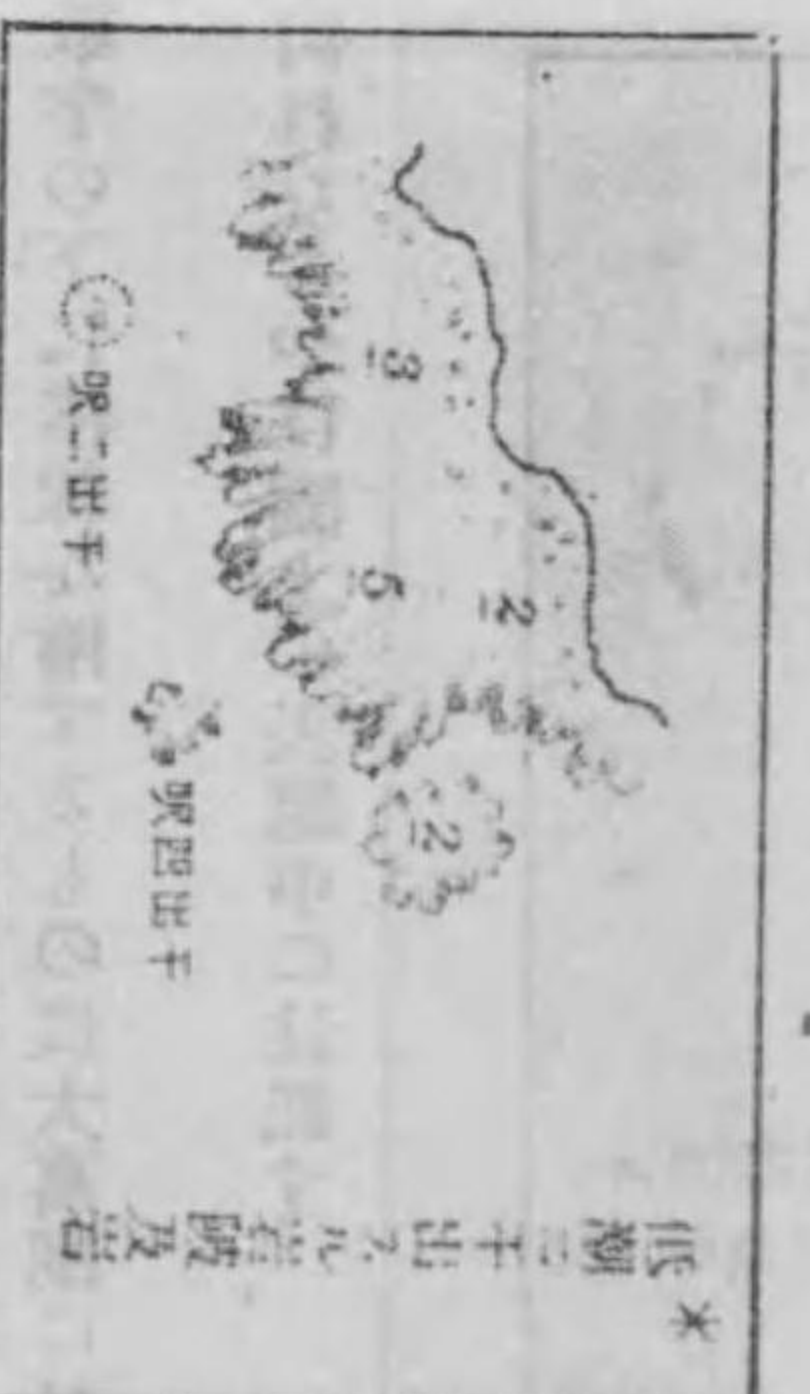
X = 538 (212 - t)

X = 高さ呎

t = 沸騰點(華氏)

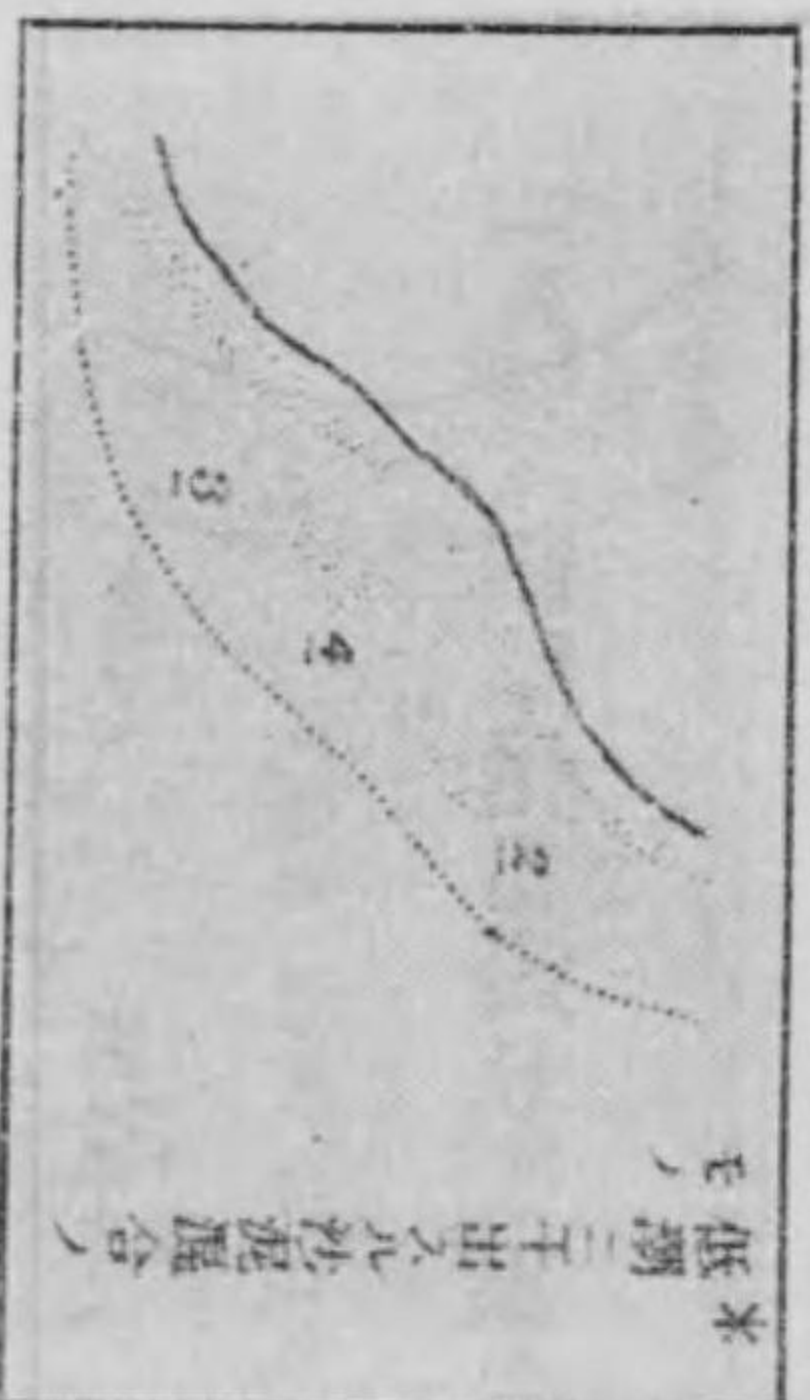
(一〇) 水路部刊行海軍海圖式拔萃

(イ) 記 號

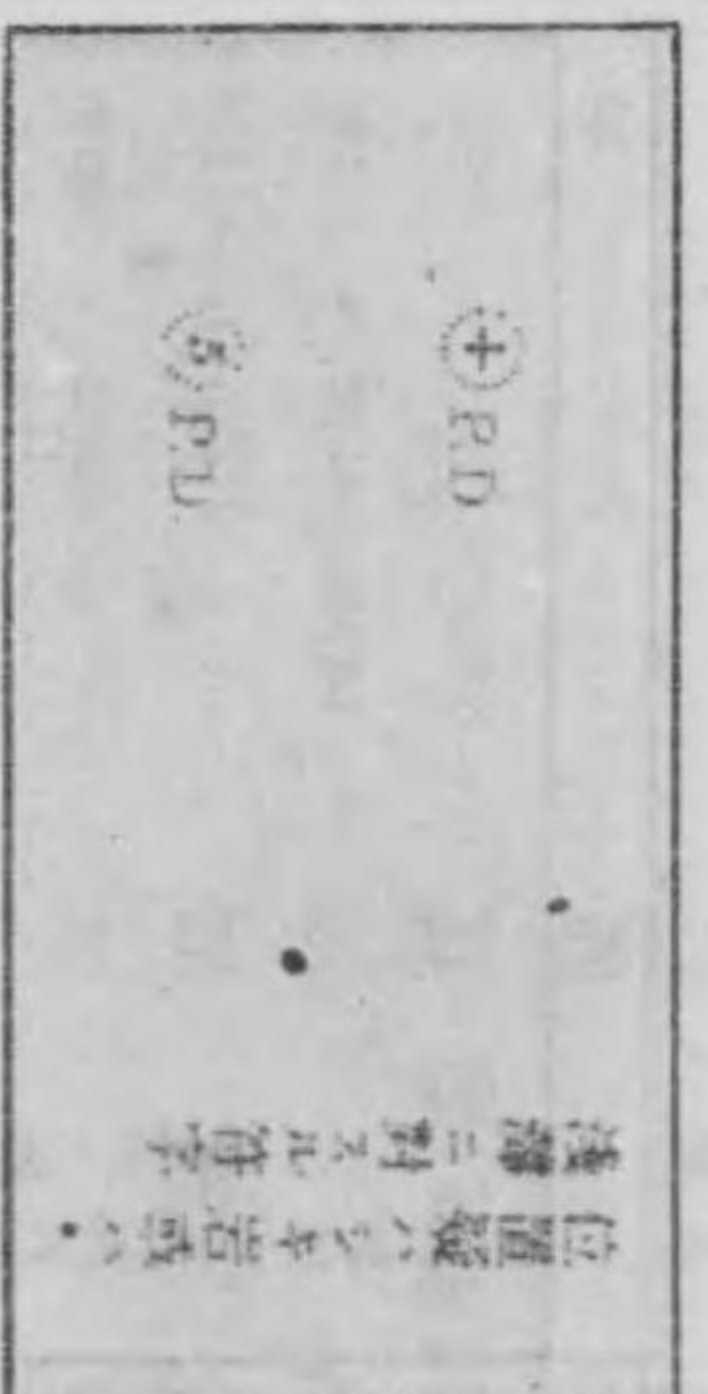
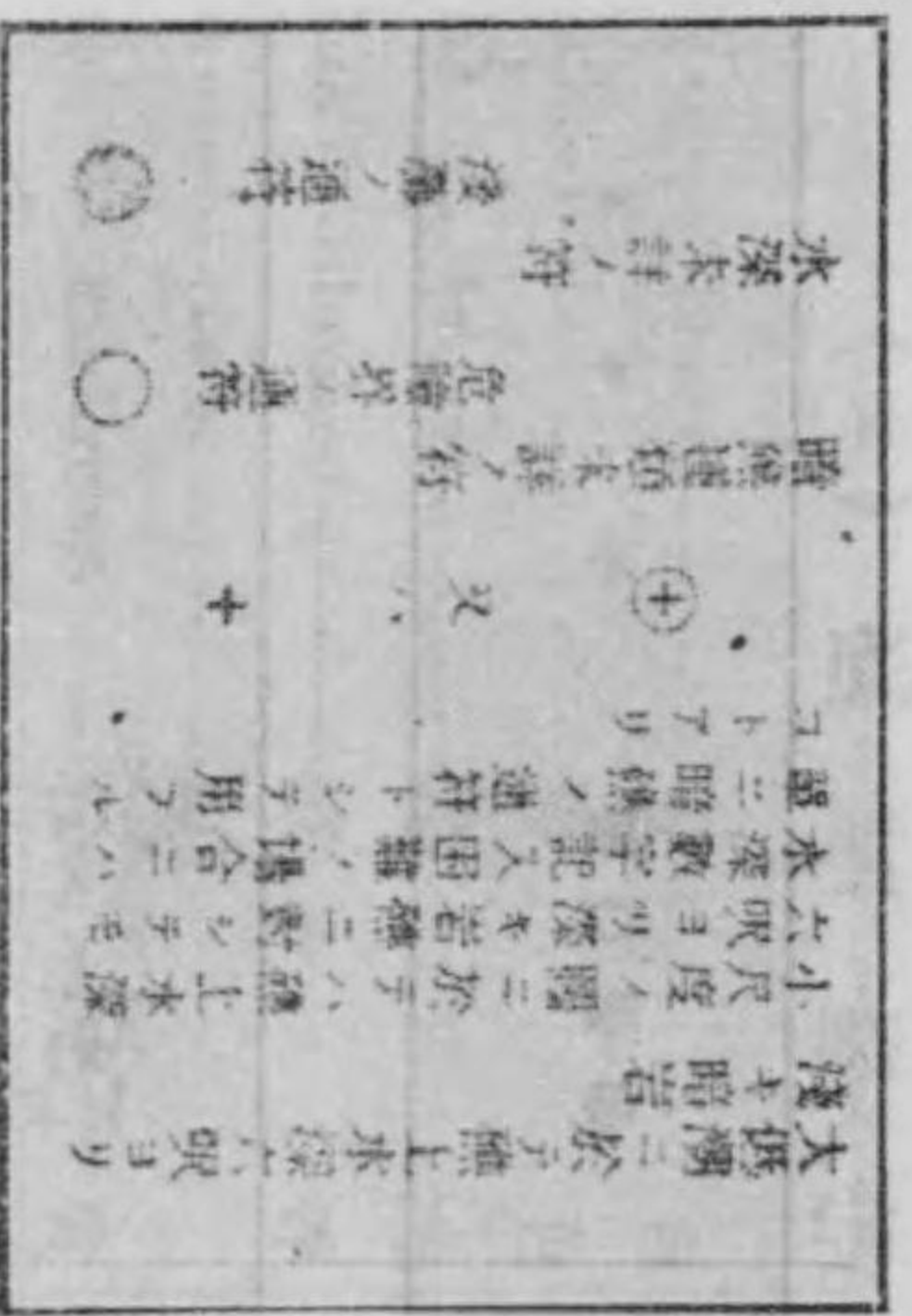
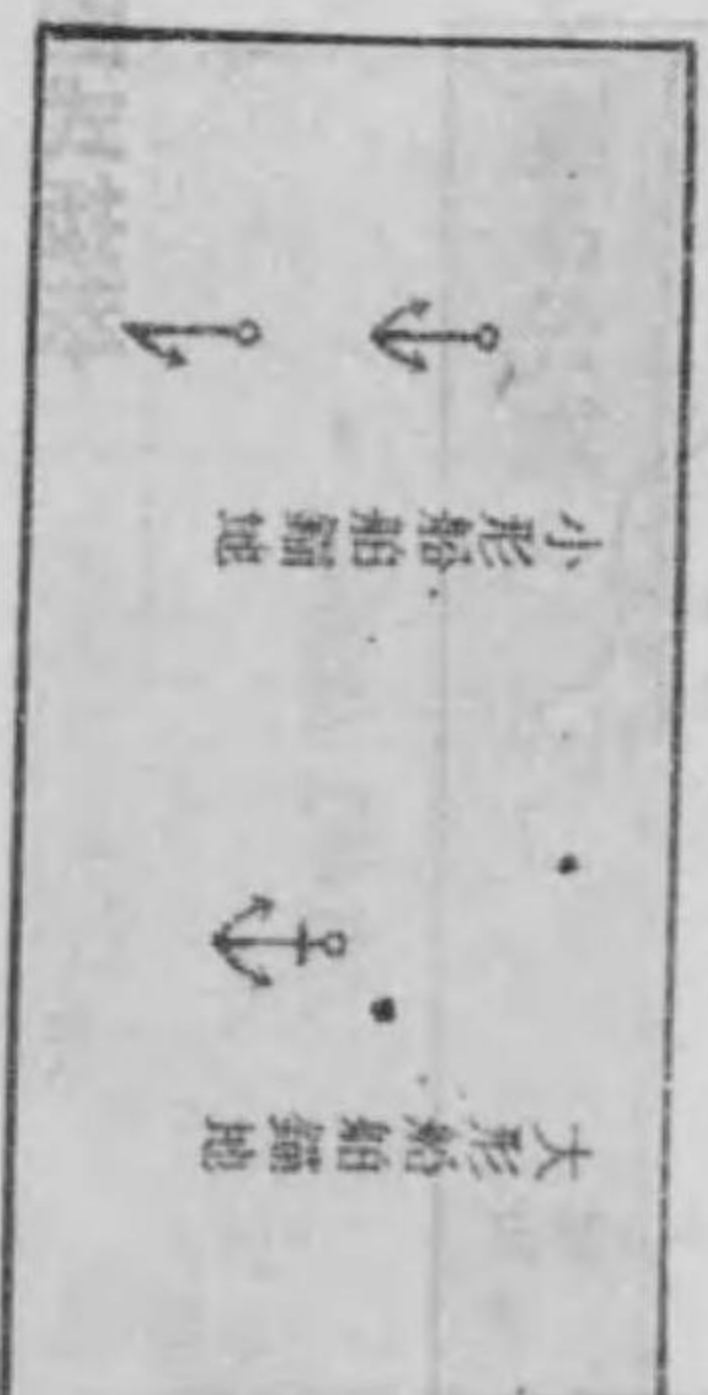
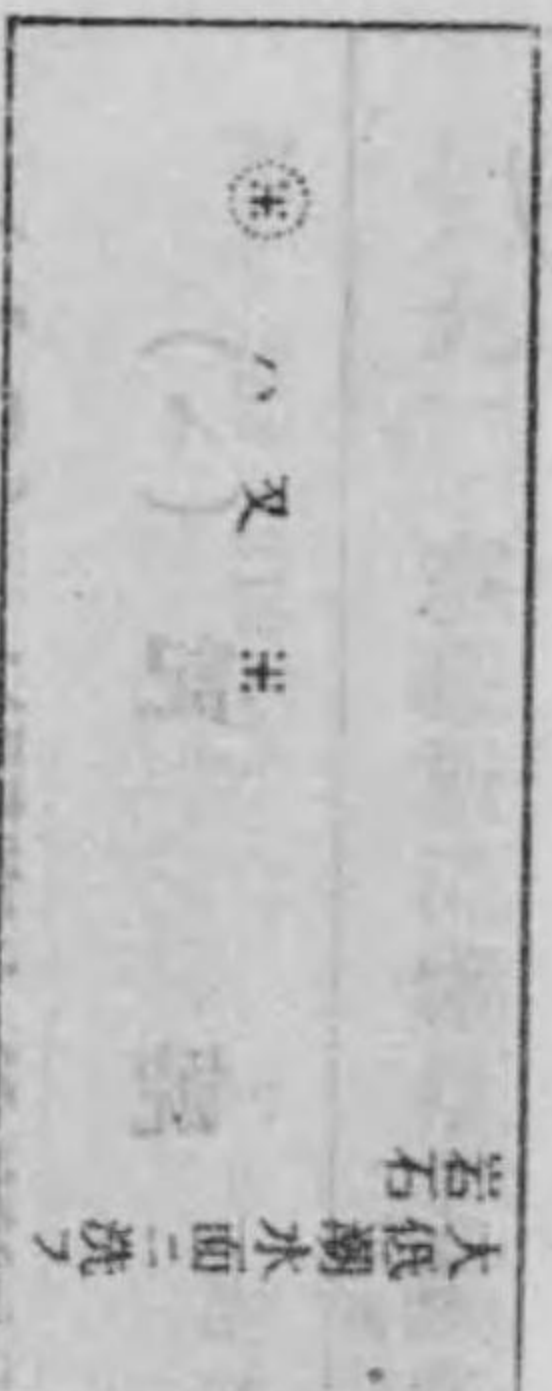


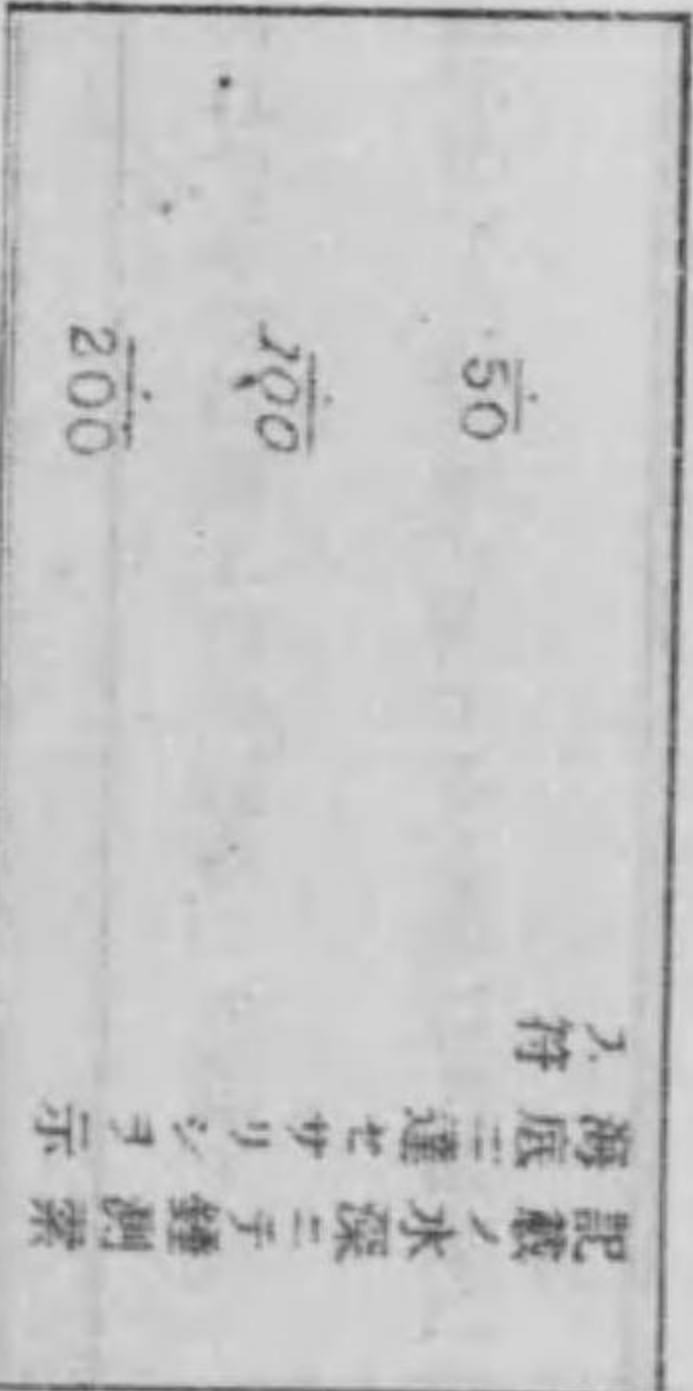
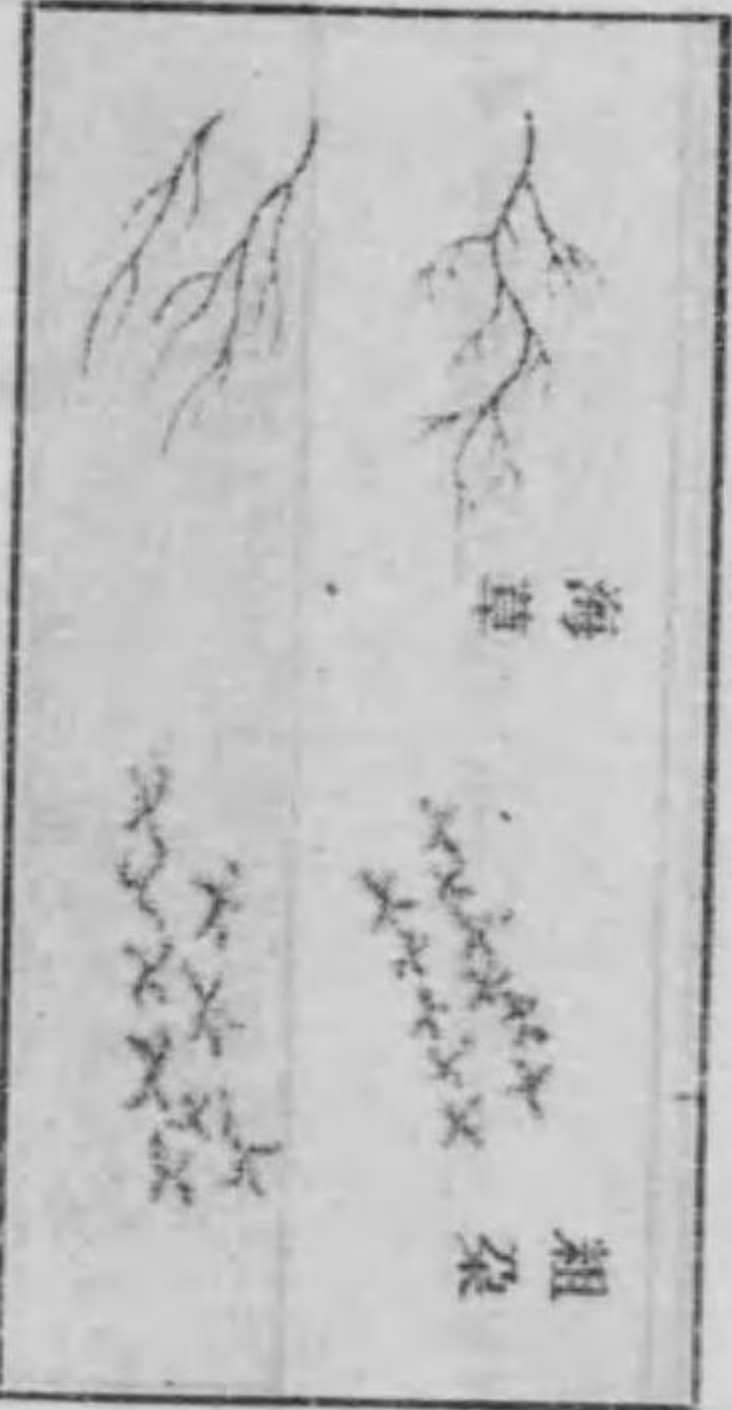
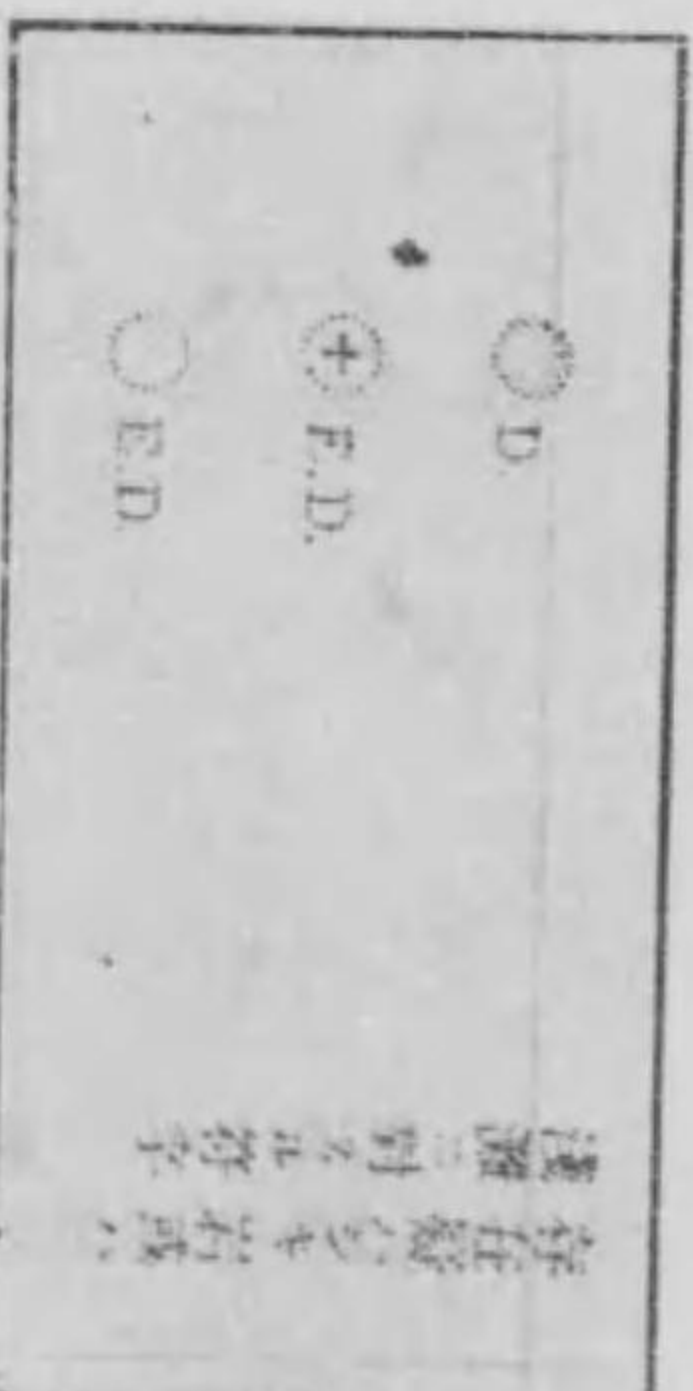
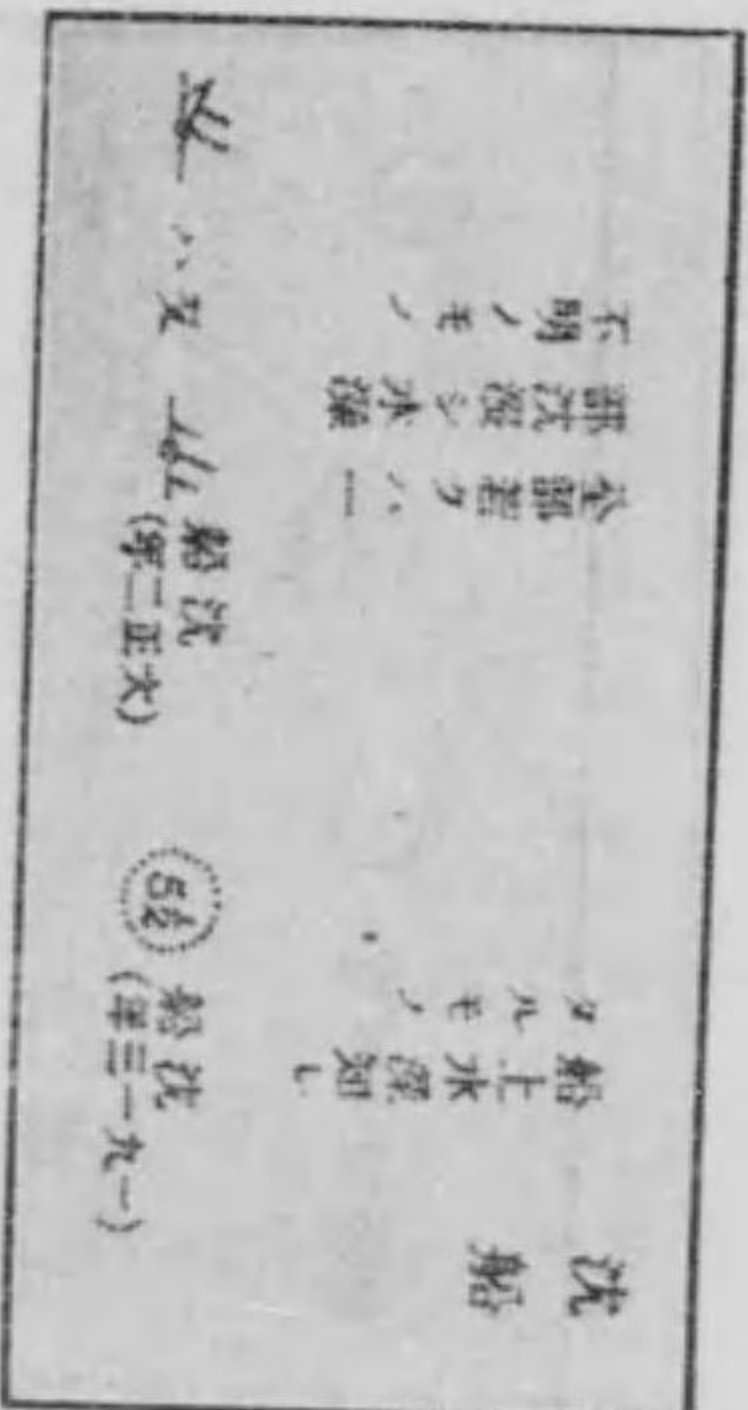
○水路部刊行海軍海圖式拔萃





▼右の記號例に於て干出岩堆上に記せる數字の下に横線を附するものは大高潮に於ける水深或は大低潮面上の高を示す其の何れなるやは圖上の表題中に注記す





(ロ) 底質略字

b. .... blue	藍	色
blk. .... black	黒	色
br. .... brown	褐	色
brk. .... broken	破	碎
c. .... coarse	粗	質
cal. .... calcareous	石	質
chk. .... chalk	白	質
chac. ... chocolate	チョコレート	色
cin. .... cinders	燐	滓
cl. .... clay	粘	土
cri. .... coral	石	花(珊瑚)
d. .... dark	暗	藻
di. .... diatom	珪	
f. .... fine	細	
fo. .... foraminifera	有孔虫	

g. .... gravel	礫	色
gl. .... globigerina	グロビゲリ	ナ
gn. .... green	緑	色
grd. .... ground	粉	末
gy. .... gray	灰	色
h. .... hard	堅	
l. .... large	大	ナ
lv. .... lava	熔	岩
lt. .... light	輕	岩
m. .... mud	泥	き
mad. .... madrepora	石	露(石珊瑚)
man. ... manganese	滿	徳
ml. .... marl	泥	岩
mus. ... mussels	貽	貝
oye. .... oysters	牡	蠣

oz. ....ooze.....軟泥  
 peb. ...pebbles .....圓礫  
 pt. ....pteropod .....翼足類石  
 punn. ...punice.....浮岩  
 r.....rock.....岩  
 rad.....radiolaria .....放射虫  
 s.....sand.....沙  
 sc. ....scorioc.....熔岩滓  
 sft. ....soft. ....軟殼  
 sh. ....shells .....殼  
 shin ...shingle.....粗礫

sm. ....small .....小  
 sp. ....sponge.....海绵  
 spk.....specks .....斑  
 st. ....stone .....石  
 stf. ....stiff .....硬  
 stk.....sticky .....粘  
 t.....tufa .....凝灰山  
 vol.....volcanic .....火山  
 w. ....white .....白  
 w. ....weed .....草  
 y. ....yellow .....黃色

(ハ) 潮汐記號

Equinl.....Equinoctial .....分點  
 M. H. W. S.....mean high water  
 spring .....大潮平均水面

m. ....minute .....分  
 fl.....flood .....漲潮  
 Np.....neap tide .....小潮

sp. ....spring tide .....大潮  
 current .....海流  
 1st Qr. 2nd Qr. 等は各半小潮を示す  
 I h, II h は等高潮時又は低潮時後の第一時, 第二時等を示す  
 矢符上の黑點數は高潮時又は低潮時後の時數を示す  
 高潮後三時即ち落潮三時を示す  
 低潮後四時即ち漲潮四時を示す  
 海流及び潮流の速度は箭にて示す  
 1 km.  
 5 km.

flood tide stream .....漲潮流  
 ebb tide stream .....落潮流  
 2nd. Qr.  
 II h.

第四項 機關術に關する事項

(一) 筒形汽罐重量概算式

D = 汽罐の直径  
 L = 長さ  
 P = 最大汽壓  
 S H = 汽罐受熱面積  
 G = 總熱量  
 C<sub>2</sub> = 定數  
 $Q = C_2 (D^2 + H S) (P \times 60)$

○筒形汽罐重量概算式

○Co-efficients of performance.

五六一

筒形汽罐にして自然通風のもの	$\frac{1}{27000}$
同 上 強壓通風のもの	$\frac{1}{25700}$
筒形兩口汽罐にして自然通風のもの	$\frac{1}{30000}$
同 上 強壓通風のもの	$\frac{1}{28600}$

H S 未知なる時此の値を知らんには次の式を以て算出す

$$H S = C_1 \times D^2 L$$

$C_1$  は定数にして次の如き値として計算するも大差なかるべし

筒形汽罐にして自然通風のもの	0.9
同 上 強壓通風のもの	0.95 — 1.0
筒形兩口汽罐にして自然通風のもの	1.0
同 上 強壓通風のもの	1.05

(11) Co-efficients of performance.

(a) Co-efficients of performance =  $\frac{A V^2}{1.H.P.}$

(b) " " " " =  $\frac{D^{\frac{3}{2}} V^3}{1.H.P.}$

上式に於て A = 平方呎に於ける船の中央浸水切断面積

D = 船の排水噸數

V = 海里に於ける一時間の船の速力

(三) 抵抗と推進

$D = L, L = \sqrt[3]{D}$   $L =$  長さ

$W = 5 \times L^2 = 5 \times (\sqrt[3]{D})^2$   $D =$  排水量

即  $W \sim D^{\frac{2}{3}}$   $W =$  觸水表面積

又  $W \sim R$   $R =$  抵抗

$\therefore R \sim D^{\frac{2}{3}}$

又  $L^2 = (\sqrt[3]{D})^2 = D^{\frac{2}{3}}$